

環境省発注業務

平成 24 年度海岸漂着物処理協力対策調査業務

報 告 書

平成 25 年 3 月

受託：株式会社アストジェイ

目次

調査概要	4
・ 海岸漂着物処理推進法施行状況調査	5
1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	5
2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）	6
3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）	12
4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）	13
5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	13
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	16
7 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	19
8 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の 実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	23
9 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）	28
10 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第 29 条）	30
11 都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題	34
・ 地域 GND 基金執行状況調査	76
1 地域 GND 基金の用途	76
2 地域 GND 基金実施にあたってのメリット・デメリット・改善点	77
3 海岸漂着物の回収処理量(36,160t)とその内訳	81
4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体	82
5 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容	85
・ 専門家委員会とりまとめ	87
1 第 6 回 平成 24 年 12 月 11 日実施	87
2 第 7 回 平成 25 年 2 月 15 日実施	92
・ ヒアリング調査結果	96
1 防衛大学校 山口晴幸 教授	96
2 国際環境研究協会 安田 様	98
・ アンケート調査票	101

調査概要

(1) 調査趣旨

海岸漂着物対策に関する施策の着実な推進を図るため、各都道府県における海岸漂着物処理推進法に関する取組状況等を把握する目的で、海岸漂着物処理推進法の施行状況及び地域 G N D 基金執行状況に関するアンケートを実施した。(調査票は巻末に添付)

調査の結果を集計し、今年7月で施行後3年が経過する海岸漂着物処理推進法について、「海岸漂着物対策推進会議」及び「海岸漂着物対策専門家会議」において、同法の見直しの検討するための基礎資料とする。

(2) 調査時期

平成 24 年 12 月 19 日 ~ 2 週間程度

従って、調査結果は平成 24 年 12 月 19 日時点のものである。

(3) 調査対象

全国 47 都道府県

(4) 調査方法

電子メールで調査票を配布し、各都道府県の担当者から電子メールで回収した。

(5) 回収率

47 都道府県すべてから回答を得た。(100.0%)

(6) 報告書内の語句

報告書内では、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューディール基金を利用した項目は「(GND)」のうちのうち、H24 年度に新たに実施した項目は「(H24 新)」のうちのうち、H24 年度に継続している項目は「(H24 継続)」のうちのうち、それ以外については「分類無」と記載している。

．海岸漂着物処理推進法施行状況調査

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について表1-1、図1-1に示した。策定済みとしたのは29自治体であり、策定中又は策定予定有りとした6自治体を合わせると、35自治体（全体の75%）であった。

平成 24 年 12 月 19 日時点

策定状況	自治体数	自治体名
策定済	29	(1)H23年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、富山県、兵庫県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、沖縄県 (2)H23年4月以降：宮城県、愛知県、三重県、京都府、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県
策定中 (策定予定時期)	4	東京都（時期未定）、新潟県（H25.3）、和歌山県（H25.3）、島根県（H25.3）
未策定 (策定予定有)	2	岩手県（時期未定）、大阪府（時期未定）
未策定 (策定予定無)	12	福島県、群馬県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県
計	47	

表 1-1 地域計画の策定状況

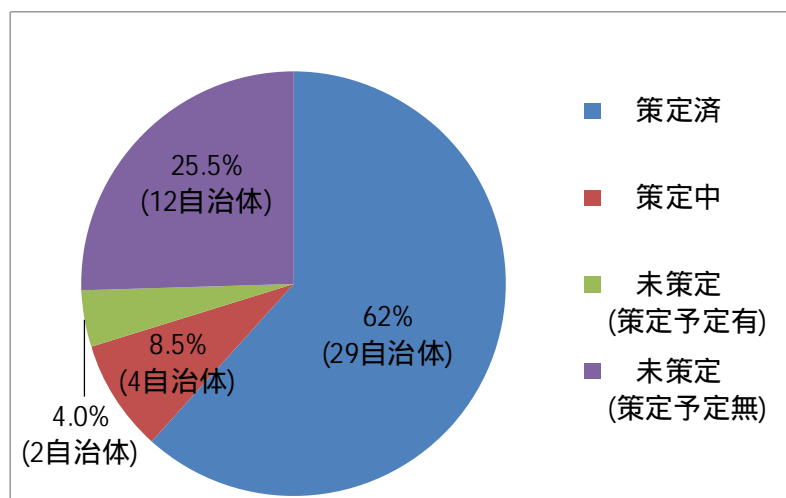


図 1-1 地域計画の策定状況

2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第 15 条関係）

組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表2-1、図2-1に示した。組織済みとしたのは25自治体であり、全体の53%であった。

組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「他の形式の会議で対応しているため」のほか、「震災対応で地域計画を策定できる状況ではない」、「海岸がないため」が見られた。

表 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

組織状況	自治体数	自治体名
組織済み	25	(1)H23年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、島根県、香川県、徳島県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (2)H23年4月以降：京都府、和歌山県、兵庫県、山口県、愛媛県、福岡県
組織予定有	0	
組織予定無	21	岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、大阪府、岡山県、広島県、鳥取県、高知県、宮崎県
検討中	1	茨城県
計	47	

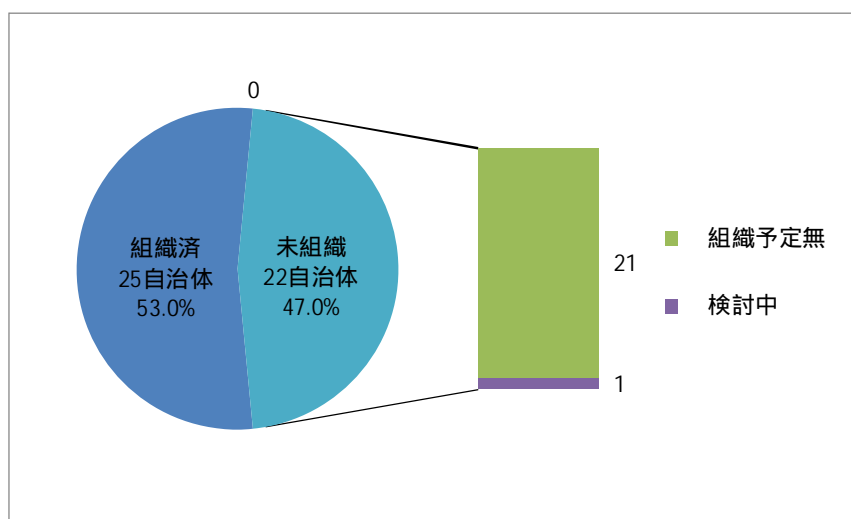


図 2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

協議会の開催状況

「組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（25自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況及び開催回数（年平均回数、平成24年度開催回数）について表2-2-1～表2-2-3、図2-2-1～図2-2-3に示した。

協議会を定期的で開催しているとしたのは6自治体であり、年平均回数は、1回～2回が最も多かった。また平成24年度11月末までの開催回数は「0回」とする自治体が最も多かった。

表2-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無（25自治体対象）

年間開催時期	自治体数	自治体名
定期的	6	北海道、山形県、富山県、京都府、大分県、熊本県
不定期	19	青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、愛知県、三重県、和歌山県、兵庫県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
計	25	

表2-2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数（平成23年度までの年平均回数）

年平均回数	自治体数	自治体名
1回～2回未満	12	北海道、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県(1.5回)、京都府、兵庫県、島根県、福岡県、長崎県、熊本県(1.3回)
2回～3回未満	8	青森県、山形県、愛知県、和歌山県、香川県(2.7回)、佐賀県、大分県、鹿児島県
3回以上	5	三重県、山口県、徳島県、愛媛県、沖縄県
計	25	

表2-2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数

(平成24年度の開催数(平成24年12月19日時点))

H24年度の開催数	自治体数	自治体名
0回	17	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、鹿児島県、沖縄県
1回	4	山形県、福岡県、佐賀県、熊本県
2回	1	大分県
3回以上	3	愛知県(4回)、山口県(3回)、長崎県(7回)
計	25	

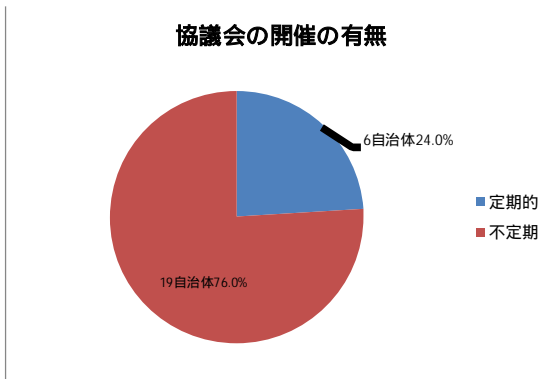


図2-2-1 協議会の開催の有無

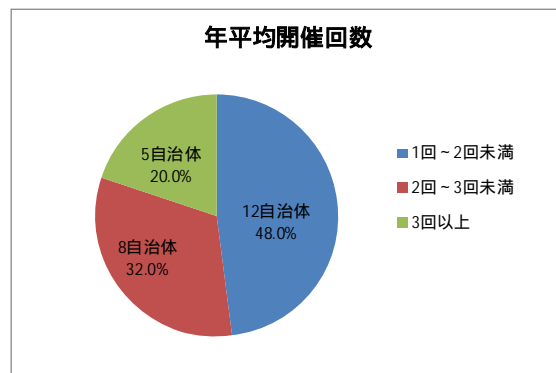


図2-2-2 年平均開催回数

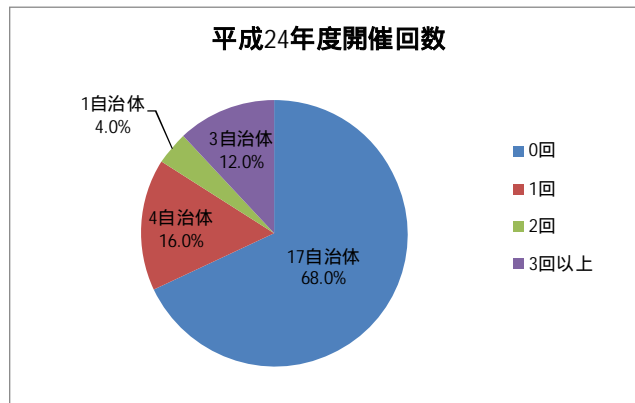


図2-2-3 平成24年度(11月末日現在)開催数

協議会の構成

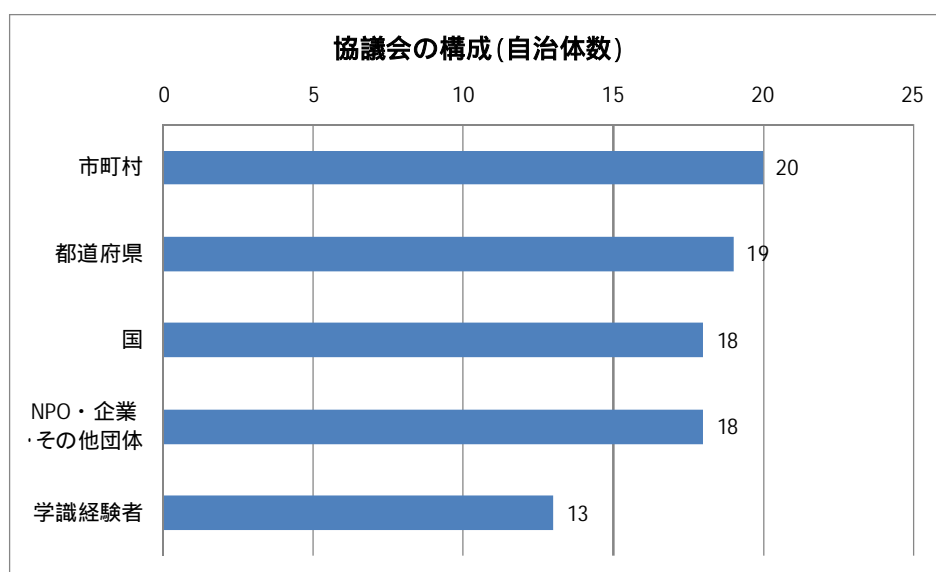
協議会の主な構成について、表2-3、図2-3に示した。

協議会の構成について「市町村の関係担当」と回答した自治体が20あり、最も多かった。

表 2-3 協議会の構成

構成	自治体数	自治体名
市町村の関係担当者	20	北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
都道府県の関係担当者	19	北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
国の関係担当者	18	北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、和歌山県、兵庫県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県
NPO、企業、その他団体	18	北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、愛知県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
学識経験者	13	北海道、青森県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、愛知県、島根県、山口県、愛媛県、長崎県、鹿児島県、沖縄県

図 2-3 協議会の構成



海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

「組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した自治体（25自治体）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表2-4、図2-4に示した。また、地域計画に関する事項を協議している自治体が21あり、最も多かった。

表2-4 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

協議事項	自治体数	自治体名
地域計画の作成	21	北海道、青森県、秋田県、千葉県、新潟県、石川県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、島根県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項	16	北海道、青森県、秋田県、新潟県、富山県、三重県、京都府、和歌山県、兵庫県、島根県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、熊本県、沖縄県
回収・処理	3	北海道、兵庫県、岡山県
発生抑制・普及啓発	3	北海道、愛知県、岡山県
組織・運営に関すること	3	新潟県、島根県、大分県
調査に関する協議	2	愛知県、大分県
事業計画等収支予算	1	山形県
規約の改廃	1	山形県
重点区域海岸・回収撤去海岸の選定	1	徳島県

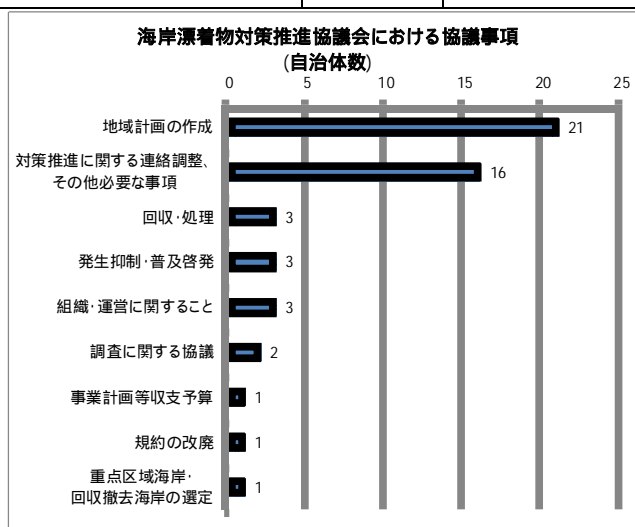


図2-4 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選

海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成24年11月末日までに委員の改選の有無について、表2-5、図2-5に示した。

委員の改選を行なった自治体は6県ある。

表2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選の有無

委員改選	自治体数	自治体名
有	8	山形県、富山県、和歌山県、長崎県、大分県、沖縄県
無	41	その他の都道府県

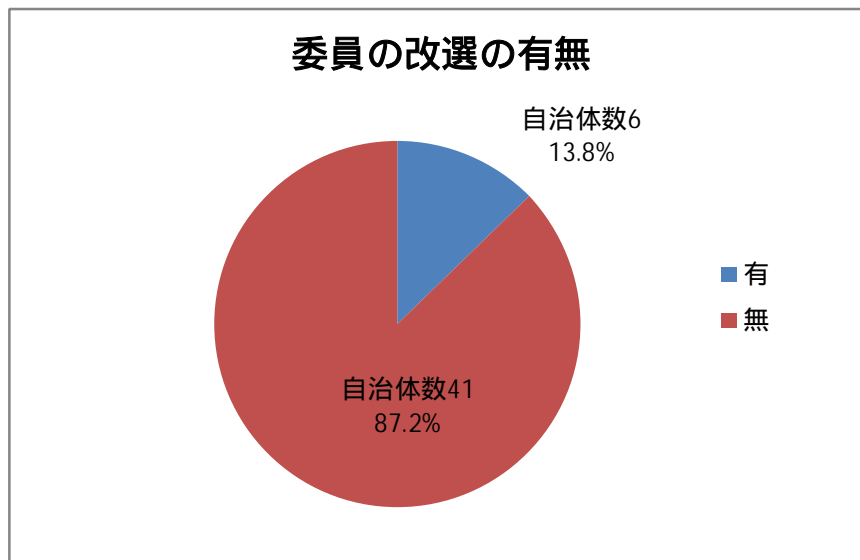


図2-5 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選の有無

3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第 16 条第 1 項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3および図3に示した。

委嘱済みと回答した自治体は存在せず、9自治体が検討中と回答した。委嘱予定なしと回答した理由には、「委嘱の必要性や効果がみられない」との回答が目立った。

表3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

委嘱状況	自治体数	自治体名
委嘱済み	0	
委嘱予定有	0	
委嘱予定無	38	北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県
検討中	9	秋田県、新潟県、愛知県、三重県、香川県、徳島県、高知県、鹿児島県、沖縄県
計	47	

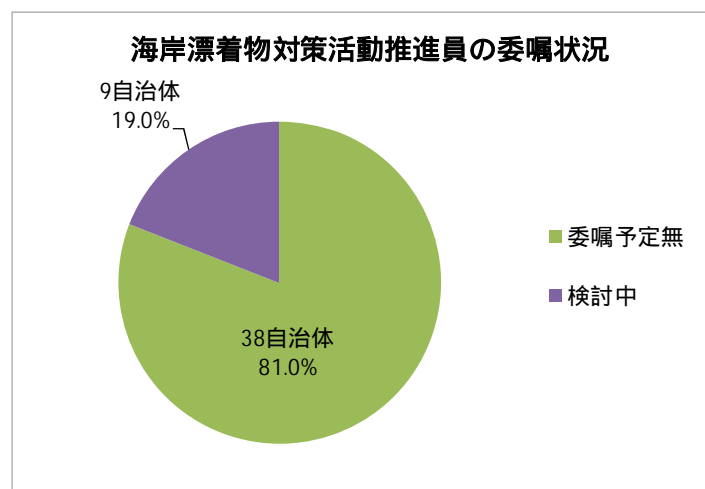


図3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第 16 条第 2 項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について確認をした結果、平成24年11月末日の時点で指定した自治体はなかった。

5 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）

調査実施状況

海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況について表5-1に示し、その実施率を図5-1に示した。

全自治体の55%（26自治体）が調査を実施しており、海がない都道府県を除けば、全国的に広く実施されていた。

表5-1 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	自治体数	自治体名
実施している	26	北海道、岩手県、山形県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、沖縄県
実施予定有り	0	
実施予定無し	17	青森県、宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、山梨県、長野県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、奈良県、兵庫県、広島県、徳島県、佐賀県、鹿児島県
検討中	3	秋田県、茨城県、福岡県

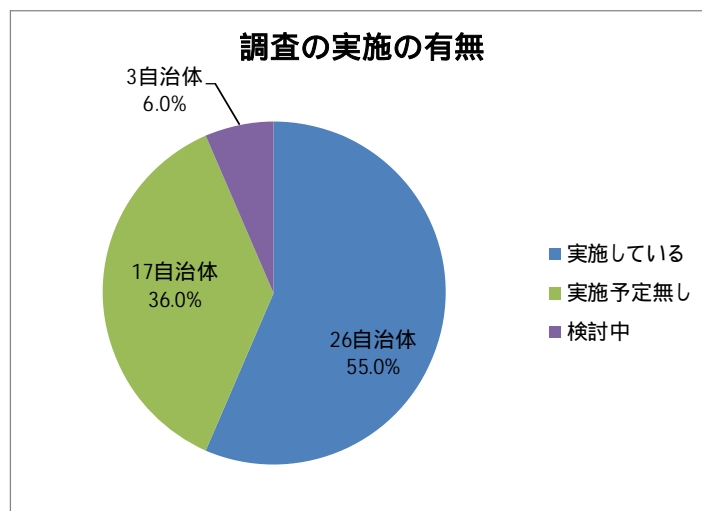


図5-1 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況

調査内容

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した26の自治体の主な調査内容を表5-2、図5-2に示す。

表 5-2 主な調査内容（26 自治体対象、複数回答）

調査内容	自治体数	自治体名
海岸漂着物の発生量、種類等の調査	26	北海道、岩手県、山形県、千葉県、神奈川県、東京都、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
発生源等の究明調査	8	北海道、岩手県、新潟県、富山県、和歌山県、愛媛県、高知県、沖縄県
地理的状況（海岸特性等）	5	神奈川県、新潟県、香川県、長崎県、沖縄県
河川ごみの状況調査	4	神奈川県、新潟県、愛知県、和歌山県

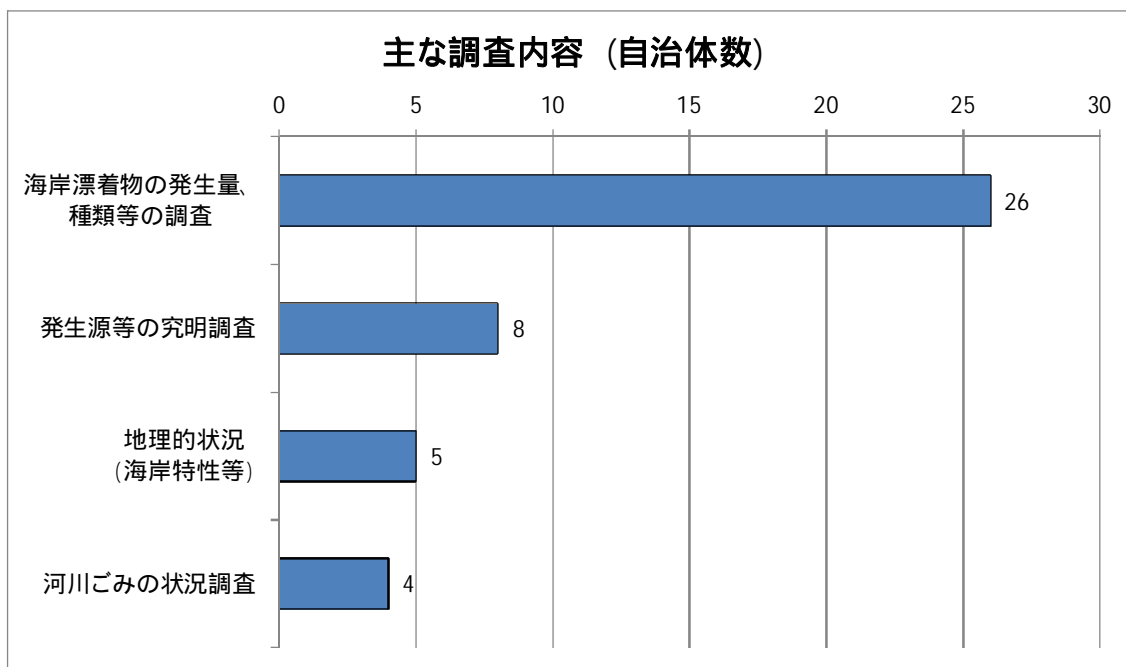


図 5-2 主な調査内容（26 自治体対象、複数回答）

活用方法

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した26の自治体の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示す。

表 5-3 主な活用方法（26 自治体対象、複数回答）

活用方法	自治体数	自治体名
地域計画	20	北海道、岩手県、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、和歌山県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
発生抑制対策	11	北海道、山形県、神奈川県、新潟県、富山県、三重県、和歌山県、岡山県、香川県、高知県、沖縄県
重点区域・調査区域の選定	5	北海道、千葉県、東京都、京都府、大分県
回収・処理方法	3	北海道、高知県、長崎県

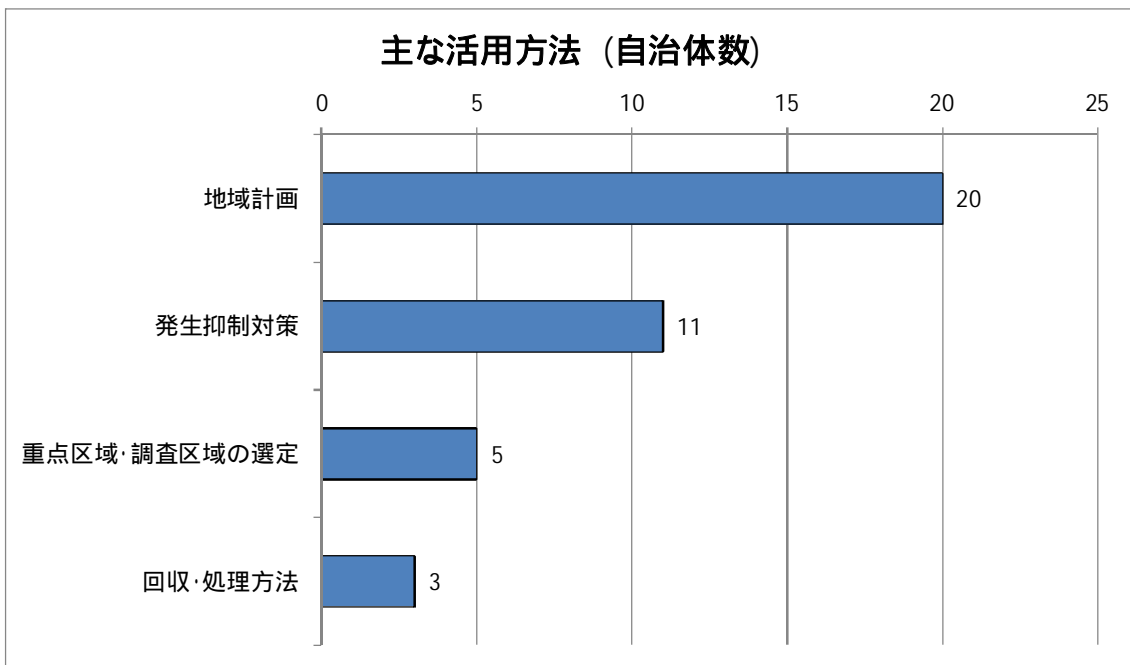


図 5-3 主な活用方法（26 自治体対象、複数回答）

6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）

各自治体が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な内容について表6-1～表6-3、図6-1～図6-3に示した。なお、都道府県等が行っている事業のうち、グリーンニューデール基金を利用した項目は「(GND)」、このうち、H24年度に新たに実施した項目は「(H24新)」、H24年度に継続している項目は「(H24継続)」、それ以外については「分類無」と記載している。

表6-1 防止措置の主な内容(GND)

事例（GND）	都道府県	件数
計画の制定	秋田県、香川県、福岡県、長崎県	4
看板・標識等の設置	徳島県、長崎県	2
条例の制定	秋田県	1
啓発資材の作成	愛知県	1
監視員の増員	滋賀県	1
監視等事業	沖縄県	1

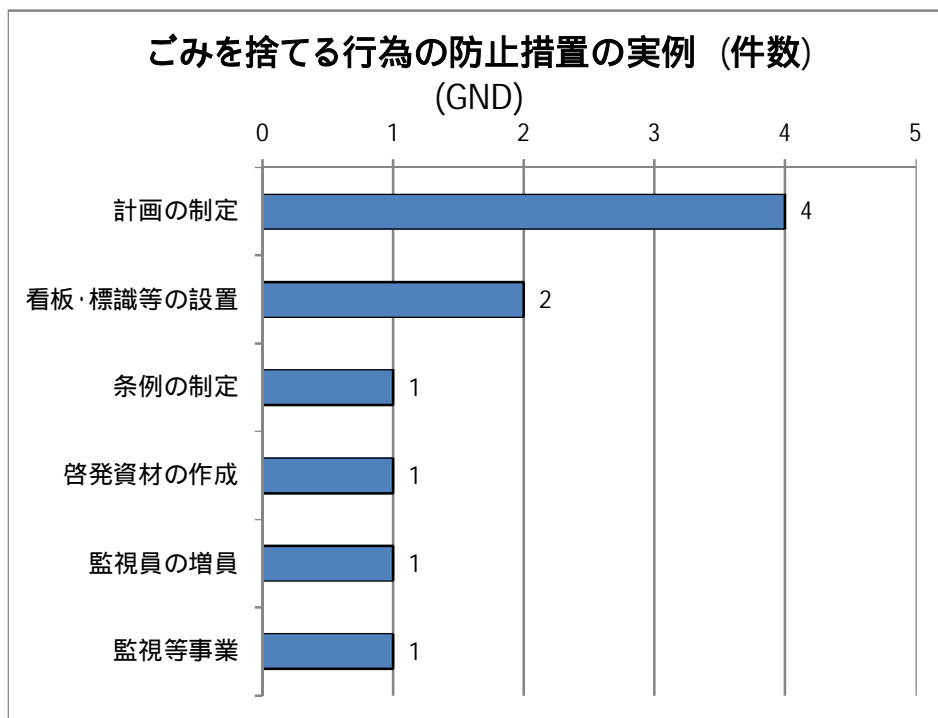


図6-1 防止措置の主な内容(GND)

表6-2 防止措置の主な内容（H24新）

実例(H24新)	都道府県	件数
キャンペーン・啓発活動	富山県	1
監視カメラの設置	和歌山県	1

なお、図 6-2 については表 6-2 の件数が少ないため割愛する。

表 6-3 防止措置の主な内容（H24 継続）

実例(H24継続)	都道府県	件数
パトロールの監視活動	北海道・宮城県・栃木県・埼玉県・福井県・山梨県・愛知県・滋賀県・大阪府・和歌山県・岡山県・広島県・高知県・宮崎県・沖縄県	15
看板等の設置	埼玉県・山梨県・大阪府・和歌山県・島根県・香川県・高知県・大分県	8
キャンペーン・啓発活動	北海道・栃木県・山梨県・滋賀県・高知県・沖縄県	6
清掃活動	山梨県・愛知県・滋賀県・沖縄県	4
会議の開催	福井県・山梨県・愛知県	3
ポスター・のぼり等	愛知県・愛知県	2
監視活動・監視カメラの設置	宮城県・福井県	2
市町村への支援事業・費用の補助	広島県・大分県	2
強化月間の指定	山形県・沖縄県	2
HP・広報誌	岡山県	1
防止柵の設置	山梨県	1
専用電話の整備	福井県	1
立入検査	福井県	1
HP・広告	秋田県	1

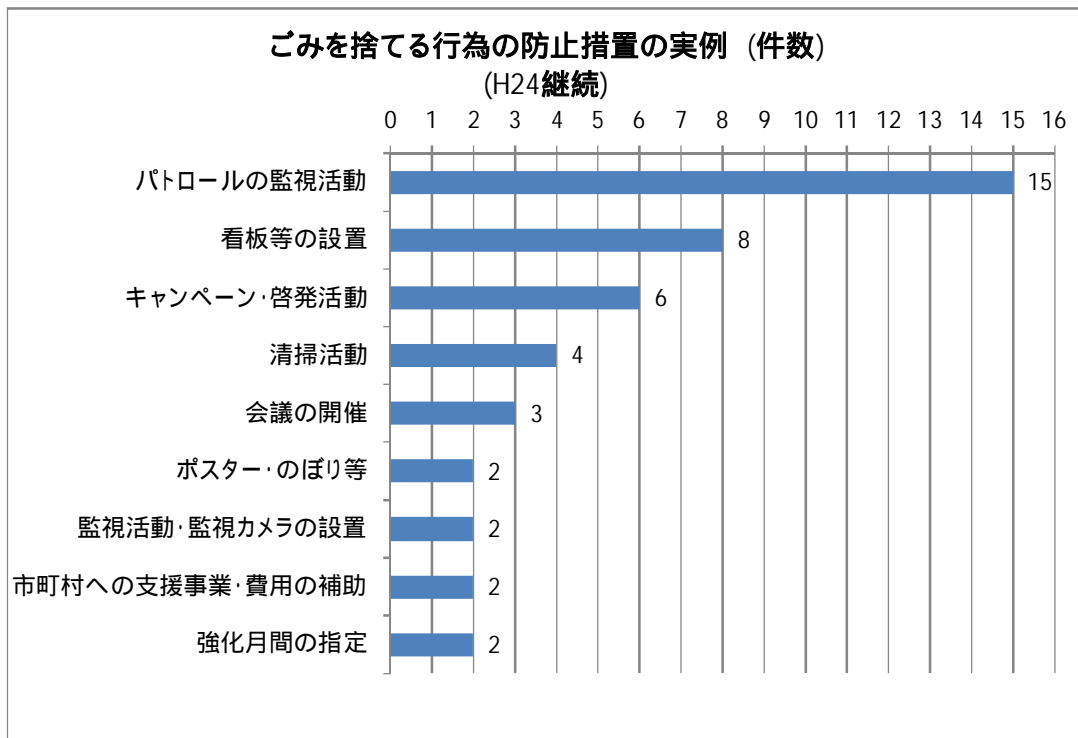


図 6-3 防止措置の主な内容（H24 継続）

表 6-4 防止措置の主な内容（H24 分類無）

事例(H24分類なし)	都道府県	件数
パトロールの監視活動	山形県・神奈川県・新潟県・静岡県	4
看板等の設置	千葉県・神奈川県・静岡県・鳥取県	4
キャンペーン・啓発活動	山形県・神奈川県	2
清掃活動	山形県・神奈川県	2
車両進入防止措置	千葉県・神奈川県	2
監視カメラの設置	神奈川県	1
会議の開催	山形県	1
強化月間の指定	新潟県	1
防止柵の設置	神奈川県	1

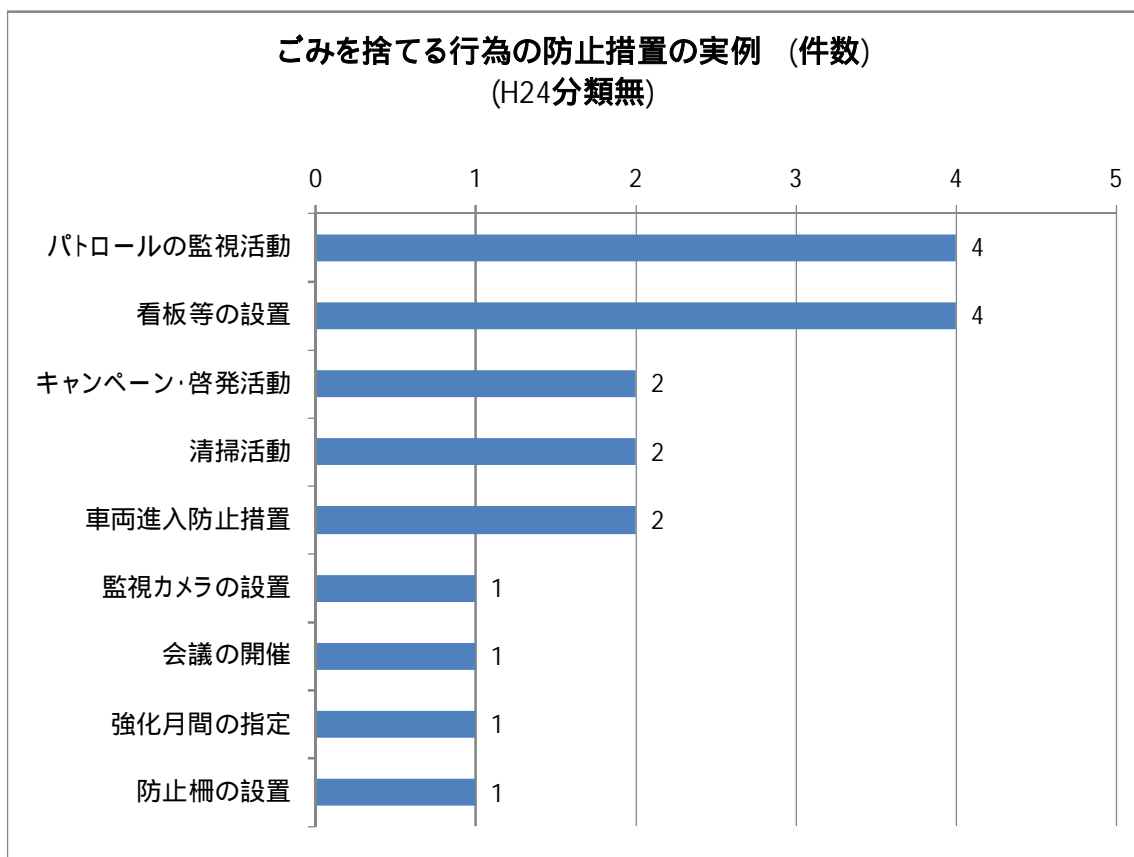


図 6-4 防止措置の主な内容（H24 分類無）

7 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

環境教育の推進、普及啓発の主な実例について表7-1～表7-3、図7-1～図7-3に示した。

表7-1 環境教育・普及啓発の実例(GND)

実例（GND）	都道府県	件数
清掃活動・クリーンアップ活動	青森県、京都府、島根県、山口県、徳島県、長崎県、沖縄県	7
パンフレットの作成・啓発資料の配布等	秋田県、愛知県、山形県、石川県、兵庫県、香川県、沖縄県	7
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動	石川県、島根県、長崎県、沖縄県	4
学校・企業における教育の実施	山形県、香川県、長崎県	3
新聞・TV・HP等のマスメディアによる啓発活動	秋田県、新潟県、	2
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	香川県	1

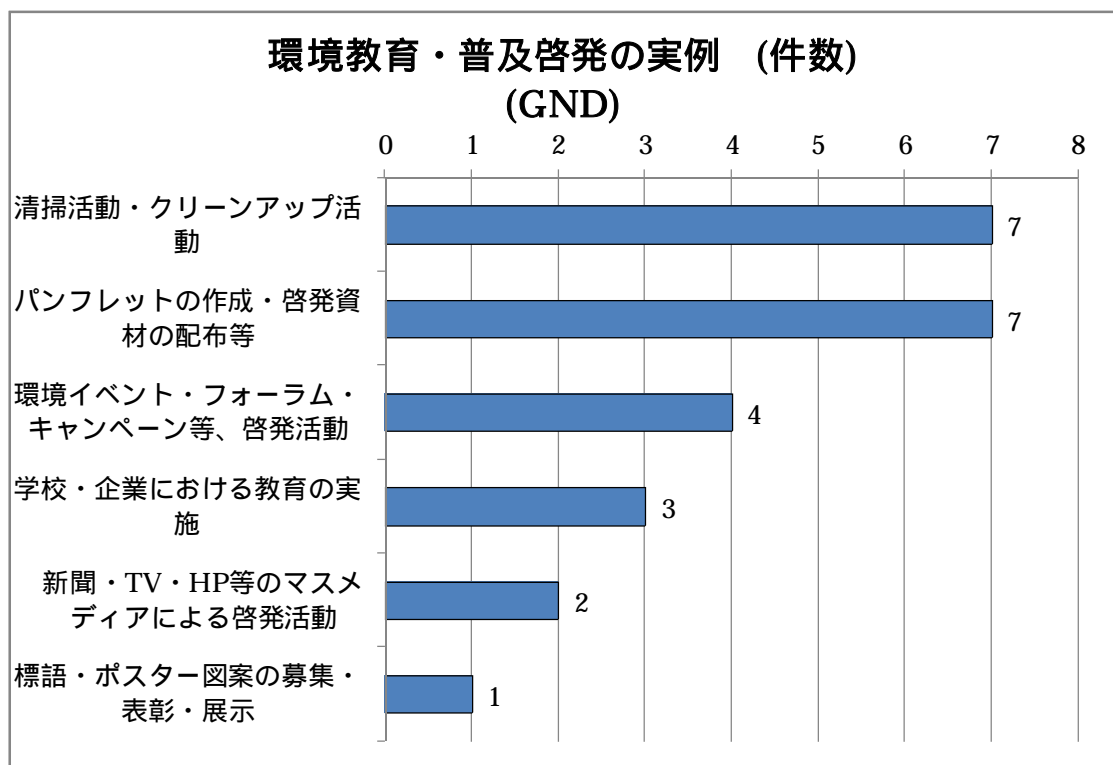


図7-1 環境教育・普及啓発の実例(GND)

表 7-2 環境教育・普及啓発の実例（H24 新）

実例（H24新）	都道府県	件数
パンフレットの作成・啓発資材の配布等	三重県、愛媛県、富山県	3
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	三重県、愛媛県	2
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発	福井県、京都府	2
清掃活動・クリーンアップ活動	富山県	1

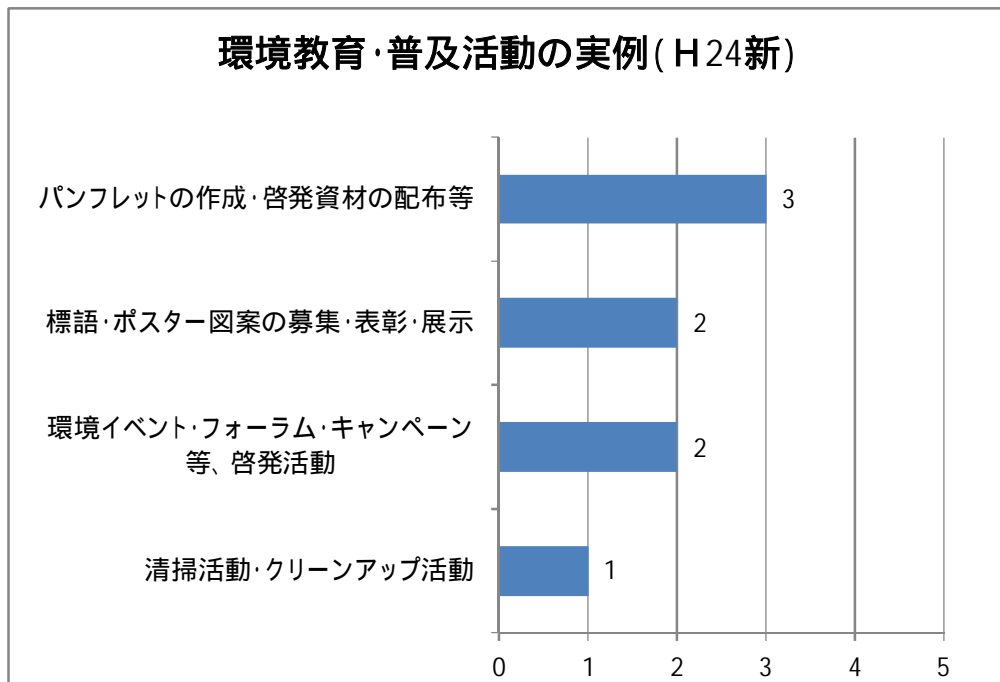


図 7-2 環境教育・普及啓発の実例（H24 新）

表 7-3 環境教育・普及啓発の実例（H24 継続）

実例（H24継続）	都道府県	件数
清掃活動・クリーンアップ活動	山形県、三重県、滋賀県、島根県、岡山県、香川県、長崎県	7
新聞・TV・HP等のマスメディアによる啓発活動	宮城県、福井県、岡山県、広島県、高知県、宮崎県	6
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動	山形県、石川県、滋賀県、岡山県、高知県	5
パンフレットの作成・啓発資材の配布等	千葉県、福井県、長崎県	3
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	滋賀県、香川県、長崎県	3
学校・企業における教育の実施	熊本県	1
漂着物調査	長崎県	1

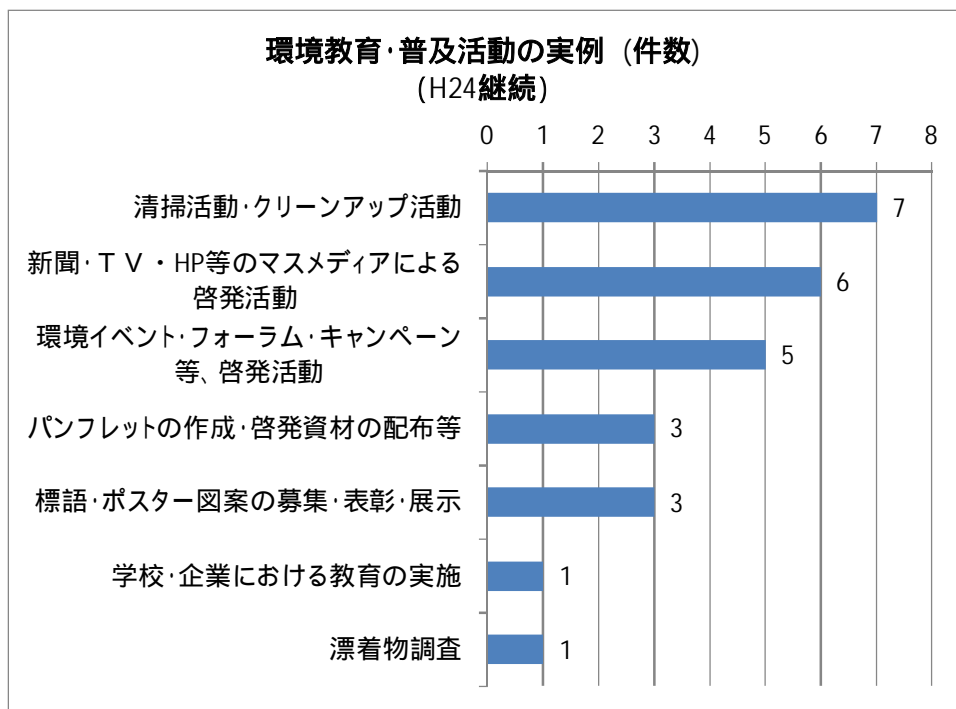


図 7-3 環境教育・普及啓発の実例（H24 継続）

表 7-4 環境教育・普及啓発の実例（H24 分類無）

実例(H24分類なし)	都道府県	件数
学校・企業における教育の実施	北海道、神奈川県、石川県、長崎県	4
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等、啓発活動	静岡県、岡山県	2
標語・ポスター図案の募集・表彰・展示	鳥取県、岡山県	2
清掃活動・クリーンアップ活動	神奈川県	1
漂着物調査	鳥取県	1

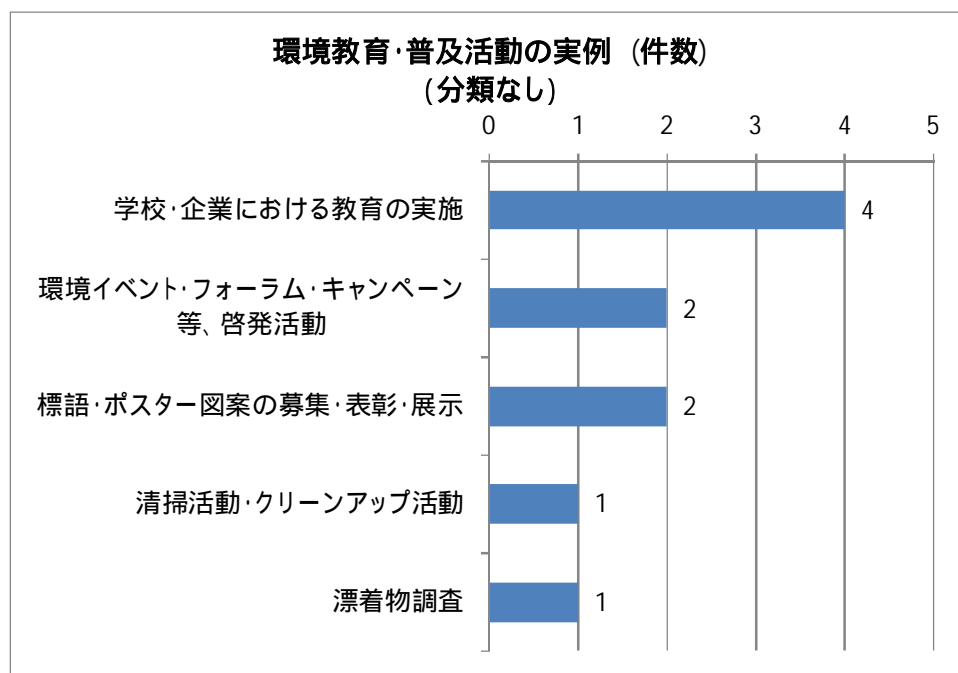


図 7-4 環境教育・普及啓発の実例（H24 分類無）

8 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）

連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について表8-1-1～表8-1-3、図8-1-1～図8-1-3に示した。

表8-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

実例（GND）	都道府県	件数
ボランティア活動との連携、支援	北海道、青森県、山形県、京都府、山口県、長崎県	6
海岸清掃活動に必要な資材の提供	北海道、青森県、山形県、京都府、山口県、長崎県	1
市町村への補助	高知県	1
その他団体への支援	富山県	1

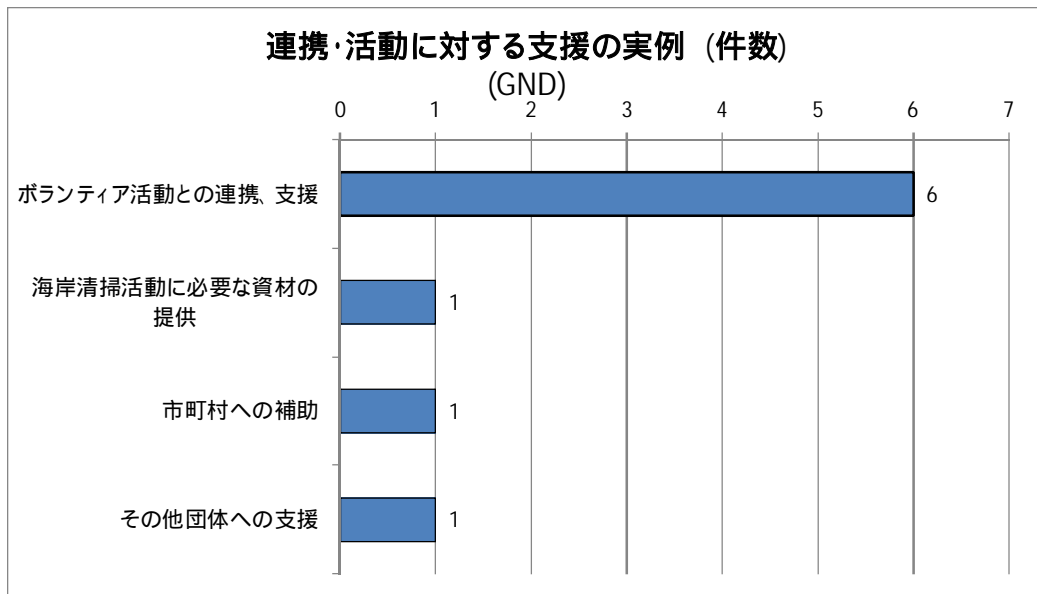


図8-1-1 連携・活動に対する支援の実例(GND)

表 8-1-2 連携・活動に対する支援の実例（H24 新）

実例(H24新)	都道府県	件数
その他各種活動の推進	三重県	1

なお、図 8-1-2 については表 8-1-2 の件数が少ないため割愛する。

表 8-1-3 連携・活動に対する支援の実例（H24 継続）

実例(H24継続)	都道府県	件数
ボランティア活動との連携、支援	宮城県、千葉県、福井県、三重県、	11
その他各種活動の推進	富山県、香川県、愛媛県、沖縄県	4
報奨金制度の策定	愛知県、	1
協議会やセミナーの開催	熊本県	1
海辺の漂着物調査	石川県、	1

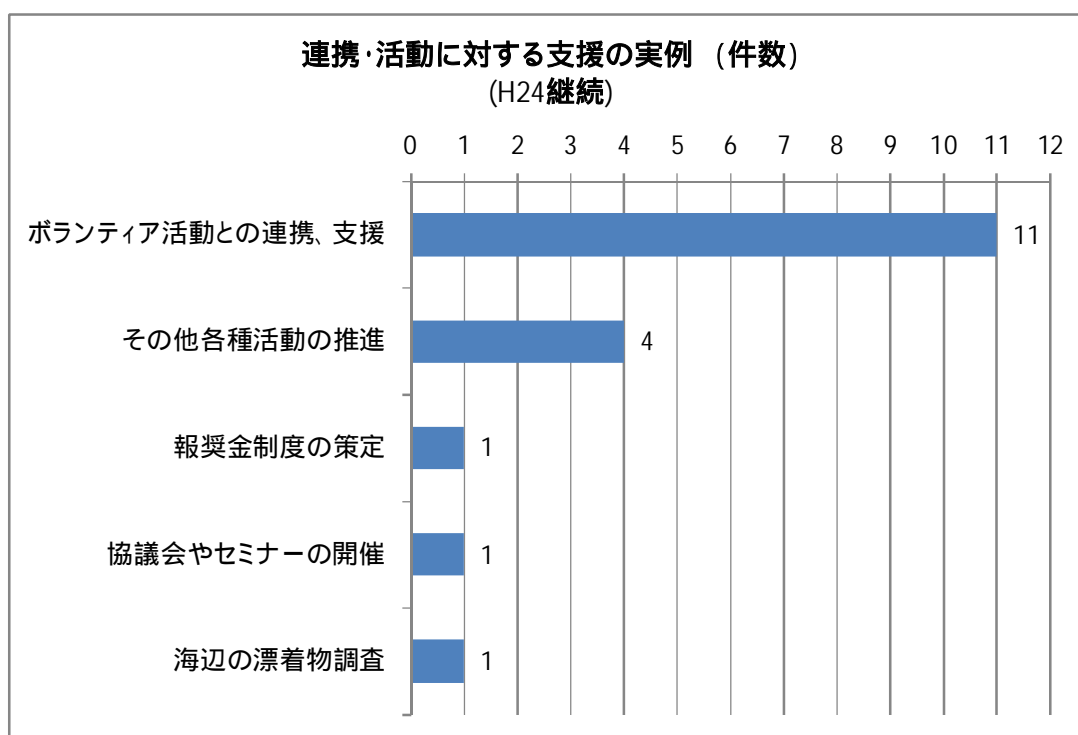


図 8-1-3 連携・活動に対する支援の実例（H24 継続）

表 8-1-4 連携・活動に対する支援の実例（H24 分類無）

実例(H24分類無)	都道府県	件数
ボランティア活動との連携、支援	北海道、神奈川県、愛媛県、	3
その他各種活動の推進	神奈川県、静岡県、愛媛県、	3
協議会やセミナーの開催	北海道、神奈川県、岡山県、	3
報奨金制度の策定	静岡県	1

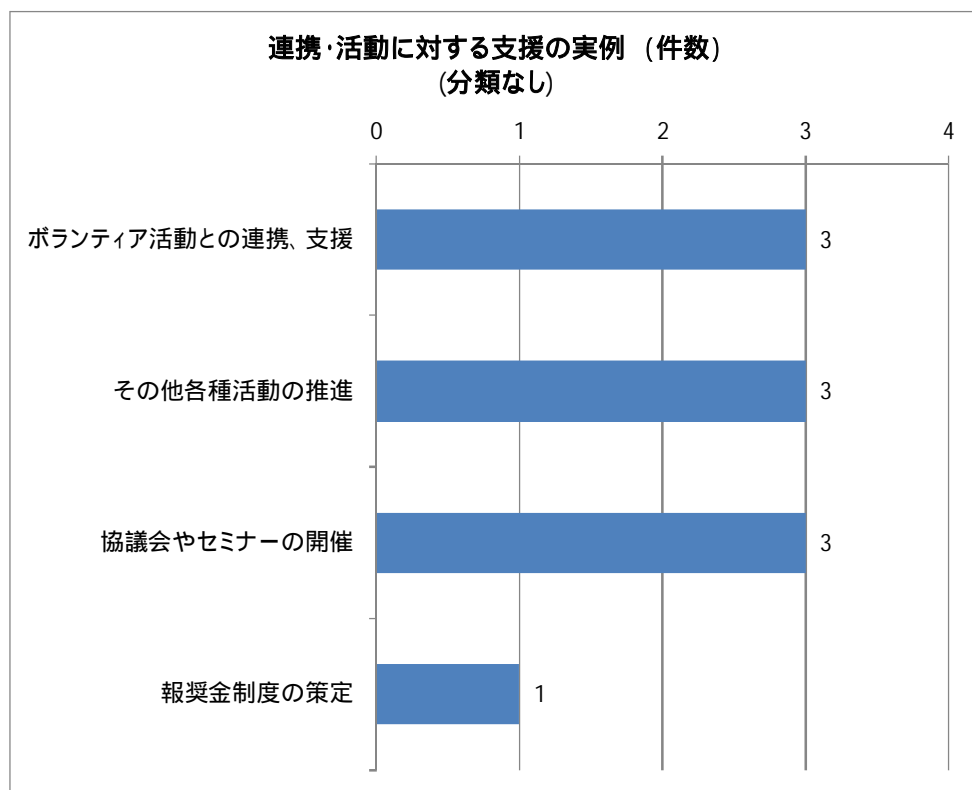


図 8-1-4 連携・活動に対する支援の実例（H24 分類無）

安全配慮の実例

安全配慮の実例について、表8-2、図8-2に示した。

ボランティア活動保険支援に加入している自治体が12と最も多かった。

表8-2 安全配慮の実例

安全配慮の実例	自治体名	自治体数
ボランティア活動保険支援（報奨金）	山形県、富山県、愛知県、滋賀県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県	12
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	宮城県、千葉県、長崎県、沖縄県	4
協議会・活動団体の安全活動を活用支援	青森県、神奈川県、福井県	3
HPによる注意喚起	山口県	1
安全に必要な資材の提供	高知県	1

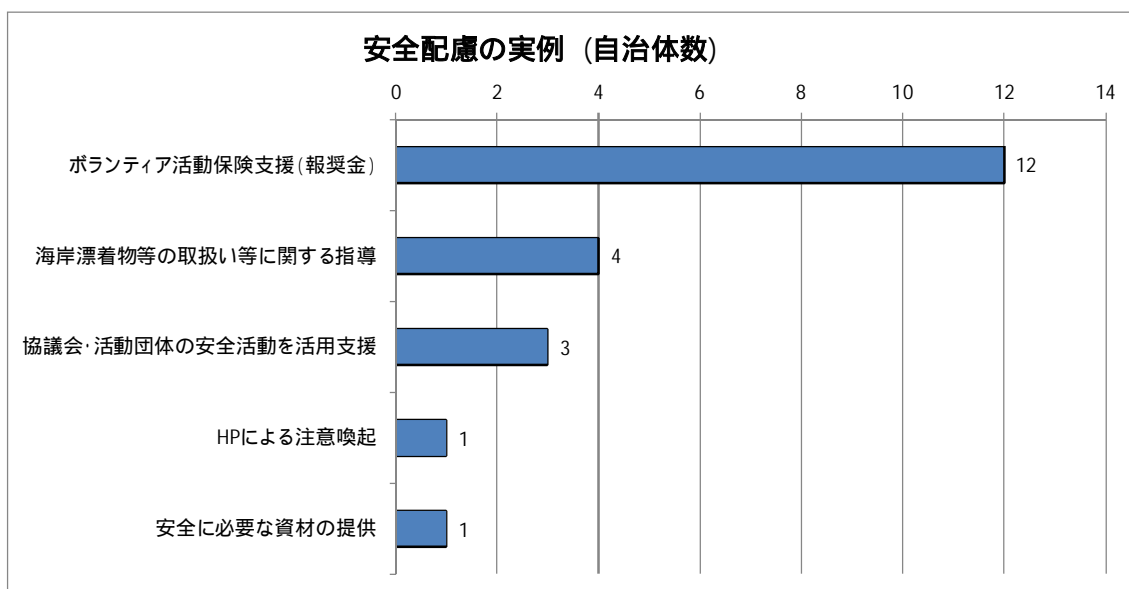


図8-2 安全配慮の実例

連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表8-3、図8-3に示した。

表 8-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体	件数
NPO 団体	18
漁業協同組合	12
企業等	8
町内会・自治会	4
ボランティア団体	3
商店街	1
建設業協会	1
その他団体	21

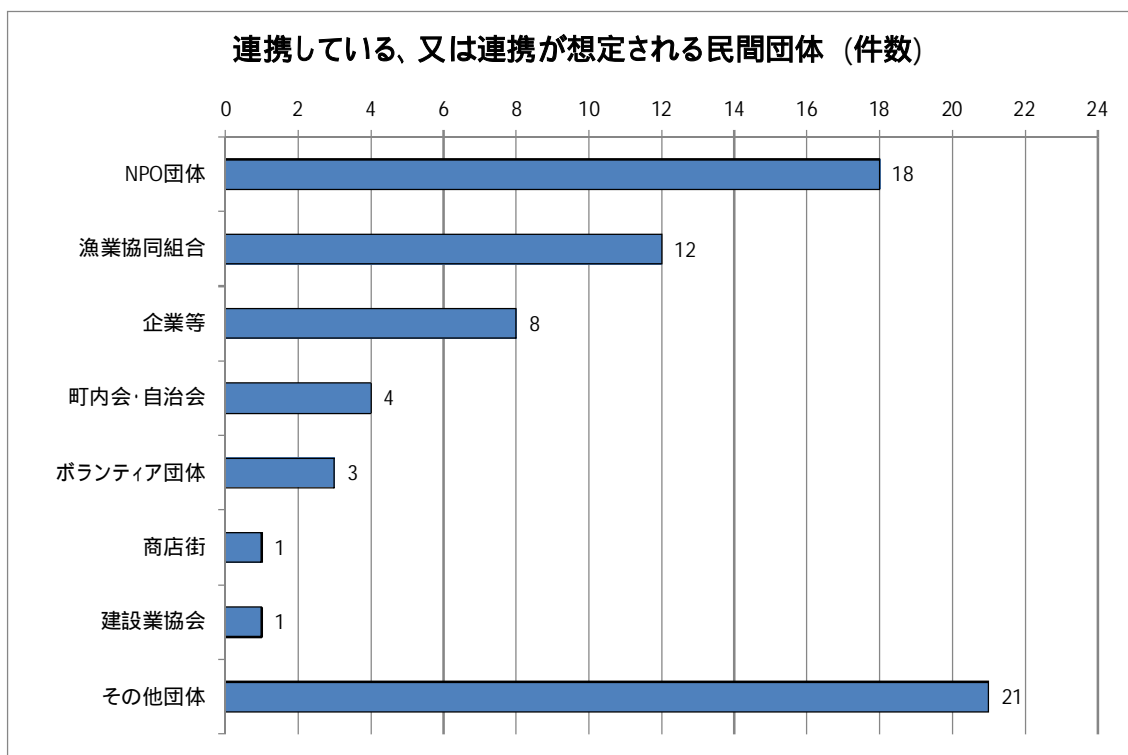


図 8 - 3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

9 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

実施状況

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施状況について表9-1、図9-1に示した。

表9-1 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施状況

実施状況	自治体名	自治体数
行なっている	北海道、青森県、神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、山口県、香川県、徳島県、大分県、沖縄県	11
行っていない	その他の都道府県	36

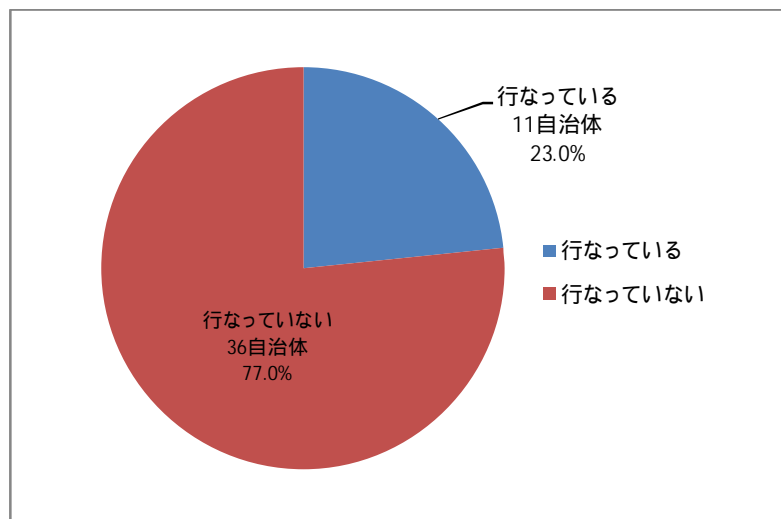


図9-1 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施状況

成果の概要

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施している自治体の成果の概要について表9-2に示した。

表9-2 自治体の成果の概要

自治体	成果の概要
北海道	<ul style="list-style-type: none">・北海道における海岸漂着物の約8割は、流木であることからその発生や処理の対策が検討された。・海岸流木の発生源である河川上流からの流木の発生メカニズムを明らかにし、それに基づいて河口への流木の到達量を予測した。・流木の処理方策を検討し、リサイクルシステムの提案を行った。
青森県	平成22年6月、11月に青森県内海岸全域において、ゴミ漂着状況調査（杵取調査＋写真撮影による推計）を行い、調査結果をもとに、地域計画の重点区域を決定した。
神奈川県	次のような取組を行う（公財）かながわ海岸美化財団を支援している。 毎年度、清掃計画の策定等、財団事業の基礎的データを得るため、海岸ごみの収集量及び種類等について調査分析している。具体的には、海岸別、月別に処理された「ごみ」の収集量及び種類等を調査分析し、海岸ごみの状況を的確に把握している。

10 海岸漂着物対策事業に係る事業費（法第 29 条）

事業費合計

海岸漂着物対策事業に係る事業費について、平成21年度から平成24年度における各年度の地域GND基金事業費、その他の国費による事業費及び県単独の事業費をそれぞれ表10-1、図10-1に示した。平成22年度以降、国費事業費および県単事業費よりもGND事業費の依存度が高いことが分かる。

表10-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費合計額(経年変化)

全国合計額(千円)	GND事業費	国費事業費	県単事業費
平成21年度	226,243	74,967	309,135
平成22年度	1514,140	58,239	477,420
平成23年度	2993,123	439,773	538,561
平成24年度	675,698	387,452	537,155

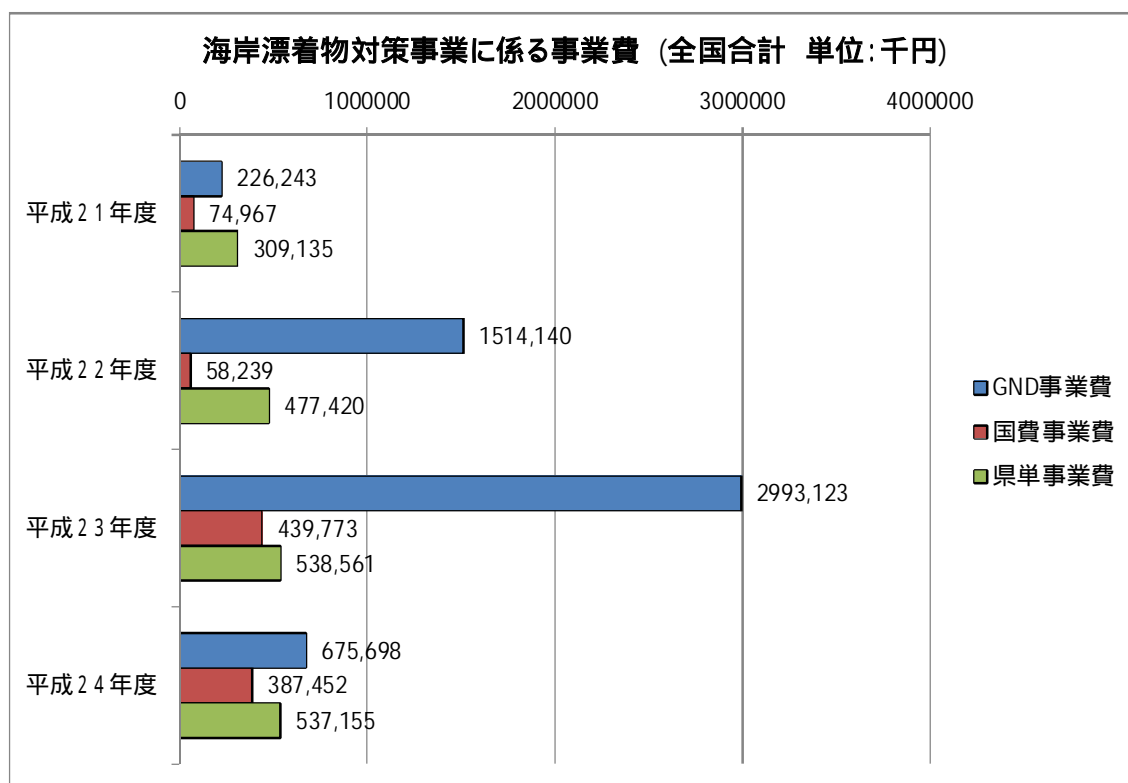


図10-1 海岸漂着物対策事業に係る事業費合計額(経年変化)

独自に予算措置し実施している各施策及びその概要

各自治体が独自に予算措置し実施した、若しくは実施している海岸漂着物等対策に係る各施策及びその概要を表10-1に示した。

表10-2 独自に予算措置した各施策およびその概要

自治体	各施策及びその概要
秋田県	<p>重点区域海岸漂着物回収処理事業：重点区域海岸における漂着物の回収・処理を行う。</p> <p>海岸漂着物対策推進協議会運営事業：秋田県海岸漂着物対策推進地域計画に沿った海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進についての協議を行う。</p> <p>海岸漂着物等発生抑制普及啓発事業：海岸漂着物の発生抑制に向けての啓発活動として、リーフレットの作成・配付・民間団体への回収イベント実施委託及び発生抑制に係るPR</p>
宮城県	清掃費（平成21～22年）、不法投棄物処理費（平成21～22年）、平成23,24年は震災対応のため中止
福島県	海岸管理者である土木部で、漂着ごみを含めた海岸美化のための予算措置をしている。
茨城県	GND事業費、並びに国交省補助金である「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象にならない小規模な流木等について、県単独費により処理事業を行った。
千葉県	海岸漂着物回収事業費
東京都	（環境局）計画作成業務
神奈川県	<p>県と相模湾沿岸13市町との合意に基づき企業等の参画も得て、平成3年4月に（財）かながわ海岸美化財団を設立した。</p> <p>財団は、計画的で一体的な清掃「管理主体」及び「総合的な海岸美化推進拠点」として、県及び関係13市町からの負担金（県単事業費を含む）による海岸清掃事業及びその事業を促進・支援するための美化啓発事業等を実施している。</p> <p>さらに厚生労働省の緊急雇用創出事業の基金（国費事業）や環境省の「地域グリーンニューデール基金」（GND事業費）を活用して、主に海岸清掃事業などの海岸漂着物対策事業を実施している。</p>
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・4月異常風浪対策海岸緊急保全費 10,750千円（平成24年度） ・海岸漂着物地域対策推進事業費 149千円（平成24年度）
福井県	海岸漂着物の回収・処理（県執行分および市町への補助金）

愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物対策推進協議会の開催（平成24年度分） ・ 河川におけるごみ量調査（平成24年度分） ・ 流木等処理負担金（市町村が実施した海岸漂着物の処理の1/2を県が負担） ・ 海岸施設愛護団体報奨金（清掃ボランティアへの報償金） ・ 港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費（清掃ボランティアへの報償金） ・ 海岸堤防維持管理事業（海岸清掃費用）
和歌山県	海岸漂着物等の回収・処理
大阪府	毎年、漁港・河川・港湾清掃事業などを実施
三重県	海岸・港湾における清掃委託費
岡山県	海ごみ（主に海底ごみ）に関する普及啓発事業（NPO法人等に委託して実施）
広島県	市町が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理，回収困難場所の作業委託等（住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る）に対する補助事業（地域廃棄物対策支援事業） 県内の海浜の清掃・美化活動支援（せとうち海援隊）
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度：危険物保管バッグ購入 ・ 平成23年度：岸漂着物処理（台風12号による大量漂着対応） 一部国庫補助金充当 ・ 平成24年度：海岸漂着物処理
島根県	島根県海岸漂着ごみ等処理事業費支援交付金（沿岸市町村が、住民の参加・協力を得て計画的に海岸を清掃し、発生した漂着ごみ等を回収・処理した事業を対象。（交付率1/2））
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸清掃を実施する団体への支援（清掃用具の支給、保険の加入） ・ 普及啓発のポスター作成
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漂着流木等処理対策関連（平成21～24年度） （国庫補助事業の採択基準を適用できないもの） ・ 愛ビーチ・サポーター関連（平成21～24年度）（ボランティア支援） ・ 海岸漂着物対策推進普及啓発関連（平成24年度）
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県海岸愛護団体支援事業（海岸愛護団体） ・ 高知県海岸緊急清掃事業（ビーチボランティア）
佐賀県	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施）

長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・GND基金の対象となっていない海岸における漂流・漂着ごみの回収・運搬・処分にかかる事業（平成21年度） ・自然災害を起因とした漂流・漂着ごみの回収、運搬、処分にかかる事業（国等の災害等補助金の交付対象となる場合を除く。）（平成21,24年度） ・県下全域を対象区域とする。（地域計画で指定された重点区域は除く。）（平成21年度）、事業対象者は市町とする。（平成21,24年度）
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業（市町村が行った不法投棄防止対策等事業費を補助するもの） ・森と海をつなぐ環境保全推進事業（自治会・NPO等が行った海岸清掃ボランティアに係る費用を補助するもの） ・大分県流木等被害対策緊急防除事業（漁港・港湾などに流入し、漁業等の妨げになる流木等を緊急的・自主的に撤去した際に要した費用を補助するもの）
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理経費から漂着物処理を実施 ・海岸清掃を行う団体に軍手等の資材を提供、あわせて事前に届出を行ったボランティアについて保険に加入
沖縄県	海岸愛護月間を中心に海岸清掃活動を実施する。県が市町村と委託契約を締結し、海浜地の清掃等に要する経費や海浜条例の運用に伴う経費として使用

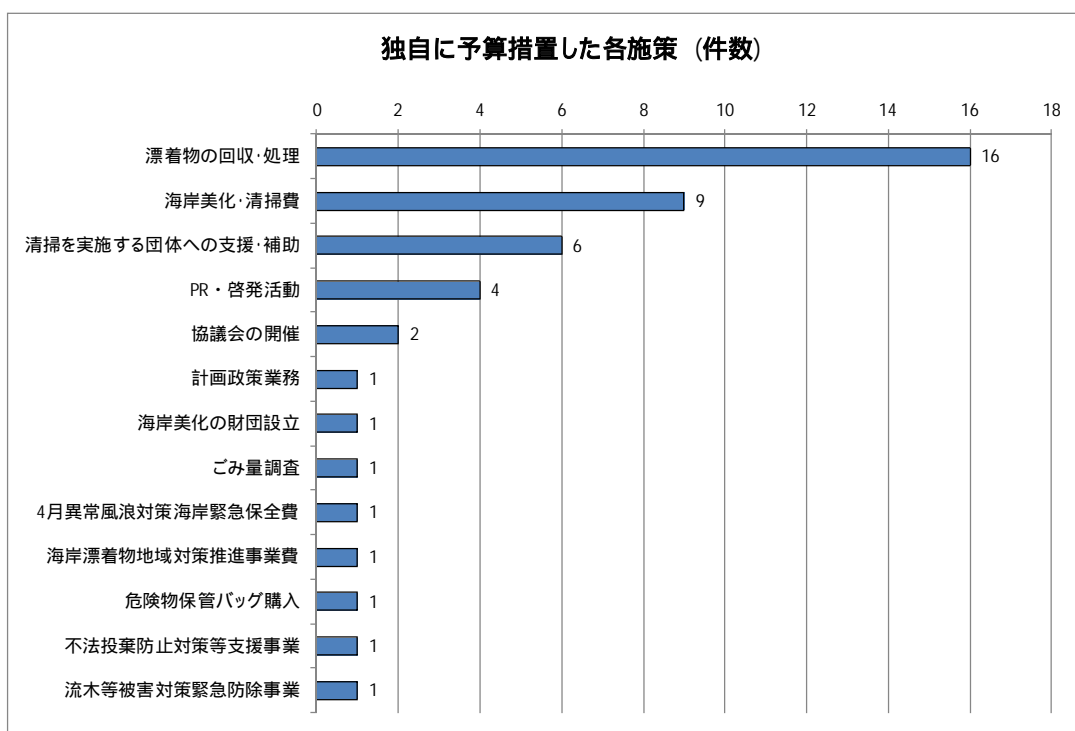


図 10 - 2 独自に予算措置した各施策

11 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題
各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題についてとりまとめた。

法施行のメリット・デメリット

現行の海岸漂着物処理推進法が3年施行されたことで、現段階での同法施行のメリット、デメリット及び改善が必要な点として得られた意見を表11-1に示した。

表 11-1 法施行のメリット・デメリット

メリット		海岸漂着物の処理に関し、責任の所在・役割が明らかになった。 (秋田、千葉、富山、京都、山口、香川、高知、長崎)
		海岸漂着物の回収・処理対策に要する費用について、政府の財政措置が明確にされている。(福井、京都、島根、香川、沖縄)
		海岸のごみ処理のほか、ごみの削減に向けた啓発等にも新たな予算措置を行う道筋が開けた。(神奈川、大分)
		民間団体と協働した、住民に対する啓発活動などの海岸漂着物そのものの減量化を図る取組の実施が可能となった。(秋田)
		協議会設置により、関係者が話し合う場を作成ができた。(新潟)
デメリット・問題点	発生抑制対策	海岸漂着物の発生原因特定が困難、発生抑制効果が表れてこないことが、デメリットであると考えられる。(富山、京都)
	財政措置	GND 基金終了後、国の財政支援が十分なされていない。 (京都、鳥取、山口、高知、大分)
		事業実施が地方自治体任せとなっており、国の機関からの協力が得にくい。(大分)
	連携体制	市町村と海岸管理者との責任の所在があいまいで混乱を生じている (北海道、茨城、東京、新潟、石川、福井、香川、沖縄)
		海岸漂着物処理推進法の運用に当たっては、環境省、国土交通省及び農林水産省の3省がより連携を図る必要があるのではないか。
		特に海岸管理を所管する国土交通省及び農林水産省の関わり方がよく判らない。(愛媛)
	漂流物	漂流中に対応すれば容易に回収できるケースがあるので、漂着するだろう漂流物対応(実施者・費用)を追加されたい。(島根、長崎)
	その他	震災対応により十分な活用ができず、評価することはできません。 (宮城)
		法の趣旨に則り、地域計画を策定した自治体では、これまで以上に自治体の財政的負担・人的負担の増大が懸念される。(和歌山)

改善点	財政措置	GND 基金事業終了後、円滑に海岸漂着物対策が行われるよう整理するとともに対策等に必要な恒久的な財源確保を希望する。 (北海道、秋田、福井、愛知、高知)
		漂着物の未然防止及び処理等に要する経費について、速やかに恒常的かつ必要な財政措置を行って欲しい。(石川)
	市町村の役割義務	地元市町村の一定の役割分担・責務をより具体的かつ明確に示してほしい。(東京、三重、沖縄)
	その他	美しい海岸の保全に向け、法に定める漂着物のみならず、漂流・浮遊・堆積物なども含む総合的な対策が必要である。(石川)

課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表 11-2に示した。

表 11-2 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制、啓蒙及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着物問題において全都道府県が共通意識を持ち、対策を推進する事(山形) ・海岸漂着物対策を海岸清掃だけの事後的対策と捉えるのではなく、ごみの発生抑制をも含めた総合的な取組としていくため、沿岸部だけではなく内陸部の住民も含めて情報提供や啓発を推進することが必要。(新潟、京都、和歌山)
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・対岸諸国からの漂着の未然防止など、国際的な協力体制による取組を進めてほしい。(福井、京都、山口、高知、沖縄) ・海岸管理者、都道府県、市町村、国民、地域団体等の役割分担と連携の下に、海岸特性に応じた持続的な海岸漂着物等を処理する仕組みづくりが必要。(北海道、京都、香川、長崎)
漂着物以外のゴミ	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等だけではなく、漂流ゴミ・海底堆積ゴミについても、景観や環境保全はもとより、これらの回収・処理は重要な課題である。(香川、大分) ・海上保安庁により拾得した漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡され、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。(沖縄)
法・施行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・発生源が不明な海岸漂着物の処理主体や費用の負担については、任意関係機関の連携・役割分担による処理や発生抑制対策だけでは限界があり、法制度で明確にしてほしい。(神奈川) 海岸漂着物に関する施策の参考として、国の法律施行状況についても情報提供が欲しい。(法第 8, 9, 13, 17, 19, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31 条)(愛知)

<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者が自らの責務としてどこまで対策を講じるべきなのか、海岸法などの既存の法律の理念との整合を図った上で示してほしい。(東京) ・法に基づき、海岸管理者が海岸漂着物の処理を積極的に取り組むように、環境省から国交省や農林水産省に働きかけていただきたい。(石川) ・海岸保全施設のない民地海岸(個人所有地)において漂着ごみ対策の要望箇所があり、対応に苦慮する事例がある。(民地海岸における海岸管理者の対応)(三重) ・漂流中に対応すれば容易に回収できる物でも、漂着場所によっては回収困難になることもあるので、漂着が予想される漂流物は、海上保安庁が直近の港等へ曳航するなどの対応をしてもらいたい。(島根) ・漂着ごみ処理については、一般廃棄物行政を行う関係市町の処理施設で処分するが、処理施設能力が低く、受入困難な市町が多く苦慮している。(佐賀) ・流木の野外焼却の可否、方法に関する整理が必要。(国立環境研究所がH23.4.12 付けで発表した東日本大震災に際しての提言で、非常に限定した場合においてのみ野外焼却を行うべきとしている。)(宮崎)
------------	--

財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表11-3に示した。

表 11-3 財政支援に関する要望

<p>対象地域の限定解除・制度の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の海岸漂着物対策に関する要望が多いことから、地域の実情に応じた漂着物対策として地域負担が生じることなく必要な財源の確保をお願いしたい。(北海道、山形、神奈川、香川、大分) ・平成 25 年度開始予定の離島対象の補助金について、必要にして十分な予算確保、申請等の事務処理軽減、市町村も使用できる仕組の検討が必要。(東京、新潟) ・海岸漂着物は海岸保全区域とそれ以外の区別なく漂着するにもかかわらず、海岸保全区域内外で異なる補助制度が適用されることを見直す必要がある(新潟、福井、愛知、和歌山、京都、熊本) ・地元自治体負担について、特別交付税措置による負担軽減を図ること。(和歌山・愛媛、香川) ・災害等廃棄物処理事業費補助金は市町が事業主体であるが、一般公共海岸の管理者は県であることから、補助対象要件を改善してほしい。(富山、佐賀、沖縄)
<p>GND 基金の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・GND 事業費のような短期的な支援ではなく、恒常的な処理対策が可能な支援をお願いしたい。(青森、秋田、茨城、神奈川、静岡、福岡、宮崎、鹿児島) ・GND 基金に代わる財政措置については、国交省及び農林水産省において海岸管理者への補助制度とすべきである。(石川) ・地域 GND 基金のように使用しやすい、相当額の予算を確保した新たな支援制度を創設してほしい。(神奈川、富山、三重) ・地域 GND 基金(補助率 10/10)の継続(島根、長崎) ・GND 基金事業に引続き海岸漂着物対策を推進するため、省庁にとらわれず財政措置を行い、海岸漂着物処理推進法第 29 条の義務履行をお願いしたい。(高知)
<p>連携・制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機動的かつ柔軟な執行が可能な制度設計とすること(鳥取、山口) ・環境省のみでなく、他省庁と連携し、国としての対応を望む(山口)
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績を考慮し十分な額を措置すること(鳥取)

12. 各都道府県における地域計画の概要等を示したデータ一覧

都道府県名	北海道			
地域計画概要	<p>北海道海岸漂着物対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成21年12月発足（北海道大学教授、NPO法人北海道海浜美化を進める会会長、他16団体より） ・地域計画：平成23年2月策定 ・計画期間：平成22年度から平成24年度 <p>漂着の実態・被害の状況</p> <p>北海道の海岸線を対象とした航空撮影調査（北海道海岸漂着物処理対策推進事業（平成21年11月調査実施））し、海岸線の約6%（184.55km）の漂着物が確認された。道内では、流木による漂着が最も多く報告。道内で最も多く漂着する流木については、「流木のリサイクルフローモデル」（海岸流木のリサイクルに向けたシステム提案（環境省補助事業：北海道立林産試験場））により、利用に向けた検討を進めるとともに、効果的な取組の実態把握を行い、その結果を地域に提供するなど、リサイクルの促進を図る。</p> <p>地域の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者による取組（建設部、農政部、水産林務部）必要に応じて海岸漂着物の処理を実施 ・ヒアリング調査（道内16市町村） ・清掃活動実施：市町村が主体、町内会、小中学校、漁業協同組合、NPO、民間業者などが主体のボランティア、相互参加・協力の場合有 ・回収したごみの運搬・処理等：市町村、建設業者など民間団体 ・不法投棄対策として、広報・チラシ・防災無線による周知、監視巡回パトロール、看板・のぼりの設置、監視カメラの設置 ・地元NPO、自治会等が人集めから運営までを担っており、資金面の確保で不安要素大 ・離島では、焼却施設の能力の問題から、処分できない場合有 <p>処理及び発生抑制に関わる課題</p> <p>海岸漂着物の円滑な処理に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の回収処理事業の実施に当たっては、北海道グリーンニューディール基金を活用 ・海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められ、回収や処分等は地域の関係者間で適切な役割分担に努める。 ・市町村は、処理・回収に関し海岸管理者等と連携し、市町村の廃棄物処理施設に受け入れて、処分必要な協力を努める。 ・道は、北海道海岸漂着物対策推進協議会及び地域協議会などを通じて、地域の関係者間での適切な役割分担に係る調整、市町村の協力の在り方の合意形成に努める。海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助に努める。 ・この計画は、関連法令である海岸法、廃棄物処理法、北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例や市町村の同様の条例等に基づく施策と連携して推進される。海洋汚染防止法等、災害関連制度を活用。 ・次期計画については、国の支援策を勘案し、平成24年度に見直しを行う。 ・道は、大量の海岸漂着物等が存在する、特に必要があると認めるときは、国に対し当該海岸漂着物の処理に関する協力を求める。 			
発生抑制対策の概要等	<p>効果的な発生抑制に関する考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進による発生抑制とともに、道及び市町村は、容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法の適切な実施を行う。 ・ごみ等の投棄の防止のため、道及び市町村は、環境教育の推進やインターネット、パンフレット等の広報手段の活用を通じて、海岸漂着物等の実態を道民に周知。 ・モニタリングは、海岸管理者等、市町村、地域住民、民間団体等が回収事業の目的に応じて実施。 ・実態把握区域とは、地域から重点的に回収処理事業を実施する要望があった区域を対象に、重点区域の選定に資するため、漂着物の量、質及び発生源の実態を把握する区域として設定実態把握区域は、当面、平成23年度までに回収処理事業を終え、その後は、漂着状況の把握等を主体とした対応を行う。 ・設定した区域についての結果については、毎年1回（2月頃）開催を予定している北海道海岸漂着物対策推進協議会に報告。 ・道民や事業者は、その所持する物が水域へ流出又は飛散することのないよう、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること（例えば、漁業等の事業活動を行う者が、その所持する物に名前を記載することなど）によって、海岸漂着物等の発生抑制に努める。 ・重点区域において、パンフレット等を用いた広報の実施・環境保全に関する環境教育の実施・地域の小中学生やその家族による海岸清掃への参画を行う。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 (切り分け困難の9,590千円 含む) 374,210千円	地域計画の策定 29,690千円	海岸漂着物等の回収処理 332,710千円	発生抑制対策 2,220千円
回収処理量、回収処理内訳	20,272t(流木・木材:17,654t、プラスチック類:1,131t、金属類:89t、その他:1,398t)			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題	海岸漂着物対策を推進していく上では、一般住民やNPO法人、ボランティア団体等との連携が不可欠であることから、これらの団体等の活動支援の充実を図っていただきたい。			

都道府県名	青森県			
地域計画概要	<p>青森県海岸漂着物対策推進地域計画 正式名称「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」 ・協議会組織：平成22年7月発足（長八戸工業大学教授、社団法人青森県観光連盟観光振興部長、青森県漁業環境保全振興協会事務局長、社団法人青森県産業廃棄物協会事務局長、NPO法人資源循環型社会発信地域創造グループ代表、国・県・市町村行政機関担当課長） ・地域計画：平成23年3月策定</p> <p>海岸部人口分布 ・青森県の住民基本台帳（平成22年4月）によると、青森県の人口は全体で141万人、うち沿岸22市町村人口は91万人となっており、県人口の64%を占める。人口が多い地域ほど人的活動により発生する廃棄物が多く、これらの廃棄物の一部が洪水時などに河川を通じて海岸へ流出し、海岸漂着物等となる可能性がある。</p> <p>自然公園等 ・沿岸部には、国定公園や県立自然公園に加え、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例で指定されている保全地域が広範囲に存在、国の天然記念物に指定されている生物も存在。</p> <p>海岸漂着物の漂着要因として、外洋に面する沿岸では、対馬暖流、津軽暖流、千島寒流による影響、陸奥湾内、湾内の循環流による影響。また、日本海側では、冬季の西側からの強風に伴う高波浪による影響を受ける。</p> <p>海岸漂着物の調査結果：枝・流木、海藻などの自然系漂着物が大半を占め、次に生活用品、漁具などのプラスチック類が多い。陸奥湾内では、ホタテの貝殻（その他人工物）も多い。 結果より：漁具や生活系の海岸漂着物の発生抑制対策を実施することが必要。</p> <p>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）を（42区域）設定。 海岸漂着物の生産国：海岸漂着物調査時に回収したペットボトル、ライターから漂着物の生産国を分類：ほとんどは日本国内の漂着物である。一部韓国・北朝鮮、中国製、ロシア製のものが含まれることが判明。</p> <p>アンケート調査及びヒアリングによる確認 発生源：市町村の外部からの不法投棄という回答が最も多く、海外からの漂着、海水浴客・観光客等の投棄、河川からの流出の順。 回収・処理活動状況：活動の頻度は年に1～2回が最も多く、次いで年に5～6回。 特に処理に苦慮している海岸漂着物等：漁具類（理由：砂が付着することで処理しづらい）、種類によっては産業廃棄物処理施設で処理しなければならない、処理費用が高くなる。）</p> <p>連携・活動に対する支援の実例 ・清掃ボランティア活動の連携・支援 ・安全配慮 ・平成23年度に協議会の協議を経て、「海岸漂着危険物発見時の緊急通報連絡系統図」を作成。 ・連携している、又は連携が想定される民間団体等 ・NPO法人資源循環型社会発信地域創造グループ</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物等の発生抑制対策の現状として、特に対策を実施していない市町村がほとんどであるが、ポイ捨て防止の看板設置等により啓発を実施、子どもたち等の意識を向上させるため環境教育を実施、関係団体等の指導、等が続く。</p> <p>漁業系：カキ養殖パイプの買取り。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。</p> <p>発生源が特定できない、不特定多数であるもの：ごみ集積場における散乱防止（散乱防止ネットの利用等）。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。</p> <p>普及啓発や環境教育の推進 「青森県環境計画」及び「青森県循環型社会形成推進計画」等に基づいた環境教育の一環として、小中学校等と連携した海岸漂着物等の清掃等体験活動を実施。ホームページや広報誌等の媒体を活用し、情報の提供。 国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担の下で、それぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ、連携・協力を努める。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 (切り分け困難の380千円含む) 323,490千円	地域計画の策定 7,340千円	海岸漂着物等の回収処理 315,770千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	1,544.885t(流木・木材:843.48t、木くず・葦・海藻:273.34t、漁網・漁具:107.95t、プラスチック類:101.455t、不燃物:53.57t、可燃物:42.42t、金属類:7.8t、ガラス・ビン類:1.28t、発泡スチロール類:0.32t、缶:0.08t、その他:113.18t)			
県単独事業の概要	財源			
各種取組にあたっての課題	処理が困難な海岸漂着物(重量が重いもの、容積が大きいもの、危険物など)について、行政主導で処理を行うなど適切な処理方法について検討することが必要 人口が少なく高齢化が進んでいる市町村を中心に、回収活動をする人手の確保			

都道府県名	岩手県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし 理由：震災対応優先のため ・地域計画：未策定（策定予定あり） 策定予定時期未定 			
発生抑制対策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施 ・岩手県海岸漂着物調査・分析、岩手県海岸漂着物対策地域計画 ・調査内容：漂着物調査、漂着物原因検討、地域計画案作成 ・調査場所：岩手県沿岸地域（12市町村） ・調査結果の用途：関係者へ調査結果を説明し、意見をもとに対応をまとめる。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 3,760千円	地域計画の策定 3,760千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	宮城県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし 理由：現況で必要なし。 ・地域計画：平成24年3月制定 <p>ごみ等を捨てる行為の防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視指導員による監視活動 ・スカイパトロールによる監視活動 ・環境教育・普及啓発の実例 ・ラジオ、新聞等を活用した広報啓発 ・連携・活動に対する支援の実例 ・清掃ボランティア活動の連携 ・安全配慮の実例 ・活動実施時における指導 ・連携している、又は連携が想定される民間団体等 ・小中学校、町内会、漁業協同組合 			
発生抑制対策の概要等				
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要	清掃費（21、22年） 不法投棄物処理費（21、22年） 23、24年は震災対応のため中止			
財源	56,360千円			
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	秋田県			
地域計画概要	<p>秋田県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年10月発足 ・地域計画：平成23年3月策定 ・計画期間：平成23年度から平成27年度までの5年間 <p>この計画では、海岸漂着物が広く全国的にも深刻な影響を及ぼしている問題であることに鑑み、秋田県においても関係機関と民間団体、地域住民が協働連携して 海岸漂着物の回収処理対策の推進 海岸部だけでなく内陸部も含めた全県規模での海岸漂着物の発生抑制・普及啓発対策の推進を行うこと等を打ち出し、秋田県の海岸を良好な環境に保つための対策に取り組む。重点区域を14箇所設定し、海水浴シーズンの7月を中心に、年1～2回、にかほ市小砂漁港海岸重点地区は、海岸利用の頻度が多いため通年随時回収・処理を行う。</p> <p>ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例・計画の制定 環境教育・普及啓発の実例 ・TVC Mの放映による啓発活動 ・新聞広告による啓発活動 ・パンフレットの作成・配付 連携・活動に対する支援の実例 ・NPO団体等との連携による海岸漂着物清掃活動支援 連携している、又は連携が想定される民間団体等 ・NPO法人秋田パドラーズ、NPO法人「水・環境」経営研究会東北、三種町サンドクラフト実行委員会 			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物の発生抑制と海岸漂着物対策の普及啓発は、漂着の現場となる特定の海岸部だけでなく、他の海岸地区や内陸部及び海上での県民活動の場等においても対策が講じられることが重要であることから、全県的な取組として行うことを基本とする。各地域、各職域等の活動、民間団体等による活動についても積極的に情報提供し、広く周知を図り、各種取り組みに対する関心が高まるよう努める。また、ごみ等の適正な処理の推進やごみ等の投棄の防止等、県内各地で実施されている海岸漂着物の発生制御及び普及啓発の効果が上がるように努める。</p> <p>計画最終年度においては、「海岸漂着物」への県民の認知度を80%以上得ていることを目標とする。</p> <p>対策の主体と役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全権的な広報活動、情報提供、各種事業との連携 (県) ・各地域における情報提供、関連事業への協力 (各海岸管理者等、市町村) ・地域内、組織内、職域内等における情報提供、関連事業の実施又は協力 (民間団体、地域住民) 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 97,970千円	地域計画の策定 360千円	海岸漂着物等の回収処理 73,600千円	発生抑制対策 24,010千円
回収処理量、回収処理内訳	1732t()			
県単独事業の概要	<p>重点区域海岸における漂着物の回収・処理を行う。</p> <p>秋田県海岸漂着物対策推進地域計画に沿った海岸漂着物対策の総合的かつ効果的な推進についての協議を行う。海岸漂着物の発生抑制に向けての啓発活動として、リーフレットの作成・配付・民間団体への回収イベント実施委託及び発生抑制に係るPRを行う。</p>			
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	山形県			
地域計画概要	<p>山形県 海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年3月発足 ・地域計画：平成23年3月策定 ・計画期間：平成23年度～平成32年度(10ヵ年) <p>本計画では、回収処理、発生制御対策による海岸漂着物等の削減を目標とし、海岸漂着物等の削減を目標とし、海岸漂着物対策における目指す姿を海岸にごみが散乱していない状態(「裸足で歩ける庄内海岸」)として、次の4つの取組の柱に基づき、各施設を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回収処理対策の推進 ・発生抑制対策の推進、普及啓発・環境教育の実施 ・関係者の役割分担と相互協力 ・モニタリング調査による進行管理 <p>短期目標 毎年秋の海岸清潔度(*1)のランクを3以上にする。(海岸線10mあたり20のごみ袋1袋程度にする。)漂着の著しい区域は海岸清潔度のランクを2以上高める。(ごみの量を1/4にする。)</p> <p>中期目標 平成32年度春の海岸清潔度のランクを平成23年度春と比較して1以上高める。(ごみの量を1/2にする。)</p> <p>海岸清潔度：「水辺の散乱ゴミの指標評価手法(海岸版)」により海岸線10mあたりの人工系ごみの量を12ランクに区分して判定。</p> <p>ごみを捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例</p> <p>発生抑制対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内4総合支庁単位に不法投棄防止対策協議会が設置されており、県や市町村、衛生組合連合会、廃棄物関係団体等と連携して、不法投棄監視パトロール、不法投棄防止の普及啓発活動を行っている。 ・職員又は監視員による不法投棄パトロールを実施している。また、パトロールの際に見つけたポイ捨てごみの回収を行っている。 ・5月、10月を不法投棄及び海岸漂着ごみ削減対策強化月間として指定 <p>環境教育・普及啓発の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育機会の提供、環境教育教材等の活用、学校等における環境教育の実施、企業における環境教育への支援を行うことにより、環境教育をおこなうことでごみを捨てる行為を予防している。 ・飛鳥クリーンアップ活動等のボランティア清掃への参加呼びかけを行い、沿岸部や海域部の普及啓発活動を行っている。 <p>連携・活動に対する支援の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃ボランティア活動の連携・支援 <p>安全配慮の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害保険加入への支援を実施 <p>連携している、又は連携が想定される民間団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOパートナーシップオフィス、NPO庄内海浜美化ボランティア、鶴岡市ボランティア連絡協議会、山形県漁業協同組合、山形県商店街振興組合連合会、(株)山形ケンウッド、一般社団法人J.E.A.N、美しい山形・最上川フォーラム 			
発生抑制対策の概要等	<p>回収処理対策の推進 回収処理対策の重点区域を海岸全域(39区域)とし、海岸管理者等、地域住民、企業及び民間団体等が適切な役割分担のもとで回収処理を推進。</p> <p>発生抑制対策の推進、普及啓発・環境教育の実施 発生抑制対策の重点区域を県内全域とし、陸域由来のごみ等の発生抑制・回収処理を推進する。また、海岸漂着物問題への理解を深めるため、普及啓発・環境教育を推進。</p> <p>関係者の役割分担と相互協力 地域住民、企業及び民間団体等が役割を十分発揮できるよう県に総合窓口を設置し、必要な支援の実施、効果的な協働を推進。</p> <p>モニタリング調査による進行管理 毎年度モニタリング調査を実施し、目標達成度の評価、取組み効果の検証を行いながら地域計画の進行管理を行う。</p>			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 283,460千円	地域計画の策定 19,880千円	海岸漂着物等の回収処理 201,260千円	発生抑制対策 62,320千円
回収処理量、回収処理内訳	3,698t(流木・木材：1,457t、プラスチック類：152.32t、木くず・葎・海藻：131.04t、不燃物：113t、可燃物：12.2t、漁網・漁具：1.1t)発泡スチロール：0.2t、金属：0.11t、未振り分け分：1578.15t、その他：252.88t)			
県単独事業の概要	各種取組にあたっての課題 海岸漂着物問題において全都道府県が共通の意識を持ち、対策を推進されること。			

都道府県名	福島県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし 理由：東日本大震災対応で策定を検討できる状況でないため。 ・地域計画：未策定（策定予定なし） 理由：東日本大震災対応で策定を検討できる状況でないため。 			
発生抑制対策の概要等				
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要	本県の場合、海岸管理者である土木部で漂着ごみを含めた海岸美化のための予算措置をしている。			
財源				
各種取組にあたっての課題	鯨等の大動物の死骸が海岸に打ち上げられた場合、一般廃棄物となるが、市町村には、そのような大動物の処理施設がないため、国が適正な処理・処分方法を示すべき。			

都道府県名	茨城県			
地域計画概要	<p>茨城県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：検討中 ・地域計画：平成23年3月策定 <p>海岸の延長、自然環境、社会環境等：海岸総延長は約193km、茨城港、鹿島港の2つの重要港湾を中心とした港湾活動が盛ん、一級河川3水系及び28の二級河川が存在、毎年多くの海水浴客が訪れる</p> <p>アンケート調査による海岸漂着物の状況：海水浴客、観光客等の投棄、河川からの流入を多い。処理に苦慮している海岸漂着物は、大型で、回収・処理が困難な流木</p> <p>海岸漂着物対策における基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の円滑な回収及び処理の推進 ・海岸漂着物の効果的な発生抑制の推進 ・普及啓発や環境教育の推進 ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 <p>海岸漂着物の処理に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類等の生活系の海岸漂着物や漁具類等の海岸漂着物が比較的多く発生していることから、地域住民や漁業関係者をはじめとする事業者の日頃の活動により発生する廃棄物の発生抑制が必要です。 ・間伐材の利用促進や木質系廃棄物のバイオマス利用等を図ることにより、処理困難な流木の発生を減らすことが必要。 ・陸上で発生したゴミが、河川によって運ばれ海岸へ流出していると考えられることから、上流域を含めた広域的な発生抑制対策が必要。 <p>普及啓発・環境教育に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物となり得る、日常生活や事業活動に伴い発生する廃棄物の発生抑制や、海水浴等の海岸利用に伴うごみの散乱を防止するため、広域的な意識の高揚やモラルの向上を図る。 <p>海岸漂着物対策を重点的に推進する背景・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物量が多い地域や海岸利用者が多い地域等、特に対策を講ずる必要がある地域を「重点区域」として設定することにより、海岸漂着物の回収・処理に関する重点的な対策の推進に努める。 			
発生抑制対策の概要等	<p>実施主体（県、市町村） 協力者（国、他県、民間団体）</p> <p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進による循環型社会の形成 ・発生の状況及び要因に関する実態の把握 ・廃棄物の適正処理等の推進 ・廃棄物の投棄の防止 ・廃棄物の水域への流出または飛散の防止 <p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県廃棄物処理計画」等に基づく取組による循環型社会の形成、廃棄物の適正処理、不法投棄対策等を実施。 ・ホームページや広報誌等を活用して、海岸漂着物の状況や取組状況を周知するとともに、ごみ散乱防止キャンペーン等を実施し、海岸漂着物になり得る廃棄物の発生抑制を図る。 <p>時期・頻度</p> <p>「茨城県廃棄物処理計画」等に基づく計画的な実施に努めるとともに、各地域の状況に応じ、民間団体等の意見を踏まえるなど、効果的な時期での実施を検討。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 13,031千円	地域計画の策定 5,521千円	海岸漂着物等の回収処理 7,510千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	33t(流木・木材:28t、プラスチック類:1t、その他:4t)			
県単独事業の概要	GND事業費、並びに国交省補助金である「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の対象にならない小規模な流木等について、県単独費により処理事業を行った。			
財源	39,991千円			
各種取組にあたっての課題				

都道府県名		栃木県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし ・地域計画：未策定（策定予定なし）理由：本県には法の対象となる海岸が存在しないため。 				
発生抑制対策の概要等					
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源					
各種取組にあたっての課題					

都道府県名		群馬県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織： ・地域計画：未策定（策定予定なし）理由：本県には海岸がないため 				
発生抑制対策の概要等					
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源					
各種取組にあたっての課題					

都道府県名		埼玉県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし 理由：海岸を有していないため ・地域計画：未策定（策定予定なし）理由：海岸を有していないため 				
発生抑制対策の概要等	河川流域にごみのポイ捨て防止を呼びかける看板等の設置及び職員によるパトロール等の監視活動				
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源					
各種取組にあたっての課題					

都道府県名	千葉県			
地域計画概要	<p>千葉県海岸漂着物対策地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会組織:平成22年11月発足(環境省関東地方環境事務所課長、国土交通省千葉港湾事務所課長、千葉海上保安部課長、千葉県漁業協同組合連合会部長、NPO法人環境パートナーシップ千葉代表、財団法人千葉県環境財団理事長、関係市課長、県課長(ほか)) アドバイザー:筑波大学大学院 准教授 地域計画:平成23年2月策定 <p>目的 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「千葉県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、海岸の良好な景観、多様な生物の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等の総合的な海岸環境保全を図る。</p> <p>地域計画の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、本県のかげがえのない豊かな海岸環境を、将来にわたって県民が享受できるよう、県、海岸管理者、市町村、県民等が担うべき適切な役割分担や取組を示し、継続的に地域で海岸漂着物対策が円滑にできる仕組みを構築していくための方向性を示す。 海岸漂着物等の円滑な処理 県内の海岸漂着物等の現状及び課題等を把握するとともに、海岸漂着物対策を重点的に実施すべき箇所を定めて回収処分等を行うとともに、今後の継続的な地域活動を行いやすい環境を作り出すものである。 海岸漂着物等の発生抑制 環境教育や普及啓発を通して広く県民に海岸漂着物の問題を認識してもらい、海岸漂着物等の適正な処理及び発生抑制への理解促進と、環境保全に対する意識の高揚ならびにモラルの向上を図り、海岸漂着物等の発生を抑制する取組を進める。 <p>ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> 車止めの設置、不法投棄防止看板・標識等の設置 環境教育・普及啓発の実例 パンフレットの作成・配布 連携・活動に対する支援の実例 清掃ボランティア活動との連携 安全配慮の実例 海岸漂着物等の取扱い等に関する指導 連携している、又は連携が想定される民間団体等 盤洲干日湯をまもる会(木更津市) 			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環型社会の形成</p> <p>各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図り、廃棄物の発生抑制と棄物の適正な処分を確保することによって資源循環型社会の形成に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ等の適正な処理等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ごみ等の投棄の防止等 県及び市町村は、県民に対して海岸漂着物等の実態や問題の周知を図り、インターネット、パンフレット等を活用し、ごみの散乱防止、不法投棄等に係る環境教育及び普及啓発を促進 ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止 <ul style="list-style-type: none"> 県民、民間団体等の積極的な参画の促進 海岸を有する地域だけではなく、広範な県民の協力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に関する県民の意識の高揚が図られ、県民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要 <p>民間団体等との緊密な連携と活動の支援</p> <p>千葉県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等との連携を図ることによって、海岸漂着物対策に係る経験や技術及びネットワーク等を活用</p> <p>環境教育及び普及啓発</p> <p>体験活動や海岸漂着物等に係る現状、海岸の環境保全等に関する教育や学習の振興に努める。県、海岸管理者等、市町村は、自主的に清掃キャンペーン等を行っている民間団体等と連携を図り環境教育や普及啓発に際して、の有する豊富な知見やネットワークの活用を努める。</p> <p>海岸漂着物対策活動推進員等の活用</p> <p>海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、県、海岸管理者等、市町村が行う海岸漂着物対策への協力を担う主体であり、地域のパートナーシップづくりの中核的の主体の一つとしての役割</p> <p>技術開発、調査研究等結果の活用及び普及</p> <p>効率的・効果的な回収方法の活用</p> <p>海岸漂着物等の処分等に関する技術の活用</p> <p>国の調査への協力</p> <p>調査結果等の普及等</p>			
GND基金の使途(21年度～23年度)	合計 16,820千円	地域計画の策定 110千円	海岸漂着物等の回収処理 15,820千円	発生抑制対策 890千円
回収処理量、回収処理内訳	250t()			
県単独事業の概要	海岸漂着物回収事業費			
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	東京都			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織: 組織予定なし 理由: 他の形式の会議体で対応しているため ・地域計画: 策定中 策定予定時期未定 			
発生抑制対策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施 現存量調査 ・調査内容 海岸漂着物の現存量を把握 ・調査時期 小笠原諸島平成22年11～12月 伊豆諸島平成24年9～11月 ・調査場所 小笠原諸島、伊豆諸島 ・調査結果の用途 重点区域設定の参考とするため 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 7,320千円	地域計画の策定 7,320千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要	(環境局)計画作成業務			
財源				
各種取組にあたっての課題	海岸管理者が自らの責務としてどこまで対策を講じるべきなのか、海岸法などの既存の法律の理念との整合について			

都道府県名	神奈川県															
地域計画概要	<p>神奈川県海岸漂着物対策地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会組織：組織予定なし 地域計画：平成23年3月策定 <p>海岸漂着物対策に係る基本的な方針</p> <p>海岸清掃の一元化や総合的な海岸美化を推進するため、これまでどおり財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃を基本とする。</p> <p>海岸漂着物等の発生抑制や普及啓発・環境教育に関する方針については、県民、関係団体、市町村や県が連携して、3Rや廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止の取組を推進するとともに、美化財団による海岸美化に関する啓発、美化団体の交流促進、支援及び助成並びに海岸美化に関する調査・研究を展開する。</p> <p>さらには、将来の社会情勢を見据えて海岸漂着物対策を着実に推進していくため、今後、海岸漂着物等の実態把握に努め、海藻等の処理方法、海岸漂着物等の発生制御対策や費用負担のあり方等について展望・意見集約するシンポジウムの開催等を行うなど、諸課題の検討を進めるとともに、国に対しても、法も見直しに当たって、海岸漂着物等の処理費用の負担のあり方や財政措置等について要請していく。</p> <p>ごみ等を捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> 美化啓発運動等を推進するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない地域環境づくりをめざす「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を施行し、各種のキャンペーンを通じた不法投棄撲滅の呼び掛け、パトロールによる監視・取締りや監視カメラの設置、常習箇所での車両進入防止措置、不法投棄防止標、警告看板の設置等を実施している。 次のような取組を行う（公財）かながわ海岸美化財団を支援している。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 海岸美化キャンペーンの開催 <ul style="list-style-type: none"> ビーチクリーンや海岸美化啓発パネル展示、各種美化啓発キャンペーンを開催し、海岸美化意識の啓発を図る。 ビーチクリーンアップかながわ2012 国際海岸クリーンアップ2012（JEAN/クリーンアップ全国事務局共催） 海水浴場におけるたばこの吸殻のポイ捨て防止等の啓発 河川上流域等における展示会等の開催 街頭美化キャンペーン (2) 各種美化キャンペーン活動への参加・支援 <ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体等が開催する各種美化キャンペーン等に積極的に協力・参加し、パネル展示や後援等支援活動を行うことにより海岸美化啓発活動の充実を図る。 (3) 山・河川美化活動との連携 <ul style="list-style-type: none"> 山・河川美化に積極的に活動している団体との連携を強化し、ごみのポイ捨て防止やごみの持ち帰り啓発を行うとともに、山・河川清掃活動と一体となった美化活動の推進を図る。 (4) 美化啓発看板の管理 <ul style="list-style-type: none"> ごみの持ち帰りを呼び掛ける啓発看板の保全管理と啓発メッセージを展開する 環境教育・普及啓発の実例 次のような取組を行う（公財）かながわ海岸美化財団を支援している。 <ul style="list-style-type: none"> 1 総合学習等の受入れ <ul style="list-style-type: none"> 総合学習等において行う海岸でのビーチクリーンや教室での授業の時間に財団職員を派遣し、海岸美化教室を実施する。また、県教育委員会を通じて県内の小・中・高等学校に、海岸清掃への参加を呼びかける。 2 学校キャラバンの実施 <ul style="list-style-type: none"> これまで、総合学習の受入れを希望する学校はほとんどが沿岸域であったが、海岸ごみの7割が河川由来であることを踏まえ、平成23年度より、河川上流域や内陸部へのお前環境教育として「学校キャラバン」を始め、24年度も継続して取組を進めている。 3 教職員体験研修の受入れ <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会との協力による教職員の夏期体験研修を行い、海岸のごみの現状を認識してもらうことにより、環境教育推進の一助とする。 4 企業の環境貢献活動の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> 各企業等が、環境貢献活動の一環として実施するビーチクリーンアップ等のボランティア活動・新入社員研修等を受け入れ、海岸美化への理解を深める。 連携・活動に対する支援の実例 <ul style="list-style-type: none"> 1 海岸美化団体ネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> 海岸美化を中心に活動しているボランティア団体を、財団に登録していただくことにより、活動を支援するとともに連携を深め、団体間の相互協力や一斉清掃を行うなどして団体のネットワークを構築する。 海岸美化活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> 美化団体交流会の開催 2 美化団体等への感謝状の贈呈 3 会員制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> 安全配慮の実例 次のような取組を行う（公財）かながわ海岸美化財団を支援している。 <ul style="list-style-type: none"> 1 平成21年7月に国土交通省が作成した「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や「海岸漂着危険物ハンドブック」を配付、活用。 2 平成24年度に津波発生時等における財団職員やボランティア等の安全を確保することを目的として津波発生時等の行動の手引きを作成、活用。 <p>連携している、又は連携が想定される民間団体等</p> <p>海岸ボランティア清掃（平成23年度実績）</p> <table border="1"> <tr> <td>定期清掃</td> <td>114団体・個人</td> <td>延べ人数</td> <td>47,431人</td> </tr> <tr> <td>随時清掃</td> <td>532団体・個人</td> <td>延べ人数</td> <td>58,659人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>646団体・個人</td> <td>延べ人数</td> <td>106,090人</td> </tr> </table>				定期清掃	114団体・個人	延べ人数	47,431人	随時清掃	532団体・個人	延べ人数	58,659人	合 計	646団体・個人	延べ人数	106,090人
定期清掃	114団体・個人	延べ人数	47,431人													
随時清掃	532団体・個人	延べ人数	58,659人													
合 計	646団体・個人	延べ人数	106,090人													
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物等の発生抑制のための対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生状況及び原因に関する調査 3Rの推進 廃棄物の不適正処理・不法投棄の防止 普及啓発・環境教育に関する対策 <p>県民、関係団体、市町村や県がそれぞれの立場から参加する「かながわクリーン運動」を通じて推進するとともに、美化財団においても、「総合的な海岸美化の推進・発信の拠点」としてこれらの取組を積極的に展開・支援。</p>															
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 46,800千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 37,760千円	発生抑制対策 9,040千円												
回収処理量、回収処理内訳	244t（可燃物：212t、不燃物：32t）															
県単独事業の概要	<p>県と相模湾沿岸13市町との合意に基づき、企業等の参画も得て、平成3年4月に（財）かながわ海岸美化財団を設立した。財団は、計画的で一体的な清掃・管理主体、及び「総合的な海岸美化推進拠点」として、県及び関係13市町村からの負担金（県単事業費を含む）による海岸清掃事業及びその事業を促進・支援するための美化啓発事業等を実施している。</p> <p>さらに厚生労働省の緊急雇用創出事業の基金（国費事業）や環境省の「地域グリーンフェイルド基金」（GND事業費）を活用して、主に海岸清掃事業などの海岸漂着物対策事業を実施している。</p>															
財源	245,096千円（千円未満四捨五入）															
各種取組にあたっての課題	<p>台風時等で河川流域に大雨が降ると、河川経由で流木、木屑等が海岸に大量に漂着し、さらに、都市部を流れる河川の河口部では、日常生活に伴って排出されるペットボトル等生活系ごみが多く漂着するが、最終的には、これらの処理は漂着する沿岸地方自治体がその処理費用の負担を強いられている。</p>															

都道府県名	新潟県			
地域計画概要	<p>新潟県海岸漂着物対策地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年5月発足 ・地域計画：策定中 <p>現在、新潟県の海岸漂着物対策の基本となる「新潟県海岸漂着物対策地域計画」を新潟県海岸漂着物対策推進協議会において計画案を策定中。</p> <p>海岸漂着物対策をまとめた「新潟県海岸漂着物対策地域計画」を策定し、これに基づき国、市町村、民間団体等と連携を図りながら海岸漂着物の回収処理・発生抑制など、総合的な対策を実施する。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査名 海岸漂着物実態調査(平成22年度) ・調査内容 漂着物の種類・量 ・調査場所 県内4海岸 ・調査結果の用途 県内海岸の漂着実態の推定 <p>調査名 海岸漂着物回収状況アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 市町村、海岸管理者等に対し、過去1年間に実施した海岸漂着物の回収状況を聴取り ・調査場所 県内全域 ・調査結果の用途 県内海岸の漂着実態の推定 <p>調査名 海岸漂着物実態調査(平成23年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 漂着物の種類・量 ・調査場所 県内6海岸 ・調査結果の用途 県内海岸の漂着実態の推定 <p>調査名 河川等漂流物実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 河川等漂流物の種 ・調査場所 農業用排水路1箇所、都市型河川1箇所 ・調査結果の用途 海岸漂着物の発生源推定、発生源対策 <p>調査名 海岸漂着物の漂流実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 GPSボトルを用いた漂流経路調査 ・調査場所 県内5河川の河口部県境沖の海域1箇所 ・調査結果の用途 海岸漂着物の発生源推定、発生源対策 <p>調査名 河畔の散乱ごみ実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 河畔に堆積しているごみの種類、量の調査 ・調査場所 県内河川 ・調査結果の用途 海岸漂着物の発生源推定、発生源対策 <p>ごみを捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄等防止週間実施事業(年2回実施) ・広報による県民への周知、地域機関を通じた不法処理防止連絡協議会等での撤去事業・パトロール活動など ・不法投棄監視県民ネットワーク ・県民、民間団体等の幅広い協力を得て、県民総ぐるみによる監視体制を構築することで、監視の目を増やし、不法投棄を早期に発見し、被害の拡大を防ぐとともに、その未然防止を図る。 <p>環境教育・普及啓発の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告を利用した海岸漂着物対策に係る普及啓発 <p>海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生源推定を目的とした調査を実施 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 (切り分け困難の93,740千円 含む) 311,630千円	地域計画の策定 220千円	海岸漂着物等の回収処理 216,450千円	発生抑制対策 1,220千円
回収処理量、回収処理内訳	2,904t(内訳は把握していない)			
県単独事業の概要	4月異常風浪対策海岸緊急保全 海岸漂着物地域対策推進事業			
財源				
各種取組にあたっての課題	先進的な取組事例の紹介をお願いしたい。(焼却処理を行う場合の塩分対策、再生利用の事例紹介等)			

都道府県名	富山県			
地域計画概要	<p>富山県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会組織：平成22年2月発足（・富山県立大学教授、財団法人環日本海環境協力センター専務理事、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所、国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所、国土交通省北陸地方整備局伏木富山港湾事務所、環境省中部地方環境事務所、全市町村（15市町村）、富山県自治会連合会、富山県漁業協同組合連合会、財団法人とやま環境財団、富山県環境保健衛生連合会、富山県（環境政策課長、環境保全課長、水産漁港課長、河川課長、港湾課長）） 地域計画：平成23年3月策定 計画期間：平成23年度から27年度までの5年間（それ以降の中長期を見据えた取組みを推進） <p>計画の趣旨・位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定や、国の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」に基づき定める計画 本県の「廃棄物処理計画」や「海岸保全基本計画」等と整合を図った計画 県、市町村、地元ボランティア等の関係者が一体となって取り組むための計画 <p>計画の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等の回収・処理の役割分担の明確化及び体制の確保 県民一体となったごみなどの発生抑制 環日本海地域と連携した海岸漂着物対策の推進 <p>ごみを捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ポイ捨て防止キャンペーンの実施 環境教育・普及啓発の実例 親子バス海岸清掃体験モデル事業の実施（H24新） 県内の海岸漂着物の発生状況等を紹介した普及啓発資材の作成 連携・活動に対する支援の実例 富山県と（財）環日本海環境協力センター（NPEC）が日本海沿岸自治体と連携して実施している「海辺の漂着物調査」への支援 流域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」の実施 安全配慮の実例 「みんなできれいにせんまいけ大作戦」のメインイベントの実施にあたっては、ボランティア活動保険を活用 連携している、又は連携が想定される民間団体等 富山県環境保健衛生連合会 財団法人とやま環境財団 等 			
発生抑制対策の概要等	<p>円滑な処理の推進</p> <p>海岸管理者等、市町村、民間団体等の適切な役割分担と連携による回収・処理</p> <p>効果的な発生抑制の推進</p> <p>ごみの減量化や適正処理の推進ごみの投棄防止、水域への流出防止</p> <p>環境教育及び普及啓発の推進</p> <p>広報等による情報提供民間団体等のノウハウの活用</p> <p>国際協力の推進</p> <p>（財）環日本海環境協力センター（NPEC）等民間団体との連携</p>			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 149,250千円	地域計画の策定 13,410千円	海岸漂着物等の回収処理 78,620千円	発生抑制対策 57,220千円
回収処理量、回収処理内訳	4,200t()			
県単独事業の概要				
財源	8,150千円			
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	石川県			
地域計画概要	<p>石川県海岸漂着物対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年3月発足（県（環境、土木、農林水産、観光 各担当課長）、国（国土省金沢河川国道事務所 海岸課長、海上保安庁金沢海上保安部 警備救難課長、環境省中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長）、市長会、町長会、県漁協漁場協会、県漁業協同組合 企画指導課長、（社）石川県観光連盟 副会長、クリーンビーチ いしかわ実行委員会 事務局長、県婦人団体協議会 理事、県青年団協議会 理事 ・地域計画：平成23年3月策定 <p>海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の円滑な処理を図るための施策と発生抑制を図るための施策の推進を通じて、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る。</p> <p>海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の効果的な発生制御、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保、国際協力の推進などを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・普及啓発の実例 ・環境イベントにおいてブース出展 H22～H23はGND基金利用 ・環境教育活動（小学生による稚魚放流及び海辺の漂着物調査） ・パンフレット作成 <ul style="list-style-type: none"> ・連携・活動に対する支援の実例 ・小学生による稚魚放流及び海辺の漂着物調査 <ul style="list-style-type: none"> ・連携している、又は連携が想定される民間団体等 ・（財）環日本海環境協力センター ・（社）いしかわ環境パートナーシップ県民会議 			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環型社会の形成</p> <p>本県では、'容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、をはじめとする各種リサイクル法の適切な実施や3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進により、廃棄物の排出の抑制と廃棄物の適正な処分を確保し、県内における循環型社会の実現を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ等の適正な処理等の推進 ・発生の状況及び原因に関する実態把握 ・ごみ等の不法投棄の防止等 ・ごみ等の水域等への流出防止 ・地域外からの海岸漂着物等に対する連携 ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ・県民、民間団体等の積極的な参画の促進 ・自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保 ・民間団体等との緊密な連携と活動の支援 <p>市町は、ごみ減量化推進員の委嘱等により、ごみの減量化や不法投棄撲滅に取り組む</p>			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 187,700千円	地域計画の策定 4,100千円	海岸漂着物等の回収処理 182,600千円	発生抑制対策 1,000千円
回収処理量、回収処理内訳	1,710t（H21は回収処理なし、内訳不明）			
県単独事業の概要 財源				
各種取組にあたっての課題	法に基づき、海岸管理者が海岸漂着物の処理を積極的に取り組むように、環境省から国土省や農林水産省に働きかけていただきたい。			

都道府県名	福井県			
地域計画概要	<p>福井県海岸漂着物対策指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織: 組織予定なし 理由: 必要に応じ、関係者から個別に意見聴取するため ・地域計画: 平成23年3月策定 <p>本県の海岸における良好な景観および環境を保持するため、海岸漂流物の円滑な処理および発生の抑制を図るために策定。</p> <p>海岸漂着物対策の方向性、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域およびその内容、関係者それぞれが担うべき役割および協力に関する事項等を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみを捨てる行為の防止措置 ・環境教育・普及啓発の実例 ・連携・活動に対する支援の実例 ・地域住民、NPO等による清掃ボランティア活動との連携 ・安全配慮の実例 ・連携している、又は連携が想定される民間団体等 ・自治会、NPO、漁協 			
発生抑制対策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・3Rの推進による循環型社会の形成 ・発生状況と原因の把握 ・不法投棄等の防止 ・不法投棄に関する規則措置の実施 ・飛散防止等 ・普及・啓発、環境教育の推進 ・普及・啓発の推進 ・環境教育・環境学習の推進 			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要	海岸漂着物の回収・処理(県執行分および市町への補助金)			
財源				
各種取組にあたっての課題	対岸諸国からの漂着の未然防止など、国際的な協力体制による取組を進めて頂きたい。			

都道府県名		山梨県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織: 組織予定なし 理由: 必要性が認められないため ・地域計画: 未策定(策定予定なし) 理由: 必要性が認められないため 				
発生抑制対策の概要等					
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源					
各種取組にあたっての課題					

都道府県名		長野県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織: 組織予定なし 理由: 計画策定の予定がないため ・地域計画: 未策定(策定予定なし) 理由: 必要性が認められないため 				
発生抑制対策の概要等					
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源					
各種取組にあたっての課題					

都道府県名		岐阜県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織: 組織予定なし 理由: 内陸県のため ・地域計画: 未策定(策定予定なし) 理由: 内陸県のため 				
発生抑制対策の概要等					
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源					
各種取組にあたっての課題					

都道府県名		静岡県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織: 組織予定なし 理由: 「出水による漂着物対策調整会議」を組織済み ・地域計画: 未策定(策定予定なし) 理由: 重点的に推進すべき区域が特がないため 				
発生抑制対策の概要等					
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円	
回収処理量、回収処理内訳	t()				
県単独事業の概要					
財源	23,245千円				
各種取組にあたっての課題					

都道府県名	愛知県			
地域計画概要	<p>愛知県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会組織:平成22年10月発足 地域計画:平成23年8月策定 <p>基本理念 海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 地域の実情に応じた適切な役割分担 各主体間の情報共有を行い、連携していく体制の確保 海岸漂着物等の円滑な処理の推進 海岸の清潔保持とその海域への流出防止 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 海岸漂着物となる陸域のごみの発生抑制 ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例 啓発資材の作成 庁舎周辺の清掃活動 パトロール車に「不法投棄等監視パトロール中 愛知県」のステッカーを貼付し、ごみ散乱防止の啓発。(H24) 「全国ごみ不法投棄撲滅運動」ポスター掲示 啓発ポスターの掲示 啓発用のぼり掲示 「環境月間」ポスター掲示 街頭での啓発資材(啓發文入りティッシュペーパー及びうちわ)の配布 東三河地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の開催 不法投棄等防止監視パトロール 環境教育・普及啓発の実例 啓発資材の配布 連携・活動に対する支援の実例 海岸施設愛護団体報奨金(清掃ボランティアへの報償金) 港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費(清掃ボランティアへの報償金) 安全配慮の実例 海岸施設愛護団体報奨金(清掃ボランティアへの報償金) 港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費(清掃ボランティアへの報償金) 連携している、又は連携が想定される民間団体等 愛知県も構成員である「海岸漂着物対策検討会」を通じて、43団体が構成する「22世紀奈佐の浜プロジェクト」と連携を図っている。 			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環型社会の形成</p> <p>「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活動や3R(発生抑制、再使用、再生利用)を積極的に推進、ごみ等の不法投棄の防止</p> <p>ごみ散乱防止の啓発事業や不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な執行に努める。</p> <p>環境学習及び普及啓発</p> <p>県民一人ひとりが積極的に海岸清掃活動等に参加できるよう、環境学習の推進に努める。</p> <p>海岸漂着物対策や清掃活動情報等を、ホームページ等の広報媒体の活用により情報提供に努める。</p> <p>関係者の役割分担と相互協力</p> <p>国、県、海岸管理者(県・市町村)、市町村、民間団体等それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有し、連携・協力。</p> <p>海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、県域を越えて移動するため、今後必要に応じて、関係自治体等と広域的に連携した発生抑制対策等を行う。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 26,701千円	地域計画の策定 6,380千円	海岸漂着物等の回収処理 18,534千円	発生抑制対策 1,787千円
回収処理量、回収処理内訳	244t(流木・葦・海藻等の自然系:221.4t、空き缶・ペットボトル:11.2t、その他:11.3t(四捨五入の関係で、合計と一致しない))			
県単独事業の概要	<p>海岸漂着物対策推進協議会の開催</p> <p>河川におけるごみ量調査</p> <p>流木等処理負担金(市町村が実施した海岸漂着物の処理の1/2を県が負担)</p> <p>海岸施設愛護団体報奨金(清掃ボランティアへの報償金)</p> <p>港湾・漁港海岸施設愛護団体報償費(清掃ボランティアへの報償金)</p> <p>海岸堤防維持管理事業(海岸清掃費用)</p>			
財源	10,249千円			
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	三重県			
地域計画概要	<p>三重県 海岸漂着物対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織:平成22年10月発足 ・地域計画:平成24年3月策定 <p>本県の美しい海岸を守っていくため、さまざまな主体の協創による相互協力と役割分担のもと、森・川・海のつながりを大切に海岸漂着物対策に取り組んでいくことをめざして策定。</p> <p>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域での対策 海岸漂着物の回収・処理は、海岸管理者、県、市町が民間団体等と連携し、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動を拡大・活性化させる。</p> <p>海岸管理者の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の計画的な回収・処理の実施 ・民間団体等が行う回収等の支援 <p>県の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者、民間団体等への情報提供、連絡調整 ・伊勢湾流域圏の関係機関との連携・協議及び国への調整等の要請 ・他県に対する処理、発生抑制等への協力要請 <p>市町の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の処理施設における受入・処理に係る協力等 ・回収、分別、運搬に係る支援、協力等 <p>県民、民間団体等の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な海岸清掃活動等の実施、活動への参加 ・環境教育・普及啓発の実例 ・伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦 ・パネル、ポスター、テキストの作成(予定) ・連携・活動に対する支援の実例 ・河川・海岸美化ボランティア活動推進事業 ・人と人の絆の場づくりプロジェクト ・安全配慮の実例 ・ボランティア活動保険支援 <p>連携している、又は連携が想定される民間団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市ウミガメ保存会(任意団体)、新雲出川物語推進委員会(任意団体)、きれいな伊勢志摩づくり連絡会議(任意団体)、四日市地域環境保全対策協議会(任意団体)、三重県産業廃棄物対策推進協議会(任意団体) 三重県漁業共同組合連合会、三重県森林組合連合会 			
発生抑制対策の概要等	<p>発生抑制に係る重点区域に関する海岸漂着物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携して三県一市で伊勢湾沿岸の漂着物による被害の現状を情報共有し、連携のうえ伊勢湾流域圏に正しく周知。 ・三県一市が連携し、漂着ごみの回収だけでなく発生抑制にも貢献する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大、活性化に取り組む。 ・さまざまな主体の協創による、不法投棄防止看板の設置、パトロールの実施、体験型環境学の実施等に取り組む。 <p>海岸漂着物対策に係る環境学習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸での清掃活動等、海岸漂着物や発生抑制対策の一連の取組みに、県民が参加する体験を通じて環境学習の効果を高める。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 (切り分け困難の101,465千円含む) 152,890千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 51,425千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	647.7t(海岸漂着物等の回収に当たっては、表中の分類による分別回収を行っておらず内訳は不明)			
県単独事業の概要	海岸・湾岸における清掃委託費			
財源	231千円			
各種取組にあたっての課題	海岸保全施設のない民地海岸(個人所有地)において、漂着ごみ対策の要望箇所があり、対応に苦慮している事例があります。(民地海岸における海岸管理者の対応)			

都道府県名	滋賀県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし ・地域計画：未策定（策定予定なし） 			
発生抑制対策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみを捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）の実例 ・「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に基づく環境美化監視員によるパトロール等の監視活動 ・環境美化監視員の増員 ・ごみの散乱防止の普及啓発活動 ・環境美化の日と定める5月30日、7月1日、12月1日を基準日とする県下一斉清掃運動 ・環境教育・普及啓発の実例 ・普及啓発活動 ・清掃活動 ・ボランティア団体等による清掃活動の支援 ・ごみ減量化と環境美化に関する標語・ポスター図案の募集、およびその表彰、展示 ・連携・活動に対する支援の実例 ・ボランティア活動の連携支援 ・ボランティア保険加入費用の支援 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	京都府			
地域計画概要	<p>京都府 海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成24年2月発足（天橋立を守る会、琴引浜の鳴り砂を守る会、舞鶴公安事務所、京都府循環型社会推進課、他） ・地域計画：平成23年12月策定 <p>総合的な海岸環境の保全及び再生 白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、干潟等における生物の多様性の確保などに配慮しつつ総合的な海岸環境の保全及び再生のための対策を実施</p> <p>海岸漂着物等の発生等の効果的な抑制 天野橋立における取組：昭和40発足「天橋立を守る会」毎日の清掃、毎年恒例行事として、春と冬に「クリーンはしだて1人1坪大作戦」実施</p> <p>海洋環境の保全 京都府の海岸は歴史的、文化的、地質学的に優れた価値を有し、海岸漂着物対策に当たっても特性を守り活かし、継承していく。</p>			
	<p>海岸漂着物等の発生原となるごみの発生抑制をはかるため、海岸管理者等は、沿岸住民をはじめ海岸利用者や占有者等に対して適切な海岸利用についての働きかけを行うとともに、海岸における不法投棄の防止等の対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者は河川利用者に対し適正な河川利用を働きかけるとともに、啓発看板も設置等により河川における不法投棄の防止を推進し、また河川内の除草等適正な河川管理に努める。 ・府及び市町村は、海岸漂着物等の発生原となる廃棄物の発生抑制や不法投棄を防止するため、廃棄物の適正処理指導や監視パトロールの強化、警察との連携による厳格な指導者、早期発見・早期着手・早期解決に向けた対策を推進。 ・地方団体は、不法投棄を発見した際は、府、市町村等に通報するなど、府、市町村等の行う施策に努める。 ・海岸漂着物等の発生メカニズムについては、未だ未解明の部分も多く残されているため、地域での取組に基づく知見を活用するとともに、国に対して調査研究による解明や関係国に対し原因究明や対策を求めるよう要請。 <p>普及啓発及び環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者等、府、市町村は、清掃活動や場において、海岸保全の重要性や地元の方々への取組の紹介などを行うとともに、様々な広報媒体も活用しながら、京都府の海岸の価値とその保全の大切さについての情報を広く発信する。京都環境フェスティバルにおける普及活動、海ごみサミット2012亀岡保津川会議による普及啓発活動。 <p>国への要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国外、府外からの海岸漂着物に対応するため、近隣他県との連携強化を図るとともに、国際的な観点からの対策の推進について、国への働きかけを行う。 ・海洋漂着物対策を推進するための財源について、海洋漂着物処理法において、国が必要な財政上の措置を講じることとされていることを踏まえ、対策に関わる海岸管理者等、府、市町村、地域団体等が連携して、国に対し、確実な財政確保が行われるよう要請を行う。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 47,320千円	地域計画の策定 410千円	海岸漂着物等の回収処理 46,910千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳 県単独事業の概要	834t()			
財源				
各種取組にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者等、府、市町、府民、地域団体等の役割分担と連携の下に、海岸の特性に応じて、持続的に海岸漂着物等を処理するための仕組みづくりが必要。 ・国外や府外由来の漂着物による影響が認められ、逆に、府域を発生源とするごみが国外・府域外の海岸に影響を及ぼしていることも考えられることから、国際的な協力や他府県との連携による対策を推進することが必要。 ・海岸漂着物対策を海岸清掃だけの事後的対策と捉えるのではなく、ごみの発生抑制をも含めた総合的な取組としていくため、沿岸部だけでなく内陸部の住民も含めて情報提供や啓発を推進することが必要。 			

都道府県名	大阪府			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし ・地域計画：未策定（策定予定あり） 			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施 大阪府海岸漂着物地域対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査内容 海岸漂着物の回収・調査 ・調査時期 平成21年度～23年度 ・調査場所 大阪府堺市他 ・調査結果の用途 海岸における良好な景観及び環境の保全のため <p>ごみを捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）の実例 ・府職員による巡視活動・看板設置等</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 20,000千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 20,000千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	143t()			
県単独事業の概要	毎年、漁港・河川・港湾清掃事業などを実施			
財源	329,940千円			
各種取組にあたっての課題	財政支援確保			

都道府県名	兵庫県			
地域計画概要	<p>兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画及び兵庫県日本海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成23年5月発足（平成24年は組織していない）（近畿地方環境事務所課長、香住海上保安署長、国立公園成ヶ島を美しくする会会長、他） ・地域計画：平成23年3月策定 <p>兵庫県は毎年多くのごみが海岸に漂着し、景観、自然環境、観光等への影響が懸念されている。地域の特性を踏まえた回収・処理方法、発生抑制対策、関係者の役割分担等を定めることにより、海岸漂着物対策の推進を図る。</p> <p>瀬戸内海沿岸及び日本海沿岸では、海岸の地形や景観、潮流、季節風、経済活動等自然的社会的環境が異なること、また、瀬戸内海沿岸河川や近隣府県からの漂着物等が多く、日本海沿岸では外国からの漂着物が多く、ごみ発生源等が異なることから、瀬戸内海沿岸及び日本海沿岸に分けて地域計画を作成。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸を有する地域のみならず陸域を含めたすべての地域において、海岸漂着物等の効果的な発生抑制を図る。</p> <p>3Rの推進 より一層の3Rを推進していくとともに、廃棄物の排出抑制・適正処理を確保し、持続可能な循環型社会の実現を図る。 海岸漂着物等の実態の把握 発生場所や漂着ルートを明らかにするため、海岸管理者は、海岸漂着物等の回収・処作業を実施した際に、量・質等の把握を行う。 適正処理等の推進 海岸漂着物等の中には、流木等の山林由来や漁具等の海由来のものが多く見られることから、伐採木や漁具の適正管理、適正処理を行う。 ポイ捨て防止 県や市町のポイ捨て防止条例により、引き続き、市町、事業者及び住民が一体となっておみの散乱、ポイ捨て等の防止により、環境の美化促進を図る。 水域等への飛散・流出の防止 ごみ等が台風などの強風によって、海や河川に飛ばされないように、ごみ集積所などでは、飛散防止ネットを設置するなど、水域等への流出防止に努める。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 180,280千円	地域計画の策定 7,060千円	海岸漂着物等の回収処理 172,840千円	発生抑制対策 380千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題	特になし			

都道府県名	奈良県			
地域計画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし(県内に海岸がないため) ・地域計画：未策定(県内に海岸がないため) 			
発生抑制対策の概要等				
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	和歌山県			
地域計画概要	<p>和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成24年1月発足(串本海中公園センター名誉館長、公益財団法人天神崎の自然を大切にする会理事長、和歌山サーフィン連盟会長、和歌山県漁業協同組合連合会参事、他) ・地域計画：平成25年3月策定予定中 ・計画期間：平成24年度から平成29年度 <p>目標</p> <p>県全体で海岸漂着物対策に取り組み、海岸の良好な景観及び環境の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な処理推進 ・発生抑制対策 ・普及啓発・環境教育 <p>現状：平成22年12月～23年3月、同年8月～9月に実施した和歌山県海岸漂着ゴミ等実態調査において、本県海岸線を航空機写真撮影、漂着物の分布状況を調査。特に和歌山市友ヶ島、串本町大島の北側海岸に多く、流木、発泡スチロール製ブイ、廃プラスチック類等が集積。</p> <p>海岸漂着物等の推計総量は、冬季より夏季のほうが多い。</p> <p>被害現状：アンケート結果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物自体が塩分を多く含み、各市町の焼却施設を傷める。 ・流木等の大型のものは、焼却に適した大きさに破碎する前処理に人的労力を要す。 ・ペットボトルなど通常リサイクルされるごみが、傷みの激しさからリサイクル資源として活用できない。等 <p>海岸清掃の実施者：アンケート調査結果：民間団体等による海岸清掃が全体の6割 ボランティアによる海岸清掃が今後も継続的に行われる支援の在り方が課題</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等になる可能性のあるごみの減量化を図る。レジ袋等容器包装廃棄物削減に関する取組、リサイクル製品の認定及び普及啓発、利用促進等。 ごみの投棄防止：管理バトロール、監視カメラの設置、看板の設置 ごみ等の水域への流出又は飛散の防止：各種愛護団体による清掃活動、山林・河川管理者に対する適正管理の指導や協力要請普及活動 海岸漂着物等の普及啓発・環境教育の推進 職員等による出前講座実施、環境問題アドバイザー派遣による環境講座実施、普及目的のイベント開催、広報誌・インターネット等の情報発信等 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 38,000千円	地域計画の策定 14,080千円	海岸漂着物等の回収処理 23,920千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	862.45t()			
県単独事業の概要	海岸漂着物等の回収・処理			
財源	87,600千円			
各種取組にあたっての課題	法制定以降、国による具体的な普及啓発や環境学習などを含めた発生抑制対策が実施されていない。地域では効果的な事例や手法に関する情報が少なく、発生抑制対策を模索しているのが現状であり、国によるリードが重要であると考える。			

都道府県名	鳥取県			
地域計画概要	<p>鳥取県海岸漂着物地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし ・地域計画：平成24年3月策定 <p>事業の内容海岸管理者が主体となって関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ゴミ等の処分等を行う。 「地域グリーンニューデール基金」を活用</p> <p>海岸漂着物の処理状況</p> <p>平成21年度までは鳥取県海岸漂着廃棄物等処理要綱に基づき、漁港・港湾等はその管理者がその他の海岸は市町村が主体となって、処理。平成22年度方は各海岸管理者が主体となり市町村と連携し処理。毎年海岸を有する全ての市町村（3子5町1村）で地域住民やボランティア等により清掃活動を行う。</p> <p>海岸漂着物の組成</p> <p>環日本海環境協力センターが主体の漂着物調査に参加。（浦富海岸・米子海岸）</p> <p>プラスチック類・発泡スチロール類が大半。海岸漂着物の80%は河川を通じて海に流れ込む。国内由来が多い。冬季を中心に危険物の漂着として、ポリ容器が漂着。平成22年は医療系廃棄物が大量漂着。国外に起因するもの有。</p> <p>ごみを捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て防止啓発看板・標識の設置（市町村へ補助し、市町村が設置） ・環境教育・普及啓発の実例 ・環境教育：海辺の漂着物調査 ・普及啓発：海岸漂着物啓発パネルの作成・掲示 			
発生抑制対策の概要等	<p>4Rの推進による循環型社会の形成・ごみ等の適正な処理等の推進</p> <p>県民は、市町村で定められたルールに従ったりサイクル分別収集の協力、事業者は廃棄物のリサイクルの推進、県及び市町村はゴミの循環的利用促進のためのシステム構築、廃棄物処理施設の確保に努める。</p> <p>ごみ等の投棄の防止等</p> <p>県及び市町村は廃棄法や海洋汚染防止法鳥取県環境美化の促進に化する条例等に基づき指導等の実施</p> <p>海辺の漂着物調査、図書館巡回パネル展での展示、インターネット、パンフレットの活用を通じ現状・問題点を周知</p> <p>海岸漂着物の漂着状況の把握</p> <p>県及び海岸管理諸島は、市町村、民間団体と連携し海岸漂着物の漂着状況について情報収集等を行い今後の施策等に活用。</p> <p>災害等の緊急における対応</p> <p>災害などの大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集、関係機関への情報提供、県民への周知を行う。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 63,640千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 63,640千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	1,296t(流木・木材:879t、不燃物:356、その他:61t)			
県単独事業の概要	危険物保管バッグ購入 海岸漂着物処理(台風12号による大量漂着対応) 一部国庫補助金充当 海岸漂着物処理			
財源	41,150千円			
各種取組にあたっての課題	財政上の措置			

都道府県名	島根県			
地域計画概要	<p>島根県海岸漂着物対策推進地域計画 ・協議会組織：平成21年10月発足(島根大学准教授、(株)海中景観研究所、漁業協同組合JFしまね、国府海岸を美しくする会、ホシザキグリーン財団、他) ・地域計画：平成25年3月策定</p> <p>島根県の海岸 東西に細長く地形的に変化に富んでいる。リアス式海岸が多い。沿岸では、黒潮から分岐した対馬海流が概ね南西から北東方向に流れている。 状況把握調査結果やモデル調査報告書などを参考に、個別海岸区分ごとに生じている問題点と必要な対策を取りまとめる。 島根県沿岸における回収・処理活動は、海岸漂着物対策を効果的、継続的に実施するために、海岸漂着物の実態を踏まえ、国、県、市町村、海岸管理者、及び地域住民、企業民間団体等の役割分担を明確化し、連携した取り組みを進める。 島根県は、流出油を除く海岸漂着物のうちそのまま放置しておくことにより環境衛生上、安全上、海岸利用上または施設維持管理上支障をきたすおそれがあると判断されるようなものについて、速やかな対応を行うために「海岸漂着物初期対応マニュアル」(島根県 平成21年3月)を作成・運用。 災害等の緊急時における対応 災害などにより大量に発生した海岸漂着物については、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や「災害等廃棄物事業費補助金」など国の災害関連制度を活用し、関係者の適切な役割分担と相互協力のもと処理するよう努める。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物は特定の地域に繰り返し漂着するという特徴があり、モデル調査によると外国由来のものであったというデータもある。発生抑制は県内のみならず県外や外国に働きかけも必要。 県は「第2期しまね循環型社会推進計画」を策定し、廃棄物に関する3Rを推進。 他県、国との連携、協力による発生抑制に向け対策を推進。 県は、県民の意識の高揚及びモラルの向上や海岸漂着物の抑制を図るため、海岸漂着物対策の普及啓発及び環境教育の実施に努める。(綺麗な海を守る為の日韓青少年ボランティア活動の実施)</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 261,260千円	地域計画の策定 16,060千円	海岸漂着物等の回収処理 245,200千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	3,003.8t(プラスチック類:1,011.9t、流木・木材:747.9t、可燃物:335.6t、不燃物:167.7t、漁網・漁具:72.4t、金属類:2.1t、ガラス・ビン類:0.6t、その他:665.6t)			
県単独事業の概要	島根県海岸漂着ごみ等処理事業費支援交付金 沿岸市町村が、住民の参加・協力を得て計画的に海岸を清掃し、発生した漂着ごみ等を回収・処理した事業を対象。(交付率1/2)			
財源	6,610千円			
各種取組にあたっての課題	漂着場所によっては回収困難となるため、海域浮遊中での漂着物の処理・協力依頼			

都道府県名	岡山県			
地域計画概要	<p>・協議会組織：組織予定なし(既存のごみ議会があるため) ・地域計画：未策定(実態調査の結果、早急に対策和とるべき海岸がなかった。県の施策の中心は海底ごみ対策であり、また海岸管理者等から回収実施要望がなかった。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物実態調査 ・調査内容 海岸への漂着物(個数、内容等)の実態調査 ・調査時期 平成22年5月～23年1月 ・調査場所 岡山県沿岸から鳥しょ部 ・調査結果の用途 漂着ごみ以外の海ごみと一体的に対策を検討するための基礎資料とする。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要	海ごみ(主として海底ごみ)に関する普及啓発事業(NPO法人に委託して実施)			
財源	4,810千円			
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	広島県			
地域計画概要	<p>海のごみ対策のあり方を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし ・地域計画：策定予定なし <p>海ごみのうち、漂着ごみ対策については、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号)が制定され、その処理責任が海岸管理者と定められ、各海岸管理者に対しては、市町からの情報を提供。</p> <p>一方、漂着ごみや海底ごみによる環境景観の悪化、漁業被害等が発生した場合には、関係機関で連携し、情報の収集・提供や、必要な海ごみ対策の検討を行い、更に、災害等により、大規模漂着ごみが発生した場合には、国の災害等廃棄物処理事業費補助制度等(ごみ量が海岸保全区域外で150m3以上が補助対象)を活用し、適正な処理を行うよう、市町に対し助言。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>ごみを捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)の実例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視パトロール(シーパトロールを含む)(H24) ・地域廃棄物対策支援事業(市町が実施する不法投棄防止対策に対する支援) 環境教育・普及啓発の実例 ・県HPによる広報 連携・活動に対する支援の実例 ・ボランティア活動保険支援(せとうち海援隊) 			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	t()			
県単独事業の概要	市町が実施する海浜等において発生した漂着ごみの撤去・処理、回収困難場所の作業委託等(住民等が参加する普及啓発活動に伴うものに限る)に対する補助事業(地域廃棄物対策支援事業)			
財源	県内の海浜の清掃・美化活動支援(せとうち海援隊)			
各種取組にあたっての課題	3,590千円			

都道府県名	山口県			
地域計画概要	<p>山口県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会組織：平成23年5月発足（水産大学理事長、山口大学准教授、山口県快適環境づくり連合会、山口県エコキャンパス取組促進協議会、山口県漁業協同組合、他） 地域計画：平成23年9月策定 <p>計画の趣旨</p> <p>山口県は、本州の最西端に位置し、全国で6番目となる長い海岸線を有することから、毎年大量の漂着物が押し寄せ、良好な景観や環境、漁業、観光等への影響が深刻化しています。このため、「やまぐちの美しい里山・海づくり条例」を踏まえながら、「海岸漂着物処理推進法」に基づいて、海岸漂着物対策推進地域計画を策定し、海岸漂着物対策を総合的・効果的に推進する。</p> <p>山口県の海岸</p> <p>日本海側：海流・気象 ・対馬暖流が南西から北東に流れる・冬季に北西系の激しい風（漂着に影響） 瀬戸内海側：海流・気象 ・潮流は潮の干満等に伴い定期的に往復・風は穏やか（ごみの漂着への影響小） 海岸総延長：1,503km（全国6番目）、漂着ゴミ等が多い道県、廃ポリタンクの漂着状況共に全国上位に上がる</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等の円滑な処理の推進 海岸漂着物等の効果的な発生抑制の推進 普及啓発や環境教育の推進 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 重点区域 <p>瀬戸内海国立公園・北長門海岸固定公園、自然海浜保全地区、港湾区域、漁港区域 等に属する海岸</p> <p>海岸漂着物等の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理の体制等：地域の実情に応じた処理計画を地元で協議 処理の方法：県が「漂着物処理マニュアル」を作成 等 漂着物の海岸での焼却は、ダイオキシン類等の有害物質の発生につながるおそれがあることなどから、原則禁止 海岸清掃の実施者は、回収・搬出計画、収集・運搬、処分計画、参加可能なボランティアの人数等に基づいて、海岸清掃の全体工程及び1日単位の作業計画を立案。 <p>海辺の教室、水辺の教室、自然環境学習会等を通じた意識啓発 等 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃の実施 関係者の役割分担と相互協力 災害等緊急時における対策 計画の進行管理</p>			
発生抑制対策の概要等	<ul style="list-style-type: none"> 散乱ごみ対策、廃棄物の不法投棄対策の推進 地域における清掃・環境美化活動 等 モニタリング等の実施 海岸漂着物等の実態把握 等 普及啓発・環境学習の推進 海辺の教室、水辺の教室、自然環境学習会等を通じた意識啓発 等 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 68,999千円	地域計画の策定 1,178千円	海岸漂着物等の回収処理 46,060千円	発生抑制対策 21,761千円
回収処理量、回収処理内訳	522.6t(プラスチック類:232.3t、流木・木材:206.4t、金属類:20.7t、漁網・漁具:16.2t、ガラス・ビン類:15.1t、可燃物:14.5t、缶:1.6t、不燃物:1.6t、発泡スチロール:1.2t、その他:13.1t)			
県単独事業の概要 財源				
各種取組にあたっての課題	山口県の日本海側に海岸には、韓国、中国等から毎年大量の漁具、ポリタンク等が漂着しており、環境保全上支障が生じていることから、韓国等の排出国に対し、国において、発生抑制の申し入れ等、適切な対応			

都道府県名	徳島県			
地域計画概要	<p>徳島県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会組織：平成21年12月発足（徳島県産業廃棄物処理協会、NPO法人環境コミュニティみらい、小松島清港会、NPO法人カイフナイチャーネットワーク、環境省、小松島海上保安部、県、沿岸8市町） 地域計画：平成24年3月策定 <p>県民にとってかけがえのない共有の財産である徳島県の変化に富んだ海岸を良好に保全し、将来の世代に継承するため、以下の三つの基本的な考え方にに基づき、海岸漂着物に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪とする。 関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図る。 漂着物によって、海岸における良好な景観及び環境の保全に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を重点区域と設定。 			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川を通じての廃棄物等、上流に位置する市町村における対策も重要 一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進を図り、ごみの発生抑制に努める <p>発生の状況及び原因に関する実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物の抑制に係る効果的な施策を実施するために、発生の状況や原因について把握 海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するため必要な調査 実態把握にあたっては、民間団体や地域住民などからも広く連携して情報収集に努める。 <p>県民・事業者の意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸漂着物等は、最も多いのは「自然系ごみ」だが、「生活系ごみ」・「漁業系ごみ」も見逃せない。 発生源における対策を強化するため、徳島県及び市町村は、県民、事業者、海水浴場やリクリエーション活動等による利用者に対し、情報提供、啓発活動等の実施に努め、意識啓発を図る。 発生抑制策の実施にあたっては、実施方法等に関して関係者間（徳島県、市町村等）で十分調整する。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 95,000千円	地域計画の策定 36,000千円	海岸漂着物等の回収処理 54,000千円	発生抑制対策 5,000千円
回収処理量、回収処理内訳	148t(流木・木材:111t、不燃物:22t、プラスチック類:15t)			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	香川県			
地域計画概要	<p>香川県海岸漂着物対策推進地域計画 ・協議会組織：平成22年3月発足（国土交通省四国地方整備局河川部地域河川課、危機管理課、丸亀市環境課、香川大学、香川県漁業協同組合連合会、海守さぬき会、高松清港会、他） ・地域計画：平成23年3月策定</p> <p>かつて、「多島美」、「白砂青松」、「豊饒の海」などの言葉で形容されるほど、美しく豊かな海であった瀬戸内海は、高度経済成長以降のライフスタイルの変化に伴う大量生産、大量消費・大量廃棄により、現在、海ごみという深刻な環境問題に直面。</p> <p>関係者の役割分担 海岸漂着物等の回収・処理に関わる主体は、県、市町、海岸管理者等、県民、民間団体等であり、これらの主体は適切な役割分担のもと、連携、協力して海岸漂着物等の回収・処理に取り組むことが重要であり、関係者の連絡・協力のための連絡調整機関として、「香川県海岸漂着物対策等推進協議会」を設置し、活用する。</p> <p>関係者の連携協議による海岸漂着物対策等 ・地域住民や民間団体等のボランティア活動による海岸清掃活動の継続・充実を図る。 ・瀬戸内海関係府県との情報交換や連携を図りながら、海岸漂着物対策に取り組む。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物等の発生抑制対策 ・県の海岸漂着物等の発生抑制対策 連絡協議会で情報交換を行い、ヘリコプタによるパトロール等を実施、市町職員の産業処理施設等への立入権限を付与し、連携して不法投棄の未然防止や事案処理に当たる。 夜間・休日パトロールの実施や「廃棄物110番」の設置、環境監視員の委嘱、民間企業との協定締結などにより、不法投棄等の情報把握を行い、早期発見に努める。 リフレッシュ「香の川」、パートナーシップ事業や香の川創世事業により、地域住民や民間団体等の河川清掃活動を促進する。 県民一人ひとりが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動を見直すよう、啓発用冊子の作成やホームページによる広報の実施、環境キャラバン隊等による出前講座や、リサイクル製品・環境配慮型モデル事業所の認定などに取り組む。 ・市町の海岸漂着物等の発生抑制対策 一般廃棄物の適正処理を推進するとともに、県と連携し、ごみの不法投棄防止や河川等への流出防止対策を実施する。</p> <p>●海岸漂着物等の普及啓発及び環境教育 ・普及啓発 啓発ポスターの作成・配布や普及啓発事業、「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業など地域住民や民間団体等の海岸清掃への支援を行う。 市町は、県の補助事業の実施等による普及啓発を行うとともに、地域住民や民間団体等の海岸清掃体験を通じた住民啓発や広報を行う。 ・環境教育 県民や民間団体等による自主的な海岸清掃活動を「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業などを通じて支援する。また、県は、地域や学校での環境学習の取組をサポートするため、海ごみ展示会・学習会の実施や環境教育教材の提供を行う。</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 111,000千円	地域計画の策定 500千円	海岸漂着物等の回収処理 80,970千円	発生抑制対策 29,530千円
回収処理量、回収処理内訳	1,815.2t(可燃物:1,413.5t、流木・木材:171.1t、木くず・葎・海藻:69.8t、プラスチック類:51.9t、不燃物:23.8t、発泡スチロール類:2.1t、金属類:0.2t、その他:82.6t)			
県単独事業の概要	海岸清掃を実施する団体への支援(清掃用具の支給、保険の加入)普及啓発のポスター作成			
財源	6,870千円			
各種取組にあたっての課題	海岸漂着物等だけではなく、漂流ごみ・海底堆積ごみについても、景観や環境保全はもとより、生態系や漁業の操業にも悪影響をもたらすことから、これらを回収・処理することは重要な課題である。			

都道府県名	愛媛県			
地域計画概要	<p>愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成23年6月発足（愛媛大学、民間団体役員等、環境省中国四国地方環境事務所、第六管区海上保安本部松山海上保安部、沿岸市町、県関係課） ・地域計画：平成24年1月策定 <p>愛媛県は、「愛のくに 愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を基本理念として新たな愛媛づくりを推進。この実現に向け、本計画により多様な主体が連携して本件海岸を守っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定め、地域の海岸漂着物対策の方向性を示す。 ・本県ではこれまで、主に海岸管理者等、海岸線に位置する市町、市民団体、ボランティア、等が個々に、あるいは連携して海岸清掃や漂着物の回収撤去を実施。 ・「愛媛県海岸漂着物対策推進地域計画」を作成し総合的、効果的に海岸漂着物対策を推進することにより、本県海岸の良好な景観や環境の保全を図る。 			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環型社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の発生抑制を図るには、ゴミ等の発生抑制に務めることが求められる。 ・県及び市町は、えひめ循環型社会推進計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進を図り、循環型社会の形成に努める。 <p>発生状況及び原因に関する実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の抑制に係る効果的な施策を実施するために、発生状況や原因について把握。 ・海岸漂着物等の発生状況や原因を把握するため必要な調査を行う。 <p>県民・事業者の意識啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物には、陸域で発生する廃棄物が多く含まれ、また、漁業、水産業等の事業系ゴミが適正に処分されないために漂着しているものも多い。 ・県及び市町は、発生抑制にかかる報提供、啓発活動等の実施に努める。 ・発生抑制策の実施に当たっては、実施方法等に関して関係者で十分調整する。 <p>ゴミ等の投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生抑制を図るには、陸域や海域におけるゴミ等の不法投棄の防止を図ることが重要である。 ・ゴミ等の不法投棄については廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、県及び市町は、不法投棄に関する規制措置を適切かつ着実に実施する。 <p>ゴミ等の水域等への流出又は飛散の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物には、陸域から河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流出又は飛散するものが含まれるため、海岸漂着物等の発生抑制のためには、上地から水域等へのゴミ等の流出又は飛散を防止する必要がある。 ・県民や事業者は所有物や管理する土地を適正に維持・管理し発生抑制に努める必要がある。 ・県及び市町は、上地の適正な管理等に関して必要な助言を行う。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 24,230千円	地域計画の策定 16,090千円	海岸漂着物等の回収処理 8,140千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	238t(流木・木材:128.2t、プラスチック類:1.2t、木くず・藁・海藻:59.1t、発泡スチロール類:1.5t、その他:48t)			
県単独事業の概要	<p>漂着流木等処理対策関連(H21～H24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業の採択基準を適用できないもの <p>愛ビーチ・サポーター関連(H21～H24)問8-1参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア支援 <p>海岸漂着物対策推進普及啓発関連(H24)問7参照</p>			
財源	11,891千円			
各種取組にあたっての課題	海岸漂着物処理推進法の運用に当たっては、環境省、国土交通省及び農林水産省の3省がより連携を図る必要があるのではないか。特に海岸管理を所管する国土交通省及び農林水産省の関わり方がよく判らない。			

都道府県名	高知県			
地域計画概要	<p>高知県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：組織予定なし ・地域計画：平成23年2月策定 <p>海岸の特徴・対策の現状</p> <p>高知県は、サンゴ礁、鯨及び海がめの生息等の優れた生態系を保全。回収処理に要する費用の確保も大きな課題。</p> <p>海岸漂着物対策における基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の円滑な処理（責任の明確化と円滑な処理の推進） ・海岸漂着物等の効果的な発生抑制 ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 ・その他海岸漂着物対策の実施に必要な事項 <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境の保全 ・国際協力の推進 			
発生抑制対策の概要等	<p>3Rの推進による循環型社会の形成</p> <p>循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、各種リサイクル法の適切な実施や、3Rの推進を図ることを通じて、廃棄物の排出抑制と適正な処分により、循環型社会の実現を図るよう努める。</p> <p>発生の状況及び原因に関する実態把握</p> <p>定期的な調査を行い、その結果を踏まえて海岸漂着物等の発生を抑制するための施策を企画立案し、実施するよう努める。</p> <p>海岸漂着物等に関する調査で得られたデータや把握した状況について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努める。</p> <p>ごみ等の適正な処理等の推進</p> <p>県民は、海岸漂着物等の発生を抑制するため、生活系ごみ減量化の取組により、自ら排出するごみ等を抑制し、日常生活で生じたごみ等をなるべく自ら処理することやリサイクルの分別収集への協力等により、発生抑制に努める</p> <p>事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないよう努め、事業活動に伴って生じる廃棄物を適正に処分すること等によって発生抑制に努める。</p> <p>ごみ等の投棄の防止等</p> <p>陸域や海域におけるごみ等の不法投棄を防止することが重要で、県は、不法投棄に関する規制の適切かつ着実な執行に努める。</p> <p>河川・海岸清掃については、チラシ・パネル等を作成して、イベント等で展示した出先事務所や市町村に掲示し、ホームページで海岸愛護団体・ビーチボランティア団体の活動状況を紹介。</p> <p>河川を経由して海域に流入するごみ等の投棄を防止するため、啓発活動のほか、パトロール等の監視活動、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施等、ごみ等を投棄しにくい地域環境の創出に努める。</p> <p>ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止</p> <p>県民または事業者は、その所持する物や管理する土地を適正に維持・管理すること等によって、海岸漂着物等の発生抑制に努める。</p> <p>海域における漂流物等の回収対策</p> <p>海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するので、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等や海底に堆積または散乱するごみ等の回収対策を行うことが、海岸漂着物等の発生抑制となる。このため、閉鎖性海域等における漂流物及び浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進に努める。</p>			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 51,110千円	地域計画の策定 千円	海岸漂着物等の回収処理 51,110千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	1,234t(木くず・葦・海藻:550t、流木・木材:411.5t、ガラス・ビン類:51t、プラスチック類:24t、不燃物:20t、缶:18.5t、可燃物:16t、発泡スチロール類:13.5t、金属類:5t、漁網・漁具:0.5t、その他:124t)			
県単独事業の概要	高知県海岸愛護団体支援事業(海岸愛護団体) 高知県海岸緊急清掃事業(ビーチボランティア)			
財源				
各種取組にあたっての課題	不法投棄・ポイ捨て防止・山林の適正な管理等に関する一掃の啓発活動の強化と充実 海洋問題としては、国際レベルの漂着ゴミに関する実態把握処理について国の全面協力 海岸清掃を行う財源の確保			

都道府県名	福岡県			
地域計画概要	<p>福岡県海岸漂着物対策地域計画</p> <p>・協議会組織：平成23年11月発足（福岡県環境部、環境省九州地方環境事務所、福岡県環境部廃棄物対策課、農林水産省振興課、県土整備部河川課及び港湾課、北九州市、福岡市、他）</p> <p>・地域計画：平成24年3月策定</p> <p>海岸の特徴</p> <p>福岡県は、玄界灘、周防灘及び有明海によって三方を海に囲まれ、海岸レクリエーションが盛んであり、加えて各海岸で広く漁業が営まれている。対馬海流による影響が大きい。</p> <p>海岸漂着物の現状</p> <p>海岸漂着物のほとんどが、海外由来のものよりも、河川を通じての流れ込や現地でのポイ捨て等によるものが多く、本県が毎年環境教育の一環で小学生とともにしている大口海岸（糸島市）での定点調査の結果によれば国内由来の漂着物が9割以上であった。種類別割合は、プラスチック類や発泡スチロール等がほとんどを占める。</p> <p>基本的な考え</p> <p>海岸漂着物対策の実施に際しては、現在及び将来の県民が海岸のもたらすめくみをうけられるよう、海岸の多様な環境（良好な景観、豊かな生態系、公衆衛生等）や海岸の利用が総合的に「保全」、「再生」されることを旨として行われることが必要。</p> <p>・重点区域を（18地域）設定</p> <p>・関係者の相互協力と役割分担</p> <p>・対策の実施に当たって配慮すべき事項・推進に関し必要な事項として、モニタリングの実施・地域住民、民間団体等の参画と情報提供・地域計画の見直しを行う。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物等には、兼任の生活や事業活動に伴って発生するごみ等が海岸に漂着することによって生ずるものが含まれている。したがって、県民、事業者、行政それぞれが自主的に廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用の努めることで、廃棄物等の循環的利用を推進し、ごみの発生量を減らすことが重要。</p> <p>ごみ等の水域等への流出防止</p> <p>一府的な事業活動<イベントの開催、露店の営業等>行うものに対し、器材の適切な管理や処分等に関する必要な要請を行うことを通じてごみ等の排出の防止に努める。</p> <p>地域外からの海岸漂着物に対し他の都道府県、周辺国に協力を求める。</p> <p>普及啓発・環境教育</p> <p>海岸清掃を通じた体験活動や次代を担う子供たちに対する学校現場での環境教育により、多くの人が触れる機会を持つよう展開する。</p>			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 35,234千円	地域計画の策定 4,703千円	海岸漂着物等の回収処理 30,531千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	(-)			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	佐賀県			
地域計画概要	<p>佐賀県海岸漂着物対策推進地域計画 ・協議会組織：平成22年5月発足（国、県、市の行政機関及び漁業協同組合：佐賀県県土づくり副本部長、農山漁村課長、独立行政法人水資源機構筑後川局筑後大堰管理室長、佐賀県有明海漁業協同組合専務理事、鹿島土木事務所管理課長、伊万里農林事務所総務課長、他計45名） ・地域計画：平成24年5月策定</p> <p>現状 有明海沿岸：降雨時における河川の出水に起因した河川由来の漂着物が大半を占め、有明湾の流動特性（反時計回り）によって有明海沿岸全域に拡散し、潮汐・風向の影響により漂着。漂着物は、その大半が藁くずや流木などの自然系。ペットボトルやポリタンクなどの生活系も混在。水産業への妨げ、希少な生物及び景観に影響。現在、自治体や漁業者、あるいはボランティア等により回収・処分がなされているが、漂着物の回収は、恒常的かつ十分な予算措置及び体制がなされていないことから、その対応に苦慮。</p> <p>松浦沿岸：降雨時における河川の出水に起因した河川由来の漂着物が大半を占め、大半が藁くずや流木などの自然系。ペットボトルやポリタンクなどの生活系も混在。ハンブル文字の書かれたプラスチックごみや注射器等の医療廃棄物などの周辺国から排出されたと思われる漂着物も見受けられる。水産業への妨げ、希少な生物、景観及び夏期に盛況となる海水浴等の観光資源に影響。水産業への妨げ、希少な生物、景観及び夏期に盛況となる海水浴等の観光資源に影響。</p> <p>海岸漂着物の円滑な処理 大量の海岸漂着物により、海岸の清潔の保持に支障が生じている場合、海岸管理者、市町などは海岸の清潔の保持に努めるとともに、連携・協力して海岸漂着物の円滑な処理を行う。</p> <p>海岸漂着物等の効果的な発生抑制 広く県民全体が当事者意識をもって自主的かつ積極的に取組を行うように環境保全に対する意識を高める必要があり、自らが海岸漂着物の発生源とならないように努めることが重要。</p> <p>多様な主体の役割分担と連携の確保 地域計画における海岸漂着物対策は、海岸漂着物の回収・処分について中心的な役割を果たす者と、これに連携・協働する関係者との適切な役割分担と連携により効率的、効果的な対策を推進。</p> <p>重点推進区域に関する海岸漂着物対策 有明海では全域においてノリ養殖が行われ、異物混入防止の観点からの漂着物対策の重要性、海岸全線で実施している漁業者自らによる海岸漂着物回収活動（有明海クリーンアップ作戦）など、環境保全活動を実施 松浦沿岸では、漁業者自らによる海岸漂着物回収活動（玄海クリーンアップ事業）などの活動を実施</p> <p>県民・民間団体等との連携及び経験や技術等の活用、積極的な参画の促進 これまで取組に参加してきたボランティア団体等：青年部・婦人部等を含めた地域の漁業協同組合、地区振興協議会、あけぼの保育園、唐津シーサイドホテル、国民宿舎虹の松原ホテル、浦公有財産管理組合、サーファー団体（立神杯実行委員会）、名護屋中学校、NTT 労働組合、国民宿舎波戸岬、釣りクラブ等</p> <p>民間団体等の活動における安全性の確保 医療系廃棄物やガスボンベ等の海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図るため、平成21年7月に、国が作成した「海岸漂着危険物対応ガイドライン」や「海岸漂着危険物ハンドブック」等を活用 有明海再生に関する佐賀県計画、有明海再生のための県民行動計画 『海岸保全基本計画』、『佐賀県環境基本計画』及び『佐賀県廃棄物処理計画』 『有明海再生に関する佐賀県計画』及び『有明海再生のための県民行動計画』を策定</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物の実態把握：筑後川流域ゴミ対策研究会 情報の共有：有明海のごみに関連するweb放送による普及啓発（しょうたくんアリアちゃんのごみ探偵団！） 陸域等における投棄の防止：海岸巡視（有明海岸、鹿島海岸、太良海岸、大浦海岸、普恩寺海岸、浜野浦海岸、大園海岸、牟形海岸等） 県民の意識の高揚とモラルの向上：有明海を対象とした普及啓発（有明海おしかけ講座での啓発、県内全小学校5年生を対象・配布の『環境読本（わたしたちの環境）』への掲載、有明海再生パンフレット、ゴミ啓発ビデオ（DVD）の活用） ごみ等の水域への流出又は飛散の防止：ごみ集積所等での飛散防止ネットの設置等</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 23,085千円	地域計画の策定 7,534千円	海岸漂着物等の回収処理 15,551千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	834.06t（流木・木材：832t、プラスチック類：2t、ガラス・ビン類：0.06t）			
県単独事業の概要	<p>災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びごみ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びごみ等が異常に堆積し、これを放置することにより海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施</p>			
財源	10,275千円			
各種取組にあたっての課題	漂着ごみ処理については、一般廃棄物行政を行っている関係市町の処理施設で処分することとなるが、処理施設の能力が低い場合、受け入れが困難な市町が多く苦慮している。			

都道府県名	長崎県			
地域計画概要	<p>長崎県海岸漂着物対策推進計画 ～ごみのない美しい海岸を目指して～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成21年11月発足（長崎大学名誉教授、長崎総合科学大学教授、長崎大学教授、長崎漁連次長、 ・地域計画：平成22年10月策定 <p>海岸の現状</p> <p>本県の海岸は、多くの島々からなる変化に富んだ長く複雑な海岸であり、国立・国定・県立公園に指定されるものが多く存在する。海岸では、イベント、マリンスポーツ、体験活動・学習活動等に幅広く利用され、入江には、離島航路の港や漁港が整備され、県民の生活にとって重要不可欠。</p> <p>海岸漂着物量（推計）：約80,000㎡（約9,000t）平成22年1月～3月の実態調査結果に基づく推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国由来漂着物：ペットボトル 約80%（中国43%、韓国19%、その他18%）ライター 約75%（中国48%、韓国26%） ・廃ポリタンクの漂着状況（回収実績のみ）は、H21年度長崎県沿岸4,854個（総数の22% 全国1位） ・過去に大量に漂着したごみの事例（回収実績のみ）としては、流木（平成18年7月）回収量 77,909本（14市町）撤去・処理量11,082㎡、医療系廃棄物（平成18年8月～12月）漂着量 5,369個（内17個に中国語等の表記）内訳 注射器1,797個、バイアル瓶2,627個、試薬瓶860個、その他85個 <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県、市町、海岸管理者等は連携して海岸漂着物の円滑な処理を図る。 ・海岸管理者等は、海岸漂着物処理のため必要な措置を講じ、地域関係者間で適切な役割分担のもとに実施。 ・市町は、必要に応じ回収された海岸漂着物を市町・一部事務組合の廃棄物処理施設で処分すること等、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者等に協力。 ・県は、海岸漂着物の多くが他県の区域から流出したものであることが明かであるとき、当該県知事に対して、海岸漂着物の処理やその発生抑制等に関して協力を求める。 ・船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下、「海洋汚染防止法」という。）等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。 ・県、市町及び海岸管理者等は、災害等に起因し大規模に漂着した流木やごみ等の海岸漂着物の処理について、国と連携し長崎県地域防災計画等に基づく緊急的な処理が円滑に実施できるように努める。 ・発生状況や原因等の調査の結果等について、関係者間で情報を共有するとともに、インターネット等を活用して積極的に県民に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発に努める。 ・海岸漂着物の実態は、民間団体等や学識経験者による各種調査活動結果を収集・整理し、施策に活用 ・不法投棄に関する規制措置の実施として、看板の設置、モラルの向上、河川等のパトロール等の監視活動の実施 ・県、市町及び海岸管理者等は、長崎県海岸漂着物対策推進協議会等の機会を活用して民間団体等と連携し、経験や技術、ネットワーク等を施策に活用 ・県、市町及び海岸管理者等は、民間団体等が実施する海岸漂着物の回収に際し、医療廃棄物やガスボンベ等の海岸漂着危険物に対する安全性の確保を図る ・長崎県における外国由来の海岸漂着物や関係国における日本側（長崎県）が起因となる海岸漂着物については、国の外交上の対応と連携し、課題の解決に努め、県内で行われている取り組みの充実を図る。近年、大量に漂着している廃ポリタンクや医療廃棄物である海岸漂着危険物は、漂着状況の把握に努め、遅滞なく国に情報提供。 ・重点区域に関する海岸漂着物対策：「長崎県廃棄物処理計画」、「ゴミゼロながさき実践計画」等による計画的な実施 ・「日韓市民ビーチクリーンアップ」等の回収事業等を通じて啓発活動等を実施。 ・関係者の適切な役割分担と相互協力のため、ネットワークづくりの取り組み。 ・モニタリングの実施 ・災害等により大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、長崎県地域防災計画における廃棄物の処理及び連絡体制に準じて対応。 			
発生抑制対策の概要等	<p>4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進による循環型社会の形成</p> <p>調査</p> <p>海岸漂着物の実態について、民間団体等や学識経験者による各種調査活動の結果を収集・整理し、施策に活用</p> <p>県民の意識の高揚とモラルの向上</p> <p>環境教育等を実施、インターネット、パンフレット等を活用して啓発</p> <p>投棄防止</p> <p>河川等のパトロール等の監視活動の実施、警告看板の設置、地域における継続的な清掃活動の実施。</p> <p>海岸漂着物の起因となる海域に漂流する流木や漂流ごみ等、回収対策の推進</p> <p>浅海域における海底の堆積物の回収対策の推進</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 1,073,052千円	地域計画の策定 15,960千円	海岸漂着物等の回収処理 1,052,557千円	発生抑制対策 4,535千円
回収処理量、回収処理内訳	3,078t()			
県単独事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・GND基金の対象となっていない海岸における漂流・漂着ごみの回収・運搬・処分にかかる事業（H21） ・自然災害を起因とした漂流・漂着ごみの回収・運搬・処分にかかる事業（国等の災害等補助金の交付対象となる場合を除く。）（H21.24） ・県下全域を対象区域とする。（地域計画で指定された重点区域は除く。）（H21） ・事業対象者は市町とする。（H21.24） 			
財源	16,668千円			
各種取組にあたっての課題	<p>地域回収・処理システムの構築（技術支援、施設・設備整備支援）</p> <p>漂流・漂着、海底ごみの一体となった処理体制の確立</p> <p>国外由来の漂流・漂着ごみに対する外交上の適切な対応の実施</p>			

都道府県名	熊本県			
地域計画概要	<p>海岸漂着物地域対策推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年1月発足 ・地域計画：平成24年3月策定 <p>計画の基本方針 事業の目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物対策推進協議会運営及び地域計画策定 ・海岸漂着物及び海岸清掃体制の現状等を調査し、行政、学識経験者、漁業関係者、民間団体等の関係者で構成する「海岸漂着物対策推進協議会」において海岸漂着物対策の課題を整理する。今後の望ましい対策を検討する。 ・海岸漂着物等回収・処理 ・県が海岸管理者等として、海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力、連携して実施する事業を含む。）を実施。 ・海岸管理者等として海岸漂着物等の回収・処理に関する事業（民間団体等と協力、連携して実施する事業を含む。）を実施する市町村に対し事業費の補助。 ・県事業 ・県管理海岸において、民間の団体と連携し、海岸漂着物等の回収、処理を行う。 ・市町村補助事業 ・市町村管理海岸において、民間の団体と連携し、海岸漂着物等の回収、処理を行う市町村に対し、事業費の補助を行う。 			
発生抑制対策の概要等	<p>山からの流木に対する対策（ ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の沿岸で回収される漂着物のうち、約50%が山からの流木であるため、河川管理化との連携を進めていく。 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 48,760千円	地域計画の策定 7,060千円	海岸漂着物等の回収処理 41,700千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	41.6t(流木・木材:12.9t、木くず・葎・海藻:12.6t、プラスチック類:4.5t、可燃物 3.5t、金属類 1.4t、不燃物 0.04t、その他 6.6t)			
県単独事業の概要	なし			
財源				
各種取組にあたっての課題	特になし			

熊本県の発生抑制対策については、地域計画に直接の記載はなかったが、河川管理課のHPに関連する箇所があったので記載する。

都道府県名	大分県			
地域計画概要	<p>大分県きれいな海岸づくり推進計画</p> <p>・協議会組織：平成12年9月発足（国機関：国交省九州地方整備局大分河川国道事務所、別府港湾・航空整備事務所、大分海上保安部、県機関：生活環境部土木建築部農林水産部、市機関：生活環境課等各担当課、外郭団体：（社）別府湾をきれいにする会）</p> <p>・地域計画：平成23年12月策定</p> <p>現状</p> <p>・大分県の海岸は、複雑な地形や潮流、気象条件により海岸ごみが発生しやすく、様々な海岸ごみが押し寄せ、美しい景観や適正な海岸利用を阻害。</p> <p>・沿岸市町村12市町村(合計15箇所)で実施した実態調査の結果、人工ごみでは、プラスチック類が占める割合が最も多く、プラスチック類では、漁具やプラスチックの破片、ふた・キャップ、飲料用のプラボトルが多い状況。</p> <p>計画の基本方針</p> <p>・海岸ごみの円滑な処理の推進</p> <p>・連絡・通報体制の整備</p> <p>県や市町村の相談窓口を通じ情報収集、インターネットを活用した海岸ごみ発生状況や活動状況の情報提供。</p> <p>・海岸ごみ処理対策事業の推進</p> <p>国の財政支援を受けた海岸漂着物地域対策推進事業や現在実施中の「森と海をつなぐ環境保全推進事業」を推進。</p> <p>・海岸ごみの回収・処理方法の調査研究</p> <p>海岸清掃活動事例発表会や海岸ごみ処理技術講習会を開催。</p> <p>・災害時における迅速な対応</p> <p>災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(国土交通省・農林水産省)や災害等廃棄物処理事業費補助金(環境省)による支援。</p> <p>・海岸ごみ処理施設の整備</p> <p>循環型社会形成推進交付金として、市町村が設置する廃棄物処理施設整備への交付。</p> <p>・事業系廃棄物の不法投棄防止・回収の推進</p> <p>・県民みんなで進めるきれいな海岸づくり(多彩な県民活動支援と人材育成)：NPO 等と連携</p> <p>・地域連携と協働の推進</p> <p>・関係機関・団体間の連携の推進：既存のごみゼロ大分県民会議等を活用</p> <p>・関係自治体との連携の推進</p> <p>漂流ごみ・流木等の発生情報、海岸ごみの発生情報について、他県との情報交換を行い、相互協力を推進する。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>発生源の調査を行い、発生抑制対策事業に反映</p> <p>発生源に応じた発生抑制対策の推進</p> <p>大分県流木等処理対策検討会議の開催、清掃船「清海」による清掃により漂流ごみ等の回収・処理を推進する。メーカー、販売店と連携して効果的な回収を推進し、資源リユース、リサイクルを推進。</p> <p>事業系廃棄物の不法投棄防止・回収の推進</p> <p>研修を実施し、漁業・林業・農業廃棄物の不法投棄防止、回収、減量化の協力呼びかけ。</p>			
GND基金の用途 (21年度～23年度)	合計 15,060千円	地域計画の策定 6,150千円	海岸漂着物等の回収処理 8,910千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	65t(流木・木材：47t、プラスチック類：10t、可燃物：4t、木くず・葎・海藻：2t、漁網・漁具：1t、その他：1t)			
各種取組にあたっての課題	<p>大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業 (市町村が行った不法投棄防止対策等事業費を補助するもの)</p> <p>森と海をつなぐ環境保全推進事業 (自治会・NPO等が行った海岸清掃ボランティアに係る費用を補助するもの)</p> <p>大分県流木等被害対策緊急防除事業 (漁港・港湾などに流入し、漁業等の妨げになる流木等を緊急的・自主的に撤去した際に要した費用を補助するもの)</p>			
財源	14,598千円			
各種取組にあたっての課題	<p>国の関係機関に対し、自治体の取り組みに対する協力を要請</p> <p>洋上漂流物の処理について、手法・処理責任等の明確化</p>			

都道府県名	宮崎県			
地域計画概要	<p>宮崎県海岸漂着物対策推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年8月発足24年3月に廃止 ・地域計画：平成23年3月策定 <p>宮崎県海岸特徴</p> <p>日向灘沿岸に流入している河川は、計55本重要な観光資源海洋性レクリエーションのスポットアオウミガメ上陸・産卵場所</p> <p>対策の基本方針</p> <p>海岸における良好な景観及び環境の保全を図るため、本県における今後の海岸漂着物の円滑な処理及び海岸漂着物の発生抑制を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な処理の推進を行うための海岸管理者等の処理責任や市町村の協力義務・要請 ・地域外からの海岸漂着物に対する他県との連携 ・海岸漂着物の適正処理として、「廃棄物処理法」の規定に基づいて適正に収集、運搬及び処分を行い、資源として活用できるものは、流木をチップ化してバイオマス燃料として利用したり、畜産用消臭剤の原料として利用したりする。可能な限り資源として活用するよう努める。船舶等から流出した油等は「海洋汚染防止法」等に基づいて防除措置等の適切な実施を図る。 ・海岸漂着物の円滑な処理に必要な情報提供や技術的助言 ・重点区域に関する海岸漂着物対策 ・台風災害等に起因する大量海岸漂着物処理推進対策 ・関係者の相互協力に関する事項 ・回収事業等の実績記録の収集を図り、他の計画等との整合を図り、必要に応じて地域計画の見直しを行う。 			
発生抑制対策の概要等	<p>4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図り、海岸漂着物になりうるごみ等の排出抑制と適正処理及び流出防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の実態把握 ・発生の状況や原因等について、情報の共有 ・県民及び事業者は、ごみ等の水域への流出又は飛散の防止に努める。 ・県民に対して海岸漂着物問題の周知を図り、環境教育を実施するとともに、インターネット、パンフレット等を活用して啓発を行い、県民の環境保全に対する意識の高揚とモラルの向上に努める。 ・台風等による林地残材等の流出の防止 ・海域における漂流物等の回収対策の推進 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 34,630千円	地域計画の策定 3,880千円	海岸漂着物等の回収処理 30,750千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	1,159t(流木・木材:1,115t、その他:44t)			
県単独事業の概要	<p>施設の維持管理経費から漂着物処理を実施。</p> <p>海岸清掃を行う団体に軍手等の資材を提供、あわせて事前に届出を行ったボランティアについて、保険に加入</p>			
財源	49,510千円			
各種取組にあたっての課題	<p>流木の野外焼却の可否、方法に関する整理。(国立環境研究所がH23.4.12付けで発表した東日本大震災に際しての提言で、非常に限定した場合においてのみ野外焼却を行うべきとしている。)</p>			

都道府県名	鹿児島県			
地域計画概要	<p>鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会組織：平成22年3月発足（鹿児島大学教授・助教授、NPO法人屋久島うみがめ館代表、県河川課長、他12団体より） ・地域計画：平成24年3月策定 ・計画期間：平成24年度から平成33年度（10年間） <p>地域計画の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の現状及び海岸漂着物対策に係る課題 ・海岸漂着物等の実態の把握、流木等の発生抑制、ごみ等の投棄の防止など ・広報、普及啓発の施策、環境教育の推進、民間団体等の知見の活用 ・海岸漂着物対策を重点的に推進する区域 ・地域グリーンニューデール基金事業実施海岸及び八代海沿岸を重点区域として設定（31市町村海岸延長613km）、関係者の役割分担及び相互協力に関する事項 ・海岸管理者等、県、市町村、民間団体等の多様な各主体が、それぞれの立場から積極的に取組を進め、相互に情報を共有しつつ連携・協力。 ・海岸漂着物等のモニタリング ・「かごしまクリーンアップキャンペーン」など民間団体等が実施する海岸清掃キャンペーン等から得られた海岸漂着物等の種類、数量等のデータを整理・評価、公開。 ・災害等の緊急時における対応 ・災害漂着物 海岸管理者等及び県、市町村が協働して一体的かつ効率的に処理できるように連絡体制を整え、市町村は、ごみの仮置場の確保等に努める。 ・回収・処理困難物 ・危険漂着物等 海岸管理者等及び市町村は、廃ポリタンク等の危険漂着物の漂着情報を受信した場合は、県に速やかに報告し、市町村は、住民への注意喚起を行い、海岸管理者等は、関係機関とも連携して漂着確認及び撤去作業を行う。 ・他の計画等との整合等 ・県海岸保全基本計画、県廃棄物処理計画及び県環境基本計画等の改定時には、本計画との整合性を確保する。また、市町村は、一般廃棄物処理計画に、海岸漂着物処理推進法の趣旨に沿った海岸漂着物等の適正な処理について記述する。 ・民間団体等の参画と情報提供 ・県は、ホームページや各種広報活動を通じ海岸漂着物等の回収・処理状況や清掃活動等の情報広く県民に提供する。 ・地域計画の変更 ・県は、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況等に応じて地域計画の変更を話し、必要があると認める場合は、速やかに協議会で協議し地域計画の変更を検討し、必要があると認める場合は、速やかに協議会で協議し地域計画の変更を行う。 			
発生抑制対策の概要等	<p>海岸漂着物等の回収の時期・頻度</p> <p>海岸漂着物等は、冬季の季節風や降雨の後などに大量に漂着する場合があることが分かっている。漂着量が多い時期の直後に海岸漂着物等の処理を行うことは、その後の海岸の清潔が保たれる期間が長くなり、より効果的な対策。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウミガメの産卵時期前（5月頃） ・海岸利用状況等（海開き（7月頃）・海水浴や漁業の時期等） ・台風時期の後（11月頃） ・廃ポリタンクの漂着（2月頃） （県）3Rの推進 （県民）マナー、モラルの徹底・日常活動のよって生じるごみ等の発生抑制 （学校・研究機関）環境教育の効果の高揚・専門的情報の提供 			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 304,090千円	地域計画の策定 1,480千円	海岸漂着物等の回収処理 302,610千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	3,545()			
県単独事業の概要				
財源				
各種取組にあたっての課題				

都道府県名	沖縄県			
地域計画概要	<p>沖縄県海岸漂着物対策地域計画 ・協議会組織：平成22年1月発足（防衛大学教授、NPO法人地球友の会沖縄協会理事長、他） ・地域計画：平成22年3月策定</p> <p>沖縄県における海岸漂着物対策の状況 海岸管理者だけでは十分な海岸漂着物対策ができないのが現状であり、回収ボランティアや地域の多様な関係機関の協力・参画が必要であるのに加え、回収処理に係る費用の確保も大きな課題。特に人口の少ない離島では、回収作業に係る人材の確保が難しく、更には島内に十分な処理施設が無いため遠方の処理施設へ海上運搬する費用も必要になる等、対策は更に困難な状況。</p> <p>沖縄県における海岸漂着物対策の基本的方向性 沖縄県知事は、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、沖縄県が緊急的に国の災害関連制度を活用する必要がある場合等、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、技術的助言その他の協力を求める。</p> <p>廃棄物処理施設が十分でない離島地域等においては、運搬ルートの合理化など効率的な処理体制の構築を図る。必要に応じて国の支援を受けた上で、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を促進。</p> <p>海岸漂着物対策を重点的に推進する区域・内容 県内を4つの地域に区分 沖縄本島地域：ボランティア清掃活動が盛んであり、県内においては処理能力の点で比較的施設の充実が図られている。一方で、清掃活動が盛んな海岸とあまり清掃されていない海岸が存在。 本島周辺の離島地域・宮古諸島地域・八重山諸島地域：人口が少なく、海岸清掃活動の主体のほとんどが市町村及び地元自治会等に限られる。廃棄物処理施設で処理できない地域では、他地域までの海上運搬から処理までを業者に委託する必要があり、委託費の予算確保等が問題。</p> <p>回収体制の確立 地域住民、民間団体、NPO等は、ボランティア清掃活動の実施や行政機関等が実施する回収事業への協力等を行う。 市町村は、ボランティア清掃の支援、回収された海岸漂着物等の一般廃棄物としての受入れ、国や県の補助金制度等の有効活用等を行う。 海岸管理者は、地域の海岸漂着物被害の実情に対応した回収事業の計画と実施、回収が困難なごみへの対応協議等を行う。</p> <p>災害等緊急時の連絡回収体制 沖縄県内の海岸では、災害起因の場合を含め、流木、廃油、劇薬、医療系廃棄物等の危険なごみの予期せぬ大量漂着がみられる。関係者の連絡体制は、影響の及ぶ海岸を所管する行政機関等を中心とした対策の検討が可能となる既存の連絡体制を活用する。情報ネットワークやマスコミ等を活用し、詳細な漂着と被害状況に係る情報収集に努める。海上保安庁、所轄の警察署等へ通知。</p> <p>コスト低減対策 行政が実施する対策：沖縄県は、域内処理が困難な離島地域における小型焼却施設等の導入等について、積極的な支援。 民間が実施する対策：地域住民、民間団体、NPO等、地域の企業、処理を行う業者は、海岸清掃活動・技術の有効活用・処理コストの低減・減容化、再利用、リサイクル等に積極的に取り組む。</p> <p>モニタリング 沖縄県では、県内における将来の海岸漂着物対策に資するため、地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者が取組める効果的な海岸漂着物等のモニタリング手法を策定。 沖縄県は、海岸漂着物対策に係る民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者の意見を踏まえ、事業主体や回収事業者が実施する回収事業のためのマニュアル（回収事業編）、地域住民や民間団体が主体となって実施する海岸清掃活動のためのマニュアル（住民活動編）をそれぞれ策定するとともに、その普及啓発に努める。</p>			
発生抑制対策の概要等	<p>沖縄県では、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則に基づき、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）等、各種リサイクル法の適切な実施や、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進をはかり、県内における大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を見直し循環型社会の実現を図る。</p> <p>海岸漂着物等の実態については、NPO等その他の民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされている。</p> <p>沖縄県は、廃掃法や海洋汚染防止法等に基づく規制と併せて、ごみ等の投棄の防止を図るため、「ちゅら島環境美化条例」によるごみ散乱防止啓発活動等の普及啓発や環境教育の推進を行う。</p> <p>市町村と連携して、パトロール等の監視活動の実施。 警告看板の設置 地域における継続的な清掃活動の実施</p>			
GND基金の使途 (21年度～23年度)	合計 (切り分け困難の115,020千円含む) 447,210千円	地域計画の策定 97,600千円	海岸漂着物等の回収処理 234,590千円	発生抑制対策 千円
回収処理量、回収処理内訳	1,270t()			
県単独事業の概要	海岸愛護月間を中心に海岸清掃活動を実施する。県が市町村と委託契約を締結し、海浜地の清掃等に要する経費や海浜条例の運用に伴う経費として使用している。			
財源				
各種取組にあたっての課題	<ul style="list-style-type: none"> 離島の廃棄物処理施設では十分に処理出来ないことがあり、遠方の処理施設へ海上輸送する費用等が大きな負担となる。 本県は海外由来のごみが大半を占めており、発生源対策が困難な状況にある。日本海沿岸諸国に対し、国レベルでの働きかけによって発生抑制の促進。 海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化や財政支援等について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。 特定漁具の及ぼす影響の度合いに応じた対応の構築。 			

地域 GND 基金執行状況調査 目次

- 1 地域 GND 基金の使途
- 2 地域 GND 基金実施にあたってのメリット・デメリット・改善点
- 3 海岸漂着物の回収処理量(t)とその内訳
- 4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体
- 5 地域 GND 基金事業による雇用創出効果についての把握状況
- 6 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容

．地域 GND 基金執行状況調査

1 地域 GND 基金の用途

海岸漂着物対策における平成21～23年度の地域GND基金の用途について、GND基金事業費合計を表1に、平成21～23年度の事業内訳を図1に示した。

GND基金の合計額のおお半が回収・処理にあてられていることがわかる。

表1 平成21～23年度 GND 基金事業費合計

	(千円)	北・東北計	関東計	中部計	関西計	中・四計	九州計	全国計
地域計画の策定	千円	61,030	12,950	24,110	21,550	69,820	144,363	333,823
海岸漂着物等の回収処理	千円	923,340	61,090	496,204	315,095	549,120	1,717,198	4,062,047
海岸漂着物等の発生抑制対策	千円	88,550	9,930	61,227	380	56,290	4,535	220,912
切り分け困難	千円	9,970	0	93,740	101,465	0	115,020	320,195
計		1,082,890	83,970	675,281	438,490	675,230	1,981,116	4,936,977

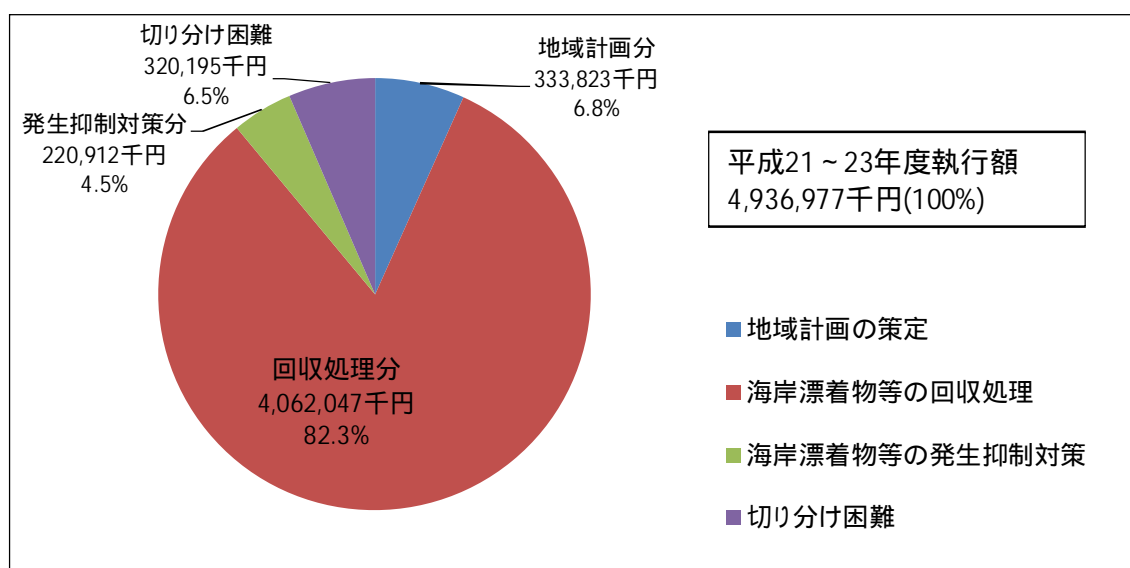


図1 平成21～23年度執行額の事業内訳

2 地域 GND 基金実施にあたってのメリット・デメリット・改善点

各都道府県から自由回答で得られた地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてとりまとめたものを表2に示した。

表2 地域GND基金事業実施にあたってのメリット、デメリット

メ リ ッ ト	<u>実施効果</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 GND 基金事業の実施により、重点区域の海岸漂着物の回収・処理が格段に進んだ。(青森、愛知、新潟) ・離島振興地域等の対象地域の回収、運搬、処理以外にも、発生抑制対策、環境教育及び普及啓発事業に幅広く活用できた。(山形) ・3カ年の基金事業であったため、長いスパンで処理計画が立てられた。(千葉、富山) ・県単予算では実施が難しい現況把握調査、全県的な回収・処理等の漂着物対策を総合的に実施することが出来た。(沖縄)
	<u>適用性・自由度</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度のように事業内容や金額に縛られず、基金枠内で比較的柔軟に事業の変更に対応でき、複数年(3年間)のスパンで事業を実施できた。(岩手、茨城、石川) ・同一事業内での事業箇所への配当及び箇所間流用が県に一任されている。(秋田) ・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業のように規模要件がない。(宮崎)
	<u>補助率</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域 GND 基金は補助率 100%であったため、基金を有効に活用し、回収・処理事業や普及啓発事業等を実施することができた。(静岡、三重、島根、香川、高知、長崎)

デ メ リ ット	<u>時限的</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物は毎年漂着するにも関わらず、期間が3年間(4年間)に限られていたこと。 (茨城、神奈川、新潟、静岡、愛知、三重、島根、宮崎) ・法第二十九条では、政府は財政上の措置を講じなければならないとあるが、平成24年度は財政措置がなされていない(震災の影響により、地域GND基金を延長した場合を除く)。(神奈川、香川)
	<u>予算の流用 および適用範囲</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業間での予算流用が限定される。(温暖化対策事業と廃棄物対策事業との相互流用ができない)(秋田) ・GND基金は、県が自ら若しくは市町への補助による事業に限定されており、民間団体や市町が直接GND基金を執行することができない。(富山、山口) ・海岸漂着物の回収については地元民間団体等のボランティアによる実施が多く、これらが回収したものは一般廃棄物に該当し市町の処理の負担が大きい。(山口)
	<u>その他</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流ごみ、海底堆積ごみの回収・処理については、地域GND基金事業の対象外であったことから、基金を活用した回収・処理が実施できなかった。(香川) ・二酸化炭素削減、雇用創出で効果を測られる(GND基金の目的が漂着物処理対策にはなじまない。)(宮崎)

改善点	補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地域グリーンニューディール基金事業は、補助対象者が都道府県又は市町村とされており、一部事務組合が港湾管理者となる海岸等においては、基金を活用した回収・処理事業ができないことから、全ての海岸管理者が行う対策について基金を活用できるよう制度を見直す必要がある。 (北海道、神奈川、静岡、三重、沖縄) ・漂流ごみや海底堆積ごみはいずれ海岸漂着物等になる可能性があり、環境保全の観点等から回収・処理事業の対象は海岸漂着物等に限定すべきでない。(海域全てを対象にできずとも、重点区域から k m以内の海域は回収処理可能とする等の条件設定し、海岸管理者等の回収処理を可能としてほしい。)(香川) ・平成 25 年度環境省概算要求では「(新)海岸漂着物処理事業費補助金」が盛り込まれているが、補助対象事業の範囲を離島振興地域に限定するなど、法で定められた財政措置として不十分である。(神奈川、香川)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物事業については、国交省及び農林水産省が関与すべきではないか思う。(本来海岸管理者がすべき)(石川) ・地域計画において重点区域に設定した又は設定予定の海岸以外であっても、必要に応じ基金事業の対象とできるような柔軟な制度が必要と考えられる。(和歌山)
要望・その他	継続した財政支援	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な対策が必要な漂着物対策には、時限的な基金ではなく恒久的な財政支援が必要。(神奈川、京都、大阪、高知) ・海底堆積ごみ・漂流ごみの回収・処理については、国や地方自治体等の役割分担を明確にした上、効果的な対策を講じるとともに、地元自治体等に対する継続的な財政支援など総合的な制度を確立することが必要。(神奈川)

<p><u>基金の運用・適用範囲</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・財政上の措置は、地域の実態に即した事業内容や対象経費を制度化することが必要。(神奈川) ・台風等の災害時での緊急性を要する状況に対し即時対応が可能となる基金の運用等の支援を求める。(高知) ・グリーンニューディール基金に代わる海岸漂着物処理事業費補助金事業は、海岸漂着物処理推進法に基づき各都道府県の選定した重点区域のうち、離島振興法における離島振興地域が補助対象となっており、離島以外の海岸には適用できない。このため、全海岸を対象とした事業への改善を要望する。(佐賀)
<p><u>その他</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・平成 25 年度環境省概算要求「(新)海岸漂着物処理事業費補助金」について、補助対象事業の範囲を重点区域全域にするとともに、地元自治体負担について、特別交付税措置による負担軽減を図ること。(神奈川) ・台風等により海岸に漂着した流木等を処理するための既存事業の採択要件の緩和と申請手続簡素化が必要。(神奈川) ・柔軟かつ機動的な執行が可能な制度の創設を望む。(山口)

3 海岸漂着物の回収処理量(36,160t)とその内訳

平成21～23年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について海岸漂着物等の回収処理量(36,160t)とその内訳を図3に示した。

回収物の大半は流木・木材が大半であり、ついでプラスチック類・可燃物が多くなっている。

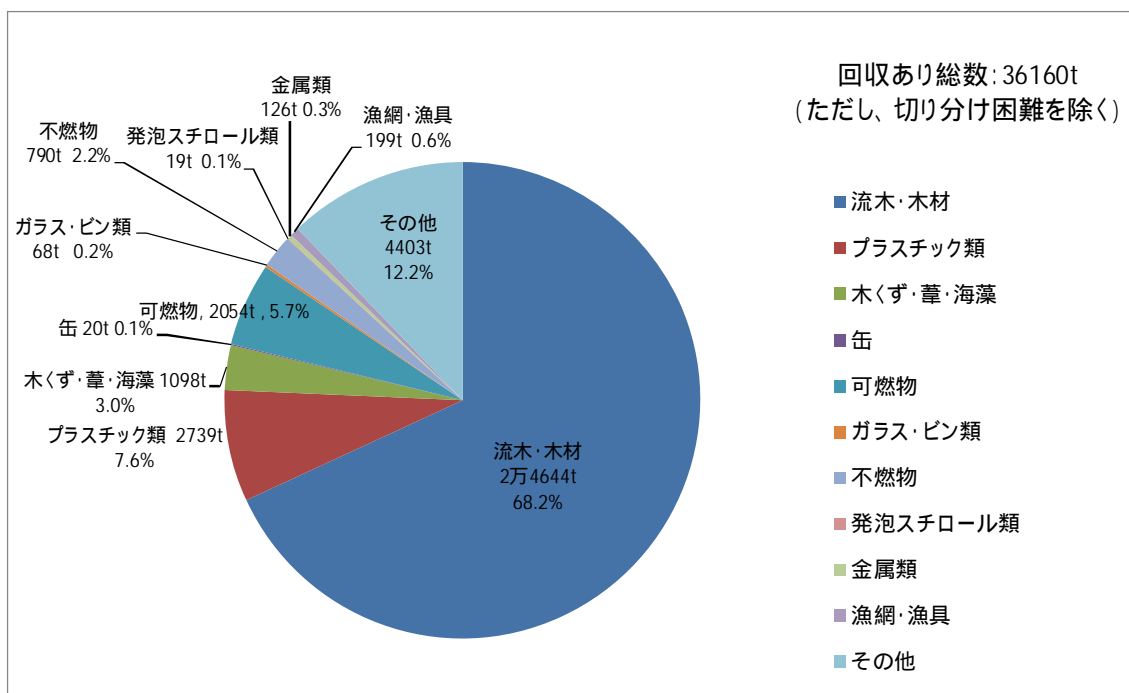


図3 海岸漂着物等の回収処理量(t)とその内訳

4 海岸漂着物等を回収処理した理由・回収処理の主体・及び連携している民間団体

回収処理した理由

平成21年～23年度における海岸漂着物等を回収処理した理由についてまとめたものを表4-1、図4-1に示した。景観上の理由が最も多く、ついで環境保全であった。

表 4-1 海岸漂着物を回収処理した理由

回収処理した理由	自治体数	自治体名
景観上	28	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、富山県、静岡県、愛知県、和歌山県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
生活環境等の環境保全	22	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、静岡県、和歌山県、三重県、大阪府、兵庫県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
海水浴・観光等の海岸利用	10	新潟県、富山県、愛知県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県
安全推進・危険防止	6	茨城県、新潟県、鳥取県、愛媛県、徳島県、宮崎県
海洋生物影響（漁業含む）	5	山形県、和歌山県、高知県、長崎県、宮崎県
回収困難・大量漂着物を回収	3	千葉県、石川県、大分県
法および対策推進	2	神奈川県、京都府
悪臭発生等の公害影響	1	北海道

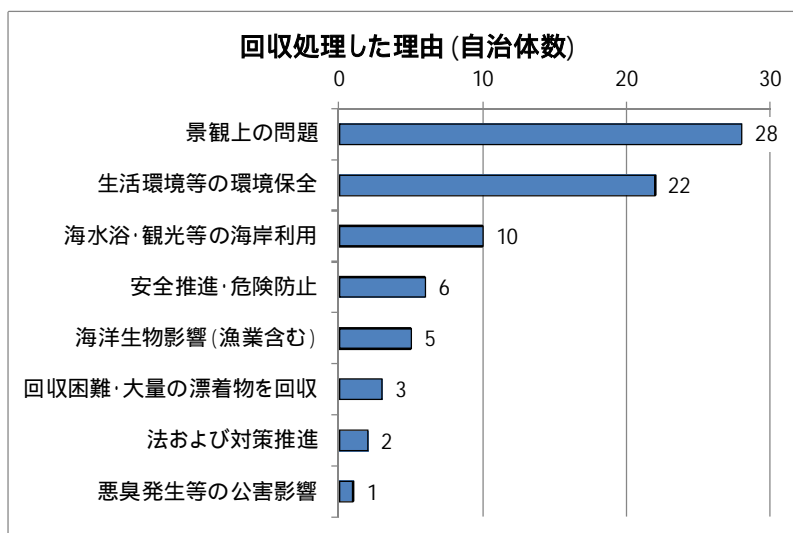


図 4-1 海岸漂着物を回収処理した理由

回収処理の主体

平成21年～23年度における海岸漂着物等の回収処理の主体についてまとめたものを表4-2、図4-2に示した。

都道府県が回収処理の主体になっている自治体が最も多かった。

表 4-2 海岸漂着物等の回収処理の主体

回収処理の主体	自治体数	自治体名
都道府県	25	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、和歌山県、京都府、大阪府、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県
市町村	12	北海道、青森県、新潟県、富山県、石川県、京都府、鳥取県、山口県、高知県、長崎県、熊本県、鹿児島県
NGO等その他企業・団体・地元住民	8	山形県、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、宮崎県、沖縄県

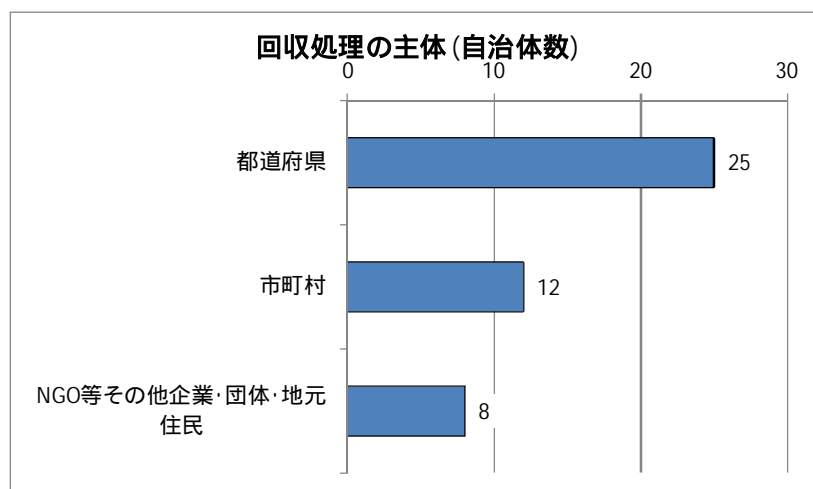


図 4-2 海岸漂着物等の回収処理の主体

5 地域 GND 基金事業による雇用創出効果についての状況把握

地域 GND 基金事業による雇用創出効果について具体的に把握状況について表 5-1、図 5 に示した。また把握している自治体について雇用数の年平均人数を表 5-2 に示した。

表 5-1 雇用創出効果の把握状況

創出効果の把握状況	自治体数	自治体名
把握している	15	北海道、青森県、山形県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、島根県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県
どちらともいえない	3	兵庫県、山口県、徳島県
していない	19	岩手県、秋田県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、富山県、奈良県、和歌山県、鳥取県、香川県、大分県、鹿児島県

表 5-2 雇用数の年平均人数

	年平均(人)		年平均(人)
北海道	19.4	島根	1536
青森	4584	愛媛	34
山形	16.1	高知	5.3
愛知	5.5	佐賀	2.45
京都	10	長崎	48
大阪	0.4	熊本	377
三重	181	宮崎	4
		沖縄	年平均 直接雇用約 7,400 人日、再委託分 は不明)
計 15			

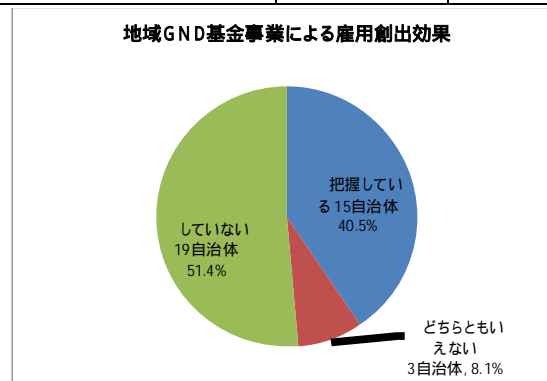


図 5 雇用創出効果の把握状況

6 地域 GND 基金を平成 24 年度に延長した都道府県の事業内容

地域GND基金事業の延長状況について見ると、「延長した」とする自治体は9であった。

一方、「終了したもしくは対象外」とする自治体は38であった。

平成24年度の事業の予定、事業名、事業年度や事業内容については表6-1に示した。

表 6-1 平成 24 年度の事業の予定、事業名、事業年度や事業内容

	事業名	実施年度	事業内容
北海道	海岸漂着物対策協議会の開催	H24	・ 海岸漂着物の回収・処理計画の検討 ・ 発生抑制対策に関する検討 ・ 地域計画修正の協議
	海岸漂着物等の回収・処理事業の実施	H24	・ 海岸管理者による回収・処理事業の実施
山形	海岸漂着物対策推進協議会運営事業	H21-24	山形県海岸漂着物対策推進協議会の運営、会議の開催
	海岸漂着物地域対策推進事業	H22-24	建設海岸の回収、処理
	港湾漂着物撤去処理事業	H21-24	港湾海岸の回収、処理
	美しいやまがたの海推進事業	H21-24	・ ボランティア海岸清掃支援
			・ 海岸漂着物問題普及啓発展開手法検討会の開催 ・ 飛島クリーンアップ作戦普及啓発
漁港漂着物撤去処理事業	H23-24	漁港海岸の回収、処理	
新潟	海岸漂着物地域対策推進事業	H24	海岸漂着物の回収処理
石川	海岸漂着物処理事業	H24	海岸漂着物の回収・運搬・処分
島根	海岸漂着物対策事業	H24	海岸漂着物の回収・処理
			啓発活動
山口	山口県漂流・漂着ごみ対策重点地域一掃事業	H24	県から市町への委託により、重点地域での海岸清掃を実施（日本海側のみ）
	漂着ごみゼロ！民間団体清掃活動支援事業	H24	県から民間団体等へ委託により海岸保全意識を高めるイベント等を実施(日本海側)
長崎	海岸漂着物地域対策推進事業	H24	県管理海岸における海岸漂着物の回収・処理

鹿 児 島	海岸漂着物回収処理事業	H24	東日本大震災に係る廃棄物が漂着した場合、 随時、回収・処理を行う。
沖 縄	海岸漂着物等回収処理業務委 託	H24	通常漂着物、災害起因漂着物を一体的に回収 処理
	災害起因海岸漂着物調査等業 務	H24	災害起因漂着物のモニタリング調査(放射線 量測定含む)
	災害起因海岸漂着物対策検討 等業務	H24	災害起因漂着物の回収体制の検討、今後増加 が見込まれる災害起因漂着物の処理コスト 低減策の調査検討(小型焼却炉での効果的な 処理方法、再資源化調査) 等

・ 専門家委員会とりまとめ

第 6 回及び第 7 回海岸漂着物対策専門家会議で指摘された内容について、以下の表にまとめた。

1 第 6 回 平成 24 年 12 月 11 日実施

1 . 海岸漂着物処理推進法及び基本方針関連指摘事項

指摘事項	詳細内容および委員名	法 関 連 箇 所	基本方針関連箇所
財 政 措 置 の 必 要 性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、財政措置の取り方に関して、効果・施行の効率性をあげる必要がある。(兼廣) ・ 財政措置は必要であるが、一律に行うべきではなく、実際の被害状況・混乱状況を考慮し、きちんとした対応・対策の努力を進めた所に予算が行き届くような仕組みが必要である。(小島) ・ 普及啓発や回収処理の事業に対する国の補助率が回収については 1/2 であり、対象が離島のみなので本土海岸についても来年度の予算措置を行なってほしい。(金子) ・ 補助比率に関して、発生抑制等の普及啓発と回収・処理で差をつける展開する工夫をするべき。(金子) ・ 財政措置を申請できなかった所を調査し、現制度の不良な部分を把握し改善し、各自治体がこれを有効的に使えるようにすべき(藤枝) 	第 2 9 条	

発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着したごみの回収処理の仕組みは検討されてきているが、啓蒙普及活動が進行しているにも関わらず、減少傾向は見られないので、発生抑制について更なる有効な効果的な方法を検討すべき（兼廣） ・発生抑制の観点から、河川環境保全、3Rの関係 NPO・NGOも専門家会議に加わるべき（金子） ・海ごみの発生抑制には、廃棄物の適正処理を行うことが基本であり、不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要がある。モラル向上のために、ごみのクリーンアップ活動に参加する機会を増やすなど長期的な対応で解決する必要がある。（田中） 	第5条 第23条	第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2.(2)海岸漂着物の効果的な発生抑制
ごみ流出経路の調査・把握	<ul style="list-style-type: none"> ・川のごみは、河川および河川敷への不法投棄のみではなく、市街地の道路の植栽、橋からまたは風や雨からの散乱ごみも多いことが想像できるので、実態把握して国土管理全体で散乱ごみ対策を位置づける必要がある。（小島） 	第22条	第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2.(5) 技術開発、調査研究等の推進等

普及啓蒙等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着物対策として、一切基本計画・協議会を作成しない都道府県があり、海に面していない事で希薄な可能性もあるが、非常に多くのごみを流出させている都道府県が行動しない事は問題であり、意識を持ち取り組むための法律文書が必要である。(小島) ・海がある大半の都道府県は地域計画等取り組んでいるが、一部全く取組を行わない都道府県があり、ごく一部の人が普及活動を行なっても伝わらない風潮があるので、積極的に地域計画を進めさせる指導を行うべきである。(兼廣) ・海岸管理者の聞き取り調査結果で得られた、都道府県からの要望あるいは意見に対して、国として説明会や意見交換会を開くべき。(小島) ・現場を管理している都道府県の担当者が現状を理解していない事が課題であり、国の役割や都道府県、自治体の役割分担をどうするかが議論すべき中心である。(金子) ・事業の中に普及啓発的な要素を取り入れた回収事業が有効で、地域の人や NPO が在中して進めていくような工夫をすべき。(金子) ・NPO・NGO と都道府県担当者の関係が希薄な場合、予算が多様な主体が連携した普及啓発等へ使用されず、回収処理事業を中心に執行されている。(金子) 	第 2 7 条	第 1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2.(5) 環境教育および普及啓発
地域計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の計画が基本方針策定にとどまり、都道府県の地域計画に対応していない。(金子) ・地域計画のレベルに差異があり、県域を越える広域的な対応が希薄(金子) ・国として取り組むべき事項と工程表を入れた基本計画の策定、状況に応じた対策予算の措置が必要である。(金子) 	第 1 4 条	第 2 地域計画の作成に関する基本的事項

2. その他（他省庁の施策等）に係る指摘事項等

指摘事項	詳細内容および委員名	関連省庁 及び施策	法関連箇所 (あれば)
原単位等の 理解および 迅速対応	<ul style="list-style-type: none"> ・流木を処理するときの1立米もしくは1トンあたりの原単位は把握すべき。漁場で4300万円の費用がかかる処理を漁民が行うことは非現実的である。(長野) ・資料では漂流しているごみは漁業者、漂着したら海岸関係省庁の海岸事業とあるが、養殖場などの閉鎖的水域や漁場での漂流物は漂着と同じ扱いでよい。先日の北部九州の豪雨等の例があった場合、処理について迅速に行うためのルールを作成すべき。(長野) 	水産庁	
地域グリーン ニューディール基金 について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域グリーンニューディール基金の平成23年度の実際の執行済額、24年度の予定額を理解し、執行状況に関して行なった事実関連の報告のみならず、その効果等、内容的に中身を充実させて分析・評価すべきである。(渡邊) ・地域グリーンニューディール基金の予算の8割以上が海岸の清掃回収活動に使用されており、地域計画や将来的な計画に使われている部分が非常に少ないことが問題である。(兼廣) ・地域グリーンニューディール基金について、経済対策ゆえの制限的な場合もあったので、財政上の措置等の関係法令の見直しが必要である。(金子) 	環境省・グリーンニューディール基金	第29条

3. その他（上記以外）

指摘事項	詳細内容および委員名	備考
課題のまとめ方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策を評価することは大切で、文章開示のみの評価ではなく、マトリックスを用いた定量的な評価をすべきであり、客観的な表で表現する方が議論しやすい。（竹村） 	
漂着以外のごみ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋のごみ問題については海岸に漂着するものだけではなく、海洋に漂流しているもの、海底に沈んでいるものについて対策が必要（兼廣）（金子） ・ 牡蠣養殖のパイプ等、海域および海洋中で発生するごみが広域に拡散しており、早々に原因を究明すべき。（藤枝） ・ 河川へのごみ流入に対する対策は行われているが、最終的に川から海へ流れ出る河口域での重点的で定期的なごみ回収をすることで海洋に流出することを防ぐべき。（藤枝） ・ 海岸林の中や、海岸段丘上の漂着物が対象外になっているので、実状に沿った回収事業が実施できていない。（金子） 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律に規定された事項（ごみを捨てる行為の防止、民間の団体等との緊密な連携の確保、海岸漂着物対策推進会議、専門家会議、法制の整備）の遵守や調査研究等の手法検討の適正化が課題である。（金子） 	

2 第7回 平成25年 2月15日実施

4 . 海岸漂着物処理推進法及び基本方針関連指摘事項

指摘事項	詳細内容および委員名	法 関 連 箇 所	基本方針関 連箇所
財政措置の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、財政措置の取り方に関して、効果・施行の効率性をあげる必要がある。(兼廣) ・財政措置は必要であるが、一律に行うべきではなく、実際の被害状況・混乱状況を考慮し、きちんとした対応・対策の努力を進めた所に予算が行き届くような仕組みが必要である。(小島) ・普及啓発や回収処理の事業に対する国の補助率が回収については1/2であり、対象が離島のみなので本土海岸についても来年度の予算措置を行なってほしい。(金子) ・補助比率に関して、発生抑制等の普及啓発と回収・処理で差をつける展開する工夫をするべき。(金子) ・財政措置を申請できなかった所を調査し、現制度の不良な部分を把握し改善し、各自治体がこれを有効的に使えるようにすべき(藤枝) 	第29条	
発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着したごみの回収処理の仕組みは検討されてきているが、啓蒙普及活動が進行しているにも関わらず、減少傾向は見られないので、発生抑制について更なる有効な効果的な方法を検討すべき(兼廣) ・発生抑制の観点から、河川環境保全、3Rの関係NPO・NGOも専門家会議に加わるべき(金子) ・海ごみの発生抑制には、廃棄物の適正処理を行うことが基本であり、不法投棄をなくし、適正な処理レベルを向上させる必要がある。モラル向上のために、ごみのクリーンアップ活動に参加する機会を増やすなど長期的な対応で解決する必要がある。(田中) 	第5条 第23条	第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2.(2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制
ごみ流出経路の調査・把握	<ul style="list-style-type: none"> ・川のごみは、河川および河川敷への不法投棄のみではなく、市街地の道路の植栽、橋からまたは風や雨からの散乱ごみも多いことが想像できるので、実態把握して国土管理全体で散乱ごみ対策を位置づける必要がある。(小島) 	第22条	第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2.(5) 技

			術開発、調査研究等の推進等
普及啓蒙等の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・漂着物対策として、一切基本計画・協議会を作成しない都道府県があり、海に面していない事で希薄な可能性もあるが、非常に多くのごみを流出させている都道府県が行動しない事は問題であり、意識を持ち取り組むための法律文書が必要である。(小島) ・海がある大半の都道府県は地域計画等取り組んでいるが、一部全く取組を行わない都道府県があり、ごく一部の人が普及活動を行なっても伝わらない風潮があるので、積極的に地域計画を進めさせる指導を行うべきである。(兼廣) ・海岸管理者の聞き取り調査結果で得られた、都道府県からの要望あるいは意見に対して、国として説明会や意見交換会を開くべき。(小島) ・現場を管理している都道府県の担当者が現状を理解していない事が課題であり、国の役割や都道府県、自治体の役割分担をどうするかが議論すべき中心である。(金子) ・事業の中に普及啓発的な要素を取り入れた回収事業が有効で、地域の人やNPOが在中して進めていくような工夫をすべき。(金子) ・NPO・NGOと都道府県担当者の関係が希薄な場合、予算が多様な主体が連携した普及啓発等へ使用されず、回収処理事業を中心に執行されている。(金子) 	第 2 7 条	第 1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2.(5) 環境教育および普及啓発
地域計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の計画が基本方針策定にとどまり、都道府県の地域計画に対応していない。(金子) ・地域計画のレベルに差異があり、県域を越える広域的な対応が希薄(金子) ・国として取り組むべき事項と工程表を入れた基本計画の策定、状況に応じた対策予算の措置が必要である。(金子) 	第 1 4 条	第 2 地域計画の作成に関する基本的事項

5. その他（他省庁の施策等）に係る指摘事項等

指摘事項	詳細内容および委員名	関連省庁 及び施策	法関連箇所 (あれば)
原単位等の 理解および 迅速対応	<ul style="list-style-type: none"> ・流木を処理するときの1立米もしくは1トンあたりの原単位は把握すべき。漁場で4300万円の費用がかかる処理を漁民が行うことは非現実的である。(長野) ・資料では漂流しているごみは漁業者、漂着したら海岸関係省庁の海岸事業とあるが、養殖場などの閉鎖的水域や漁場での漂流物は漂着と同じ扱いでよい。先日の北部九州の豪雨等の例があった場合、処理について迅速に行うためのルールを作成すべき。(長野) 	水産庁	
地域グリーン ニューディール基金 について	<ul style="list-style-type: none"> ・地域グリーンニューディール基金の平成23年度の実際の執行済額、24年度の予定額を理解し、執行状況に関して行なった事実関連の報告のみならず、その効果等、内容的に中身を充実させて分析・評価すべきである。(渡邊) ・地域グリーンニューディール基金の予算の8割以上が海岸の清掃回収活動に使用されており、地域計画や将来的な計画に使われている部分が非常に少ないことが問題である。(兼廣) ・地域グリーンニューディール基金について、経済対策ゆえの制限的な場合もあったので、財政上の措置等の関係法令の見直しが必要である。(金子) 	環境省・グリーンニューディール基金	第29条

6. その他（上記以外）

指摘事項	詳細内容および委員名	備考
課題のまとめ方	<p>・政策を評価することは大切で、文章開示のみの評価ではなく、マトリックスを用いた定量的な評価をすべきであり、客観的な表で表現する方が議論しやすい。（竹村）</p>	
漂着以外のごみ対策	<p>・海洋のごみ問題については海岸に漂着するものだけではなく、海洋に漂流しているもの、海底に沈んでいるものについて対策が必要（兼廣）（金子）</p> <p>・牡蠣養殖のパイプ等、海域および海洋中で発生するごみが広域に拡散しており、早々に原因を究明すべき。（藤枝）</p> <p>・河川へのごみ流入に対する対策は行われているが、最終的に川から海へ流れ出る河口域での重点的で定期的なごみ回収をすることで海洋に流出することを防ぐべき。（藤枝）</p> <p>・海岸林の中や、海岸段丘上の漂着物が対象外になっているので、実状に沿った回収事業が実施できていない。（金子）</p>	
その他	<p>・法律に規定された事項（ごみを捨てる行為の防止、民間の団体等との緊密な連携の確保、海岸漂着物対策推進会議、専門家会議、法制の整備）の遵守や調査研究等の手法検討の適正化が課題である。（金子）</p>	

・ヒアリング調査結果

海岸漂着物対策について、防衛大学の山口教授、国際環境研究協会の安田様の 2 名に、漂着物対策に関する対応の問題点、改善策、今後の施策に関する意見等のヒアリングを行った。

- 1 防衛大学校 山口晴幸 教授
(平成 25 年 3 月 17 日ヒアリング実施)

概要

- ・海岸漂着物対策を実施するにおいて最も重要であるのは「定期的に」、「継続的に」、「長期的に」対策をとる事である。外国からの多量の漂着物、ボランティア等の活動が困難な過疎地域への支援、国際的な対応など、地方自治体や民間団体では難しい部分に、継続的に予算を回し、長期的な対応策を取るべきである。

詳細

- ・海岸漂着物対策について、最も重要であるのは、国が予算を継続的に海岸漂着物対策に回し、対策を講じる事である。
- ・一時、予算が回され、ゴミの回収・処理が行われたとしても、1年ブランクが空いただけで海岸の漂着ゴミの状況は元に戻ってしまう。漂着ゴミは、日々海岸に流れ着いてくるものであるため、継続的、長期的、定期的に対策を取り続ける事が重要である。
- ・漂着ゴミが大きな問題となる事が多いのは、過疎地域の海岸である。大都市の海岸では、漂着物を回収するボランティアも比較的集まりやすく、回収されることが多い。一方、高齢化が進んだ過疎地域等では回収に係るボランティア団体等も少なく、継続的に漂着ゴミに対して対策を取るのが難しい。
- ・今、外国からの漂着ゴミが大きな問題となっている。国の予算や基金を活用してゴミを回収する事はできるが、発生源の国に対する要請や折衝は、地方自治体が独自で行うのが難しい。山陰地方等、日本海側には多くの外国からのものと思われるゴミが漂着しているが、それに対する国際的な対応に力を入れる必要がある。より積極的に外国からのゴミに対して、様々な面から対応する必要があるのではないかと。また、関連する法律の中にも外国由来の漂着ゴミに対する記述が不足していることが問題である。

- ・数年前は、漂着ゴミについて予算が組まれ、対策活動がされていたが、東日本大震災を境に、漂着ゴミに対する活動が下火となり、漂着ゴミ問題が顕在化している海岸が出てきている。冒頭にも上げた通り、対策活動にブランクが空くと海岸のゴミの状況は元に戻ってしまう。繰り返しとなるが「定期的」、「継続的」、「長期的」に予算を組み、活動を行っていく、あるいは活動をサポートしていくことが重要である。
- ・漂着ゴミ問題が顕在化している地域には、処理施設を作る事が効果的である。漂着ゴミを遠方の処理施設まで運ぶためにも運搬費等のコストがかかる。ある地域で、漂着ゴミにたいして継続的に対処していくためには、簡易的でも良いのでゴミの処理施設を作るべきである。
- ・沖縄県等、海岸そのものが観光資源となっている地方では、海岸ゴミによる影響は特に深刻である。また、海岸漂着物の中には医療廃棄物等の危険物や、有害物質の入ったドラム缶等、きわめて危険な漂着物も存在する。漂着ゴミの多くを占めるプラスチックの容器等からは、回収が遅れると塗料や加工用の化学物質が流れだし、砂浜を汚染する事も考えられる。それらの回収に対し、ボランティア団体だけの活動では、迅速性や危険物に対する対策が難しい。国が予算を使い、行政指導での迅速な回収、処理が望まれる。

2 国際環境研究協会 安田 様
(平成 25 年 3 月 21 日ヒアリング実施)

概要

法施行から 3 年がたち、様々な分野で海岸漂着物の処理がされている。今後改善が望まれるものとして「予算や基金の使用に関する事例の明確化」が挙げられる。より多くの事例に対応できるよう、予算や基金の使途についてクリアに、明確にし、活用を促すことが望まれる。

詳細

- ・まず、GND 基金事業が 3 年間の期限付き施行である事から、多くの自治体で、さらに恒久的な基金の創設が望まれている。1 度漂着ゴミの回収が滞る事によって、漂着ゴミだけではなく、不法投棄のゴミが増える場合も見受けられる。(ゴミがゴミを呼ぶ)
特に、海水浴場等の海岸を持っている自治体では、漂着ゴミだけの問題でなくなる場合も出ているため、恒常的な回収・処理が重要である。
- ・海岸に漂着したゴミの回収や処理の為に、基金や予算の使用が不可欠であるが、自治体によって、基金や予算の活用方法に差がある。これは、「どのような事業で基金や予算を活用できるか」の定義が明確でないことが原因である事が考えられる。漂着ゴミ処理に係る事例を明確にし、どの事業でどのような予算や支援が活用できるのか、また、活用を推進できるような制度創りをする必要がある。
- ・曖昧な定義や言葉の一例に「環境教育」という言葉が挙げられる。いわゆる「環境教育」と言われる授業が行われていることは稀で、社会科や倫理等、他の授業に少しずつ組み合わせて行われていることが多い。「環境教育」を行うこと自体が目的となってしまう面があるのではないかと。また、成果も不明確である。
- ・漂着ゴミの回収だけではなく、処理方法を模索する事も重要である。例えば、海藻などの有機物は、海岸に埋めて分解させる。プラスチックなどの漂着ゴミは、処分場で処分をする。そういった処理に係るノウハウや処理方法の模索に対しても、予算面等で支援があると良いのではないかと。
- ・海岸にゴミが漂着する前に、海上で回収する事によって、海岸に漂着してから回収するのに比べ、容易に回収することができる。ゴミの漂流するコースの測定もすでに行われている。

- ・東日本大震災に関連した「震災ゴミ」について、かなりの量が北海道に流れ着いている。しかし、北海道沿岸の規模の小さな自治体では、一般のゴミと震災で流れ着いたゴミの区別も難しい状態であり、今後増えると予想される震災ゴミ対策にも、さらに支援の工夫が必要である。

． アンケート調査票

(1) 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

問 1 海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。(第十四条)(SA)

策定済み (策定期間 年 月)

策定中 (策定予定時期 年 月・未定)

未策定(策定予定あり) (策定予定時期 年 月・未定)

未策定(策定予定なし) (理由 :)

問 1 - 1 地域計画の概要をお教え下さい。(第十四条)(問 1 で と回答の方)

(概要が記述されたホームページ等がございましたら、URLを記述して下さい。尚、web
上にない場合、PDF化した書類等を添付してください。)

問 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について教えて下さい。(第十五条)(SA)

組織済み (組織時期 年 月)

組織予定あり (組織予定時期 年 月・未定)

組織予定なし (理由 :)

検討中

問 2 - 1 協議会の開催についてお教え下さい。(第十五条)(問 2 で と回答の方)

・開催の有無 (有(定期的・不定期) 無)

・年間開催数について記入してください。

H23年度までの年平均回数(回) H24年11月までの開催数(回)

・構成人数について人数を以下に記入して下さい。

(例、NPO法人 人、~~団体 人、 etc)

問2 - 2 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項について教えてください。(第十五条)

(問2で と回答の方) (MA)

(例、地域計画の作成又は変更に関する協議 等)

問2 - 3 海岸漂着物対策推進協議会において、条例を設置している場合、その設置根拠の有無 (有 (URL・データなどあれば添付してください。) 無)

問2 - 4 海岸漂着物対策推進協議会において、委員改選の有無 (有 無)

問3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について教えてください。(第十六条) (SA)

委嘱済み (委嘱時期 年 月・人数 人)

委嘱予定あり (予定時期 年 月・未定)

委嘱予定なし (理由:)

検討中

問3 - 1 委嘱について具体的にお教え下さい。(問3で と回答の方) (第十六条)

・委嘱人数について人数を以下に記入して下さい。

(例、NPO法人 人、~~団体 人、 etc)

問3 - 2 海岸漂着物対策活動推進員の具体的な活動内容について教えてください。(第十六条)
条)

問3 - 3 海岸漂着物対策活動推進員の推進協議会への参加の有無 (有 無)
推進員としての任期 (年)

問4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について教えてください。(第十六条)(SA)

指定時期 (年 月)

指定予定あり (予定時期 年 月・未定)

指定予定なし (理由:)

検討中

問4 - 1 指定状況についてお教え下さい。(問4で と回答の方)(第十六条)

指定団体数について以下に記入して下さい。

(例、NPO等団体 ~団体、~~組合 ~団体)

問4 - 2 指定団体の具体的な活動内容について記入してください。(第十六条)

問4 - 3 指定団体の推進協議会への参加の有無 (有 無)
指定団体の期限 (年)

問5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施について教えてください。(第二十八条)(SA)

実施している

実施予定あり (予定時期 年 月・未定)

実施予定なし (理由 :)

検討中

問5 - 1 調査内容と調査結果の利用法についてお教え下さい。(第二十八条)(問5で と回答の方)

調査名	調査内容	いつ	どこで	どのように活用するのか

問5 - 2 調査結果を公開している場合は、URL・データなどあれば添付してください。(第二十八条)(問5で と回答の方)

問6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(措置の内容、対象)について教えてください。(第二十三条)(MA) 尚、グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、このうち、H24年度に新たに実施した項目は(H24新)、H24年に継続している項目は(H24)と文末に記載して下さい。(例、条例・計画の制定(GND)、不法投棄防止看板・標識等の設置(H24新)、等)

問7 環境教育・普及啓発の実例についてお教え下さい。(第二十六条)(MA)
尚、グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、このうち、H24年度に新たに実施した項目は(H24新)、H24年に継続している項目は(H24)と文末に記載して下さい。
(例、清掃活動(GND)、パンフレット・テキスト等の作成・配布(H24新)、等)



問8 - 1 連携・活動に対する支援の実例についてお教え下さい。(第二十七条)(MA)
尚、グリーンニューディール基金を利用した項目は(GND)、このうち、H24年度に新たに実施した項目は(H24新)、H24年に継続している項目は(H24)と文末に記載して下さい。
(例、清掃ボランティア活動の連携・支援(GND)、ボランティア活動保険支援(H24新)、等)



問8 - 2 安全配慮の実例についてお教え下さい。(第二十五条)(MA)
(例、ボランティア活動保険支援、海岸漂着物等の取扱い等に関する指導 等)



問 8 - 3 連携している、又は想定される民間団体等についてお教え下さい。(第二十五条)
(MA) (例、NPO 等団体、～～組合(漁業、森林等) 等)

問 9 海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等を行なっていますか。
(第二十二条)(MA)

行なっている

行なっていない

問 9 - 1 技術開発、調査研究等の成果の普及に有用な知見があればお教え下さい。(問
9で と回答の方)(MA)

問 10 海岸漂着物対策事業に係る財源について教えてください。(第二十九条)

・地域GND基金とその他の財源について割合をご記入下さい。

	地域GND基金	その他の財源
割合	割	割

問10-1 問10の他に各都道府県において、独自に予算措置し実施した、若しくは実施している海岸漂着物等対策に係る各施策及びその概要（過去5年分）について教えてください。（第十二条）

--

問11 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題について教えてください。

--

< アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入願います。 >

機関名、部局課		
ご連絡先	電話： -	FAX 番号： -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

なお、このご回答用紙は、下記のメールアドレスか FAX 番号へご送付くださいますようお願いいたします。

メールアドレス：astj@astweb.co.jp

送付先 FAX 番号：03-5155-7383

問い合わせ先：03-5155-7381

【調査委託会社：アストジェイ 担当：丸山、鐘ヶ江】

(2) 地域 G N D 基金執行状況調査

問 1 平成21年～23年度における地域 G N D 基金の用途について以下の表にご記入下さい。

	(万円)
地域計画の策定	万円
海岸漂着物等の回収処理	万円
海岸漂着物等の発生抑制対策	万円
切り分け困難	万円

問 2 地域 G N D 基金事業実施にあたってのメリット、デメリット及び改善が必要な点についてご記入下さい。

--

問3-1 平成21～23年度における地域GND基金事業による海岸漂着物等の回収・処理に係る事項について海岸漂着物等の回収処理量とその内訳を教えてください。

	回収処理量(t)
流木・木材	t
プラスチック類	t
木くず・葦・海藻	t
缶	t
可燃物	t
ガラス・ビン類	t
不燃物	t
発泡スチロール類	t
金属類	t
漁網・漁具	t
その他	t
合計	t

問3-2 平成21年～23年度における海岸漂着物等を回収処理した理由、回収処理の主体及び連携している民間団体等について教えてください。（複数回答）
 （例：【理由】景観上、環境影響、等、【主体】NPO法人 等、
 【民間団体等】NPO法人 等）

理由	
主体	
連携民間団体等	

問4 地域GND基金事業による雇用創出効果について具体的に把握しているか
 (回答法：一つ選択で回答部分を赤字に変更してください。)

- 把握している (年平均 人)
- どちらともいえない
- していない

問5 地域GND基金事業を平成24年度に延長された都道府県様のみにお聞きします。
 平成24年度の事業の予定について、事業名、事業年度、事業内容を具体的にお書きください。

事業名	実施年度	事業内容

< アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入願います。 >

機関名、部局課		
ご連絡先	電話： -	FAX 番号： -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

なお、このご回答用紙は、下記のメールアドレスか FAX 番号へご送付くださいますようお願いいたします。

メールアドレス：astj@astweb.co.jp

送付先 FAX 番号：03-5155-7383

問い合わせ先：03-6380-2121

【調査委託会社：アストジェイ 担当：丸山、鐘ヶ江】

この報告書に使用している紙は、グリーン購入法に基づき総合評価 80 以上、古紙パルプ 100% 配合の紙を使用しています。